

一宮の
都市計画

目次

I	一宮市の概要	
1.	沿革	1
2.	位置及び地勢	2
3.	市域及び人口	3
4.	市街化動向	4
II	都市計画	
1.	都市計画とは	5
2.	都市計画の内容	6
3.	都市計画区域	6
4.	都市計画の決定	8
5.	一宮市都市計画に関する基本的な方針 (都市計画マスタープラン)	9
6.	一宮市立地適正化計画	11
7.	都市計画制限と都市計画事業	14
III	土地利用	
1.	土地地用の考え方	15
2.	市街化区域及び市街化調整区域	16
3.	地域地区	16
	○用途地域	17
	○特別用途地区	20
	○防火地域・準防火地域	21
	○駐車場整備地区	21
	○生産緑地地区	22
4.	地区計画等	23
IV	都市施設	
1.	道路	25
2.	都市高速鉄道（連続立体交差事業）	27
3.	公園・緑地	29
4.	駐車場	31
5.	下水道	32
V	市街地開発事業	
1.	土地区画整理	35
2.	市街地開発事業	39
VI	快適でうるおいのあるまちづくり	
1.	一宮市の顔づくり	40
2.	緑の環境づくり	43
3.	快適なふれあい空間の整備	44
4.	未来に向けたまちづくり	46
	参考資料	

一宮市の概要

1. 沿革

本市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな土壌に恵まれ、古くから農耕が盛んに行われてきました。

平安時代、真清田神社が尾張の国の「一の宮」であったことから、その門前町であるこの地域がいつしか「いちのみや」とよばれるようになりました。

享保年間には、真清田神社の門前に産物と日用品の交換や綿織物の売買のために三八市が開設され、江戸時代末期には、この地方における流通と商品生産の中心地となって、現在の中心市街地が形成されてきました。

本市の地場産業である繊維産業は、奈良時代に絹織物、江戸時代の中頃からは綿織物の生産が盛んに行われるようになり、その後、大正中期から昭和初期にかけて毛織物へと移行し、全国一の毛織物生産地帯に発展するとともに、都市の集積も飛躍的に高まりました。

これと並行するように、市勢の動きも活発化し、まず、1889年（明治22年）に一宮村と一色村が合併して一宮町となり、1921年（大正10年）には人口30,558人の一宮市が誕生しました。

その後、1940年（昭和15年）に葉栗村、西成村を合併し、1955年（昭和30年）に隣接8町村を合併しました。

2005年（平成17年）には、「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」を将来像とし、尾西市、葉栗郡木曽川町と合併し、人口約37万人都市になりました。

また、2021年（令和3年）4月1日に愛知県尾張地方で初の「中核市」となり、9月には市制施行100周年を迎えました。



2. 位置及び地勢

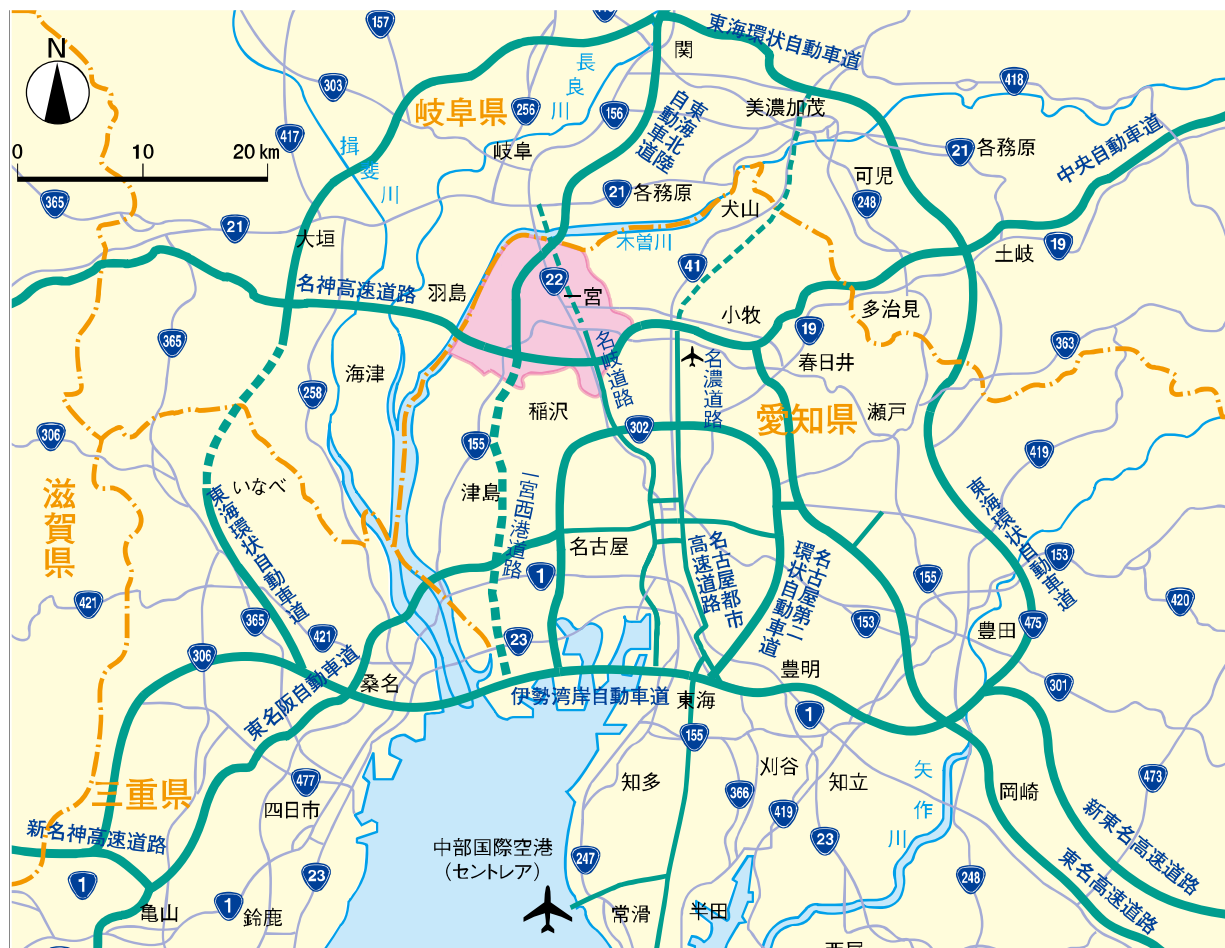
本市は、愛知県の北西部にあって、木曾川をはさんで岐阜県と隣接しており、名古屋市と岐阜市の中に位置する尾張地域の中核的な都市です。標高差の少ない、きわめて平坦な地形であり、北東部から南西部にかけ、約 18 km にわたって木曾川に接しています。面積は 113.82 km²、延長は東西約 15.3 km、南北約 13.3 km となっています。

鉄道は、JR 東海道本線と名鉄名古屋本線・尾西線があります。名古屋、岐阜へはそれぞれ約 10 分の時間距離になります。リニア鉄道が開通した際には、東京まで 1 時間圏内になります。

道路は、名神高速道路と東海北陸自動車道を結ぶ一宮 JCT と 5 つの IC とを有し、名岐道路（名古屋高速道路 16 号一宮線）により、自動車での名古屋中心部へのアクセスも良好です。



●一宮市位置図



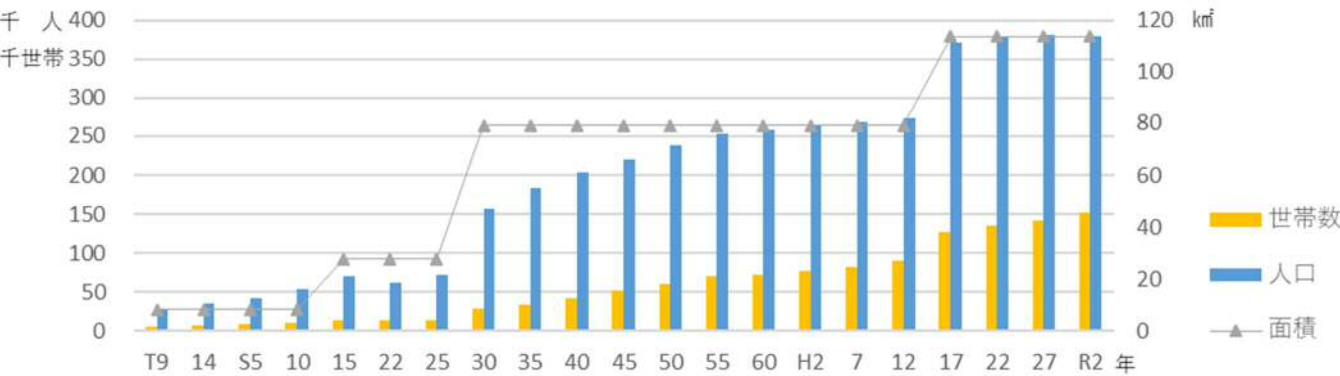
3. 市域及び人口

1921 年（大正 10 年）9 月に市制を施行し、面積 8.3 km²、人口 30,558 人の一宮市が誕生しました。1940 年（昭和 15 年）には葉栗村、西成村を合併して面積 27.69 km²、人口 70,792 人になり、1955 年（昭和 30 年）には近隣 8 町村を合併して面積 78.96 km²、人口 152,294 人になりました。そして、2005 年（平成 17 年）4 月に尾西市と木曽川町と合併し、面積 113.91 km²、人口 377,216 人になり、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日現在、人口 374,471 人となっています。

市町村合併年月日	
1940年（昭和15年）8月1日	葉栗郡葉栗村
1940年（昭和15年）9月20日	丹羽郡西成村
1955年（昭和30年）1月1日	丹羽郡丹陽村、葉栗郡浅井町
1955年（昭和30年）4月1日	中島郡大和町・今伊勢町（開明地区を除く）・奥町・萩原町、葉栗郡北方村
1955年（昭和30年）4月7日	丹羽郡千秋村
2005年（平成17年）4月1日	尾西市、木曽川町



●国勢調査人口等の推移



区分	世帯数	人口			1世帯 当り人口
		総数	男	女	
1920年（大正 9年）	5,814	27,263	12,572	14,691	4.7
1925年（大正14年）	7,035	34,746	15,920	18,826	4.9
1930年（昭和 5年）	8,513	42,229	19,780	22,449	5.0
1935年（昭和10年）	10,009	53,376	24,796	28,580	5.3
1940年（昭和15年）	13,584	70,792	33,048	37,744	5.2
1945年（昭和22年）	13,385	62,460	30,166	32,294	4.7
1950年（昭和25年）	14,332	71,431	33,956	37,475	5.0
1955年（昭和30年）	28,045	157,025	70,695	86,330	5.6
1960年（昭和35年）	33,110	182,984	80,351	102,633	5.5
1965年（昭和40年）	42,295	203,743	92,586	111,157	4.8
1970年（昭和45年）	51,713	219,274	103,356	115,918	4.2
1975年（昭和50年）	60,482	238,463	115,688	122,775	3.9
1980年（昭和55年）	69,725	253,139	123,617	129,522	3.6
1985年（昭和60年）	71,541	257,388	125,851	131,537	3.6
1990年（平成 2年）	76,357	262,434	128,225	134,209	3.4
1995年（平成 7年）	82,398	267,362	130,775	136,587	3.2
2000年（平成12年）	89,984	273,711	134,012	139,699	3.0
2005年（平成17年）	127,386	371,687	181,614	190,073	2.9
2010年（平成22年）	135,837	378,566	184,221	194,345	2.8
2015年（平成27年）	142,480	380,868	185,869	194,999	2.7
2020年（令和 2年）	152,075	380,073	184,934	195,139	2.5

4. 市街化動向

(12 世紀 はじめ) ・真清田神社が尾張一の宮となる	(1974(昭 和 49)) ・三ツ井土地区画整理事業着手
(中 世) ・鎌倉街道沿いに街並みが形成される	(1975(昭 和 50)) ・銀座通公共駐車場完成
(江 戸 時 代) ・真清田神社の門前町としての性格をあらわす	(1976(昭 和 51)) ・吾鬘土地区画整理事業着手
(1727(享 保 12)) ・三八市の開設	(1979(昭 和 54)) ・一宮鉄道高架都市計画決定 ・多加木特定土地区画整理事業着手
(1886(明 治 19)) ・東海道線一宮停車場を開設	(1980(昭 和 55)) ・人口 25 万人突破 ・一宮鉄道高架事業工事着手
(1889(明 治 22)) ・町制施行 (人口約 11,000 人)	(1984(昭 和 59)) ・東海北陸自動車道実施計画認可
(1891(明 治 24)) ・濃尾地震	(1985(昭 和 60)) ・猿海道特定土地区画整理事業着手
(1900(明 治 33)) ・尾西線 (尾張鉄道、新一宮ー津島) 開通	(1986(昭 和 61)) ・印田第 1 土地区画整理事業着手
(1907(明 治 40)) ・蘇東耕地整理組合設立	(1988(昭 和 63)) ・鉄道高架東海道本線上り開通
(1912(明 治 45)) ・一宮耕地整理組合設立	(1989(平 成 1)) ・国営木曾三川公園建設着手
(1913(大 正 2)) ・一宮線 (名古屋電気鉄道、東一宮ー岩倉ー押切) 開通	(1990(平 成 2)) ・鉄道高架東海道本線下り開通
(1914(大 正 3)) ・木曾川橋線 (尾西鉄道、新一宮ー木曾川橋) 開通	(1992(平 成 4)) ・伝法寺土地区画整理事業着手
(1917(大 正 6)) ・私設乗合自動車営業 (一宮ー起) (一宮ー浅井)	(1993(平 成 5)) ・鉄道高架名鉄名古屋本線開通
(1921(大 正 10)) ・市制施行 (人口 30,558 人)	(1995(平 成 7)) ・国営木曾三川公園ツインアーチ 138 オープン ・鉄道高架全線開通
(1924(大 正 13)) ・蘇東線 (名古屋鉄道、一宮ー起) 開通 ・中村線 (尾西鉄道、新一宮ー国府宮) 開通	(1996(平 成 8)) ・新用途地域 (12 種類) の指定 ・名岐道路 (自動車専用道路) の都市計画決定
(1925(大 正 14)) ・都市計画法適用指定	(1997(平 成 9)) ・東海北陸自動車道一宮木曾川 IC 開通
(1926(大 正 15)) ・都市計画区域の決定 ・第 1 期下水道事業着手	(1998(平 成 10)) ・東海北陸自動車道一宮 JCT 開通 ・環境センター完成
(1928(昭 和 3)) ・中村線 (名古屋鉄道、新一宮ー国府宮ー柳橋) 開通	(1999(平 成 11)) ・シンボルロード完成 ・一宮駅東地下駐車場完成 ・名神高速道路尾張一宮 PA (上り線) 開設
(1929(昭 和 4)) ・都市計画街路網決定 (放射環状型)	(2000(平 成 12)) ・東海豪雨 (9 月 11 日～ 12 日)
(1930(昭 和 5)) ・市庁舎完成	(2001(平 成 13)) ・名神高速道路尾張一宮 PA (下り線) 開設 ・新一宮駅前広場完成 ・本町アーケード改装 ・エコハウス 138 完成
(1934(昭 和 9)) ・上水道敷設認可	(2002(平 成 14)) ・宮前三八市広場完成
(1935(昭 和 10)) ・用途地域の指定	(2003(平 成 15)) ・尾張一宮駅前広場完成
(1940(昭 和 15)) ・葉栗・西成両村を合併	(2005(平 成 17)) ・名岐道路の清洲 JCT から国道 155 号区間が開通 ・尾西市、木曾川町と合併
(1945(昭 和 20)) ・空襲により市街地の 8 割が焼失	(2010(平 成 22)) ・一宮市総合体育館完成 ・尾張都市計画区域の指定 (都市計画区域の再編)
(1946(昭 和 21)) ・復興計画街路決定	(2011(平 成 23)) ・一宮斎場完成
(1947(昭 和 22)) ・復興土地区画整理事業着手	(2012(平 成 24)) ・一宮市尾張一宮駅前ビル「i-ビル」完成
(1949(昭 和 24)) ・準防火地域の指定	(2014(平 成 26)) ・市役所本庁舎完成
(1952(昭 和 27)) ・第 2 期下水道事業着手	(2016(平 成 28)) ・オリナス一宮・つむぎロード完成
(1955(昭 和 30)) ・隣接 8 町村合併	(2018(平 成 30)) ・用途地域 (容積率) ・防火地域及び準防火地域の変更 (一宮駅周辺) ・一宮駅周辺地区地区計画を決定
(1957(昭 和 32)) ・西部土地区画整理事業着手	(2019(令 和 1)) ・外崎土地区画整理事業着手 ・一宮中央プラザ完成
(1960(昭 和 35)) ・東部終末処理場運転開始	(2021(令 和 3)) ・本町 2 丁目地区計画を決定 ・一宮稲沢北 IC 西部地区計画を決定 ・東海北陸自動車道一宮稲沢北 IC 開通
(1964(昭 和 39)) ・西部第 2 土地区画整理事業着手 ・西部終末処理場運転開始 ・名神高速道路一宮 IC 開通 ・国道 22 号 (名古屋ー一宮) 開通	(2022(令 和 4)) ・一宮市稲沢北 IC 西部 (第 2 地区) 地区計画を決定 ・大和町妙興寺地区計画を決定
(1965(昭 和 40)) ・人口 20 万人突破 ・東部土地区画整理事業着手	(2023(令 和 5)) ・大和町南高井地区計画を決定
(1967(昭 和 42)) ・一宮鉄道高架促進期成同盟会発足	(2024(令 和 6)) ・国道 22 号名岐道路 (一宮ー一宮木曾川) の都市計画決定
(1968(昭 和 43)) ・新都市計画法制定	(2025(令 和 7)) ・尾張一宮 PA スマート IC (仮称) の事業化決定
(1969(昭 和 44)) ・丹陽西土地区画整理事業着手 ・国道 22 号全線開通 ・尾張西部都市計画区域の指定 (一宮市・尾西市・木曾川町)	
(1970(昭 和 45)) ・住居表示開始 ・国道 155 号 (一宮ー津島) 開通 ・市街化区域と市街化調整区域の指定	
(1971(昭 和 46)) ・本町アーケード完成 ・都市計画道路網の再編	
(1972(昭 和 47)) ・平島土地区画整理事業着手 ・森本土地区画整理事業着手	
(1973(昭 和 48)) ・新用途地域 (8 種類) の指定	

II 都市計画

1. 都市計画とは

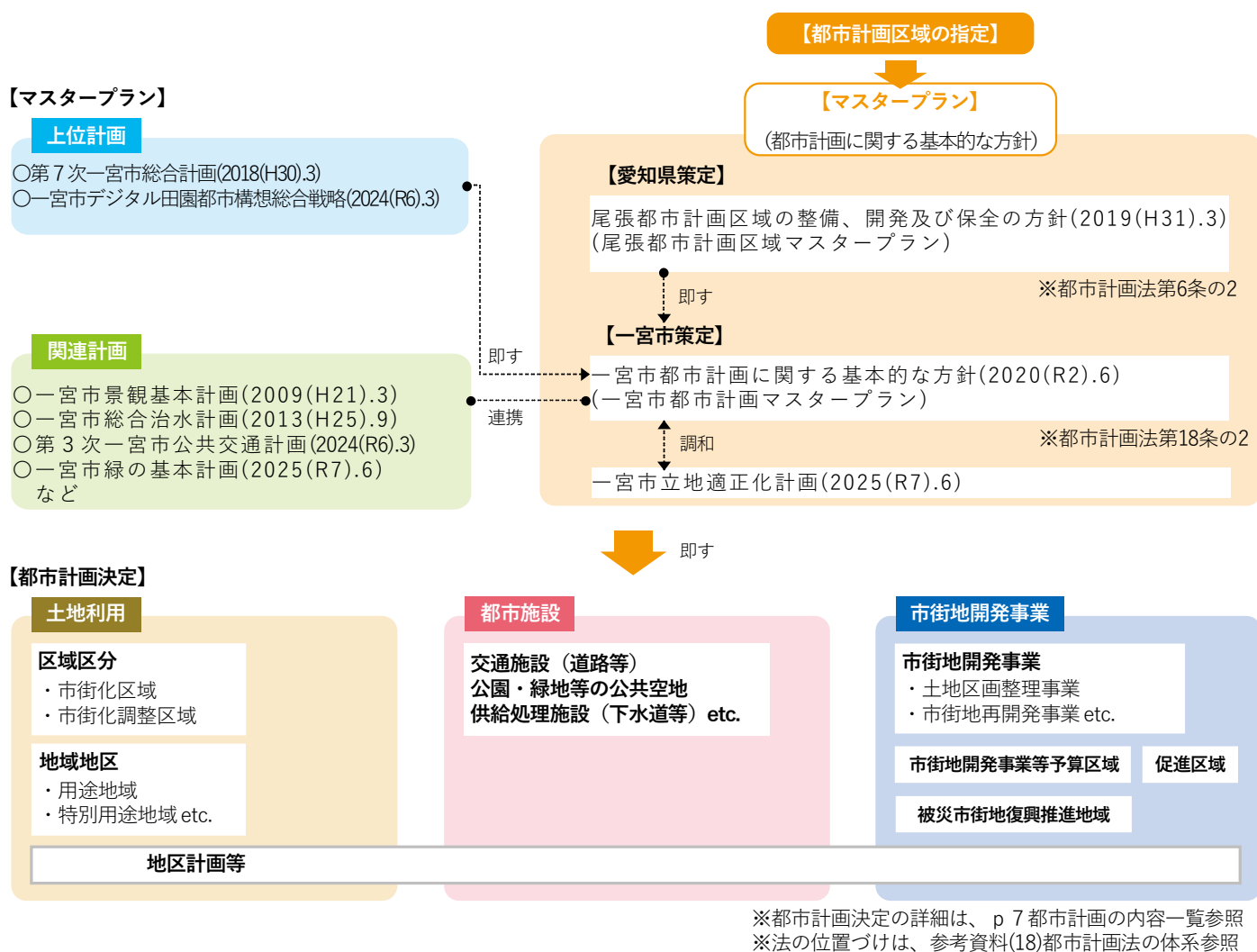
高度成長期における人口及び産業の都市集中による無秩序な市街化（いわゆるスプロール現象）が、都市環境の悪化、公共施設設備に関する非効率的投資や後追い投資等の弊害をもたらしました。

そのため、1969 年（昭和 44 年）に新しい都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）が施行されました。

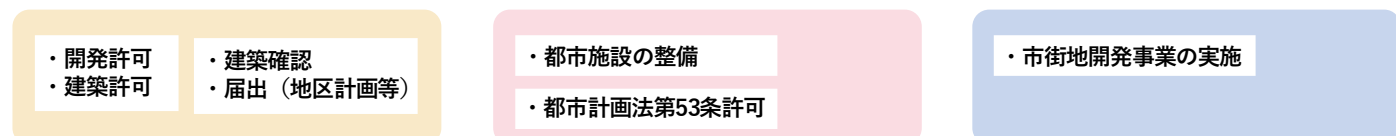
この法律には、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等、都市計画に関し必要な事項が定められています。

また、同法第 2 条において、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を都市計画の基本理念とし、同第 4 条において、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」を都市計画と定義しています。

●都市計画制度の構成



【都市計画の適用】 (都市計画制限と都市計画事業)



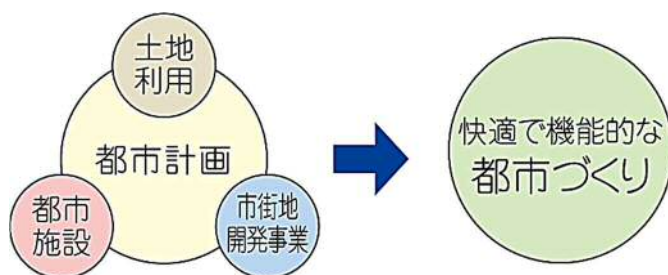
2. 都市計画の内容

都市計画には、土地を利用する場合の様々なルールや都市に必要不可欠な道路、公園等が定められています。

都市計画法における都市計画の内容は、大別すると、

- (1) 市街化区域及び市街化調整区域、用途地域等の土地利用に関する計画
- (2) 道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、下水道等の都市施設に関する計画
- (3) 市街地の一体的開発・整備を目的とする土地地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画

の3つの柱から成り立っており、これらを総合的、一体的に行うことにより、快適で機能的な都市づくりを進めるものです。



3. 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域をいいます。

この区域は、自然的、社会的条件等を勘案して、市町村の行政区域にとらわれず一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、本市を含む7市2町が尾張都市計画区域として定められています。

●都市計画区域図

尾張都市計画区域
一宮市、春日井市、
犬山市、江南市、
小牧市、稲沢市、
岩倉市、大口町、
扶桑町



尾張都市計画区域マスタープランより

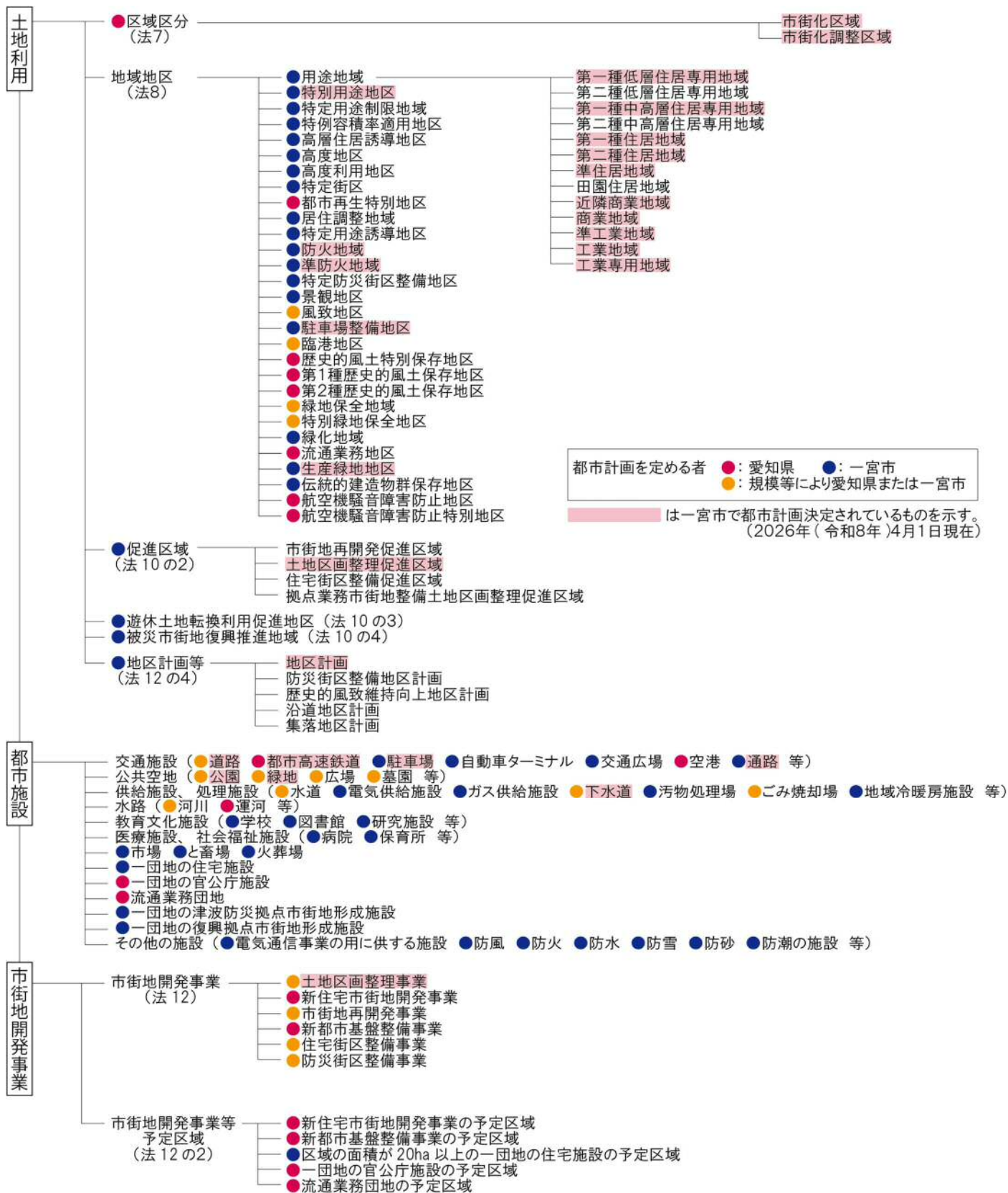
全市町村数

市	町	村	計
38	14	2	54

都市計画区域内市町村数

市	町	村	計
38	12	1	51

●都市計画の内容一覧



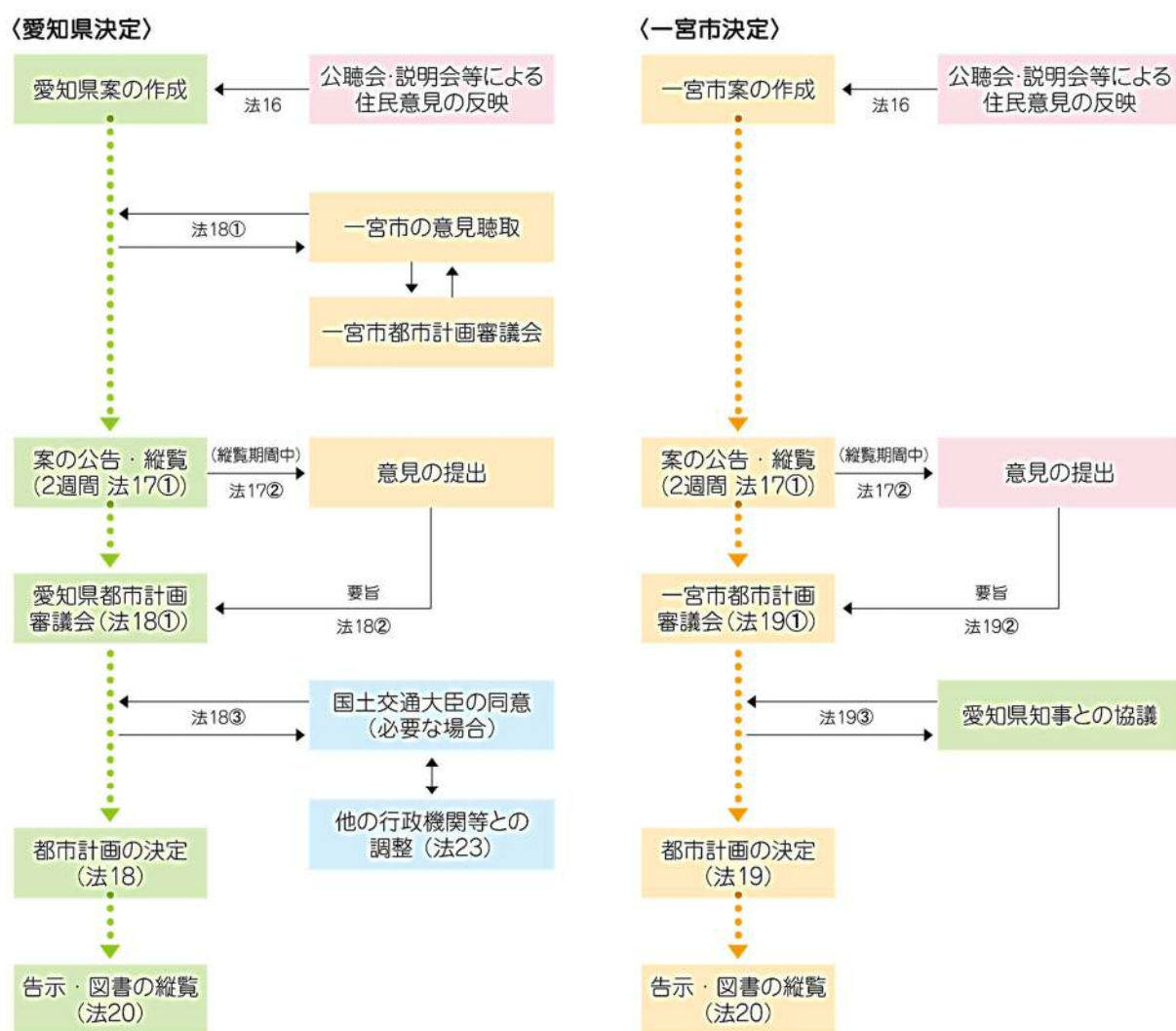
4. 都市計画の決定

都市計画は、原則として、広域的見地から定める必要があるものや根幹的な都市施設を都道府県が、その他のものを市町村が定めることとなっています。

都市計画の決定に際しては、必要に応じて公聴会、説明会を開催するとともに、計画案の縦覧を行う等、住民の皆さんの意見を反映する機会が設けられています。

市が都市計画を決定する場合は、学識経験者、市議会議員、市内に住所を有する者等で組織される都市計画審議会において審議され、都道府県知事協議等の手続きを経て決定されます。

●都市計画決定（変更）の手続き



また、地域の方々が主体となったまちづくりをするため、都市計画の提案や、地区計画等の申出ができます。

5. 一宮市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、概ね 20 年後の都市像を展望しつつ、10 年後を目標年次として、将来の都市構造や土地利用、都市整備等の基本方針を取りまとめたものです。個々の土地所有者等が行う土地の利用を直接規制するものではありませんが、具体的な土地利用を定める都市計画を立案する上で指針となり、都市計画の提案の前提となります。

本市においては、2005 年（平成 17 年）の尾西市・木曽川町との合併後の一宮市として、2009 年（平成 21 年）6 月に一宮市都市計画マスタープランを策定しましたが、上位計画である「第 7 次一宮市総合計画」が 2018 年（平成 30 年）4 月に策定され、「尾張都市計画区域マスタープラン」が 2019 年（平成 31 年）3 月に改定されたこと等に伴い、2020 年（令和 2 年）6 月に一宮市都市計画マスタープランを改定、2024 年（令和 6 年）3 月に部分改定しました。

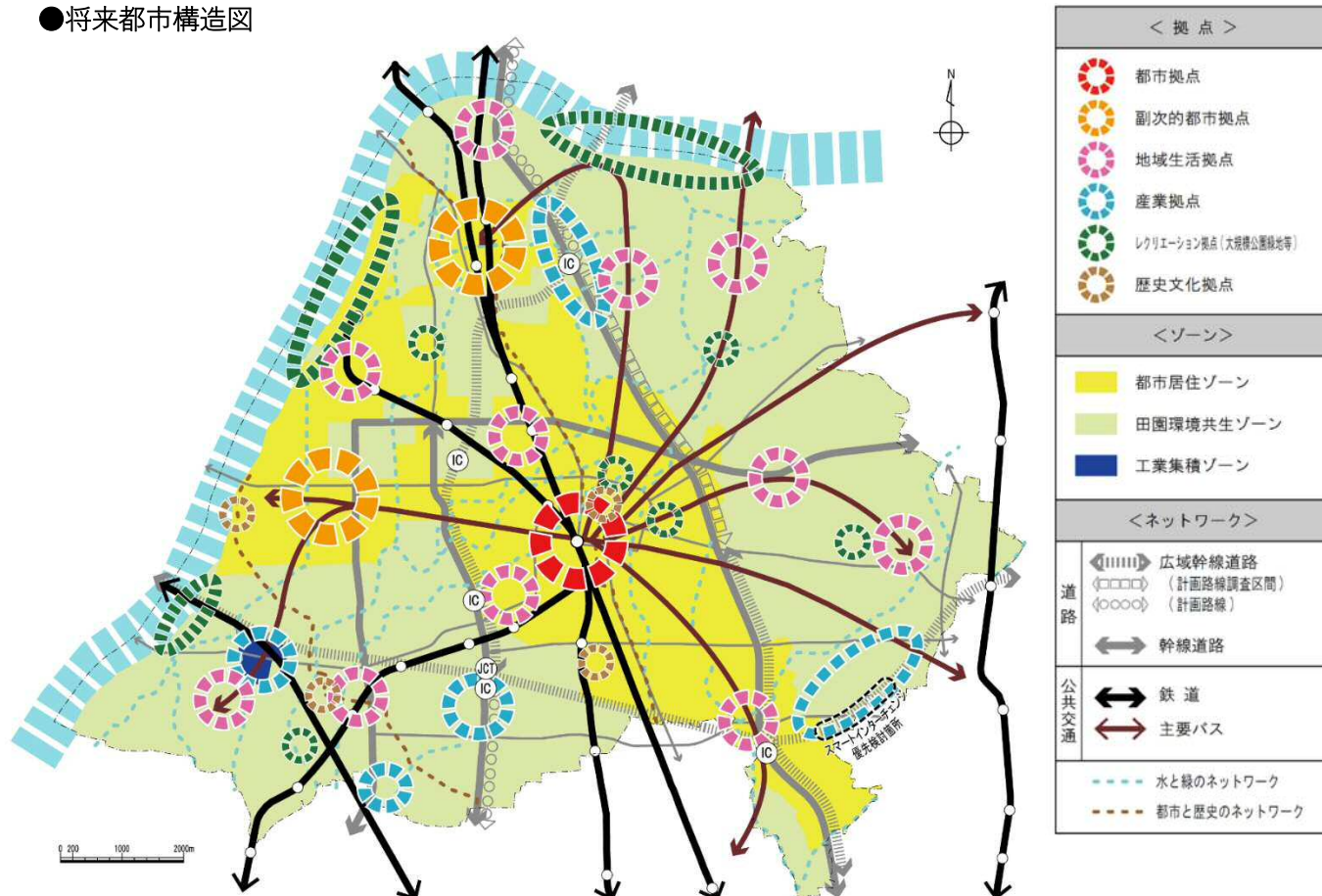
〈将来人口〉

目標年次 2030 年（令和 12 年）における将来人口は、市内で約 377,000 人を想定しています。

〈将来都市構造〉

本市は、交通利便性の高い都市であり、清流木曽川に接し、郊外には農地や社寺林が点在する等豊かな自然も感じることができる都市です。人口減少や高齢化の進行も考慮しただれもが住みよいまちづくりを進めるため、将来都市像を【都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち】と設定し、その実現に向け、本市の歴史的・地理的特徴を活かし、持続可能な都市形態として【多拠点ネットワーク型都市】を目指します。

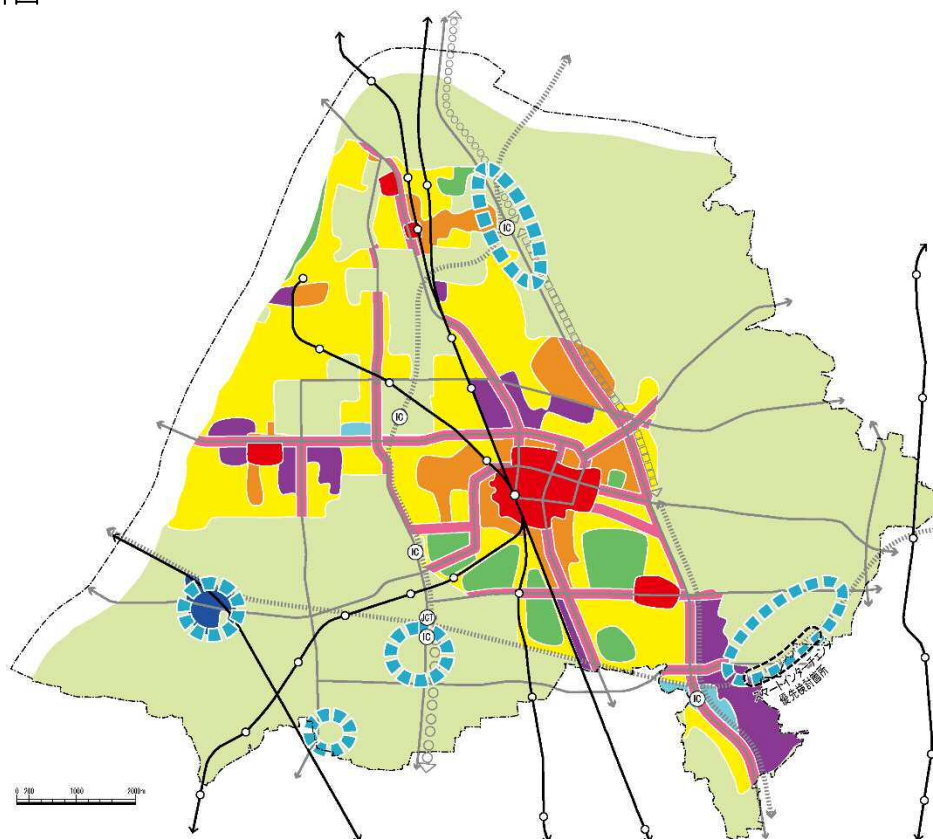
●将来都市構造図



〈土地利用の方針〉

- ・尾張地域の中核都市にふさわしい都市拠点として、都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を推進します。
- ・副次的都市拠点、地域生活拠点では、それぞれの規模に応じた都市機能の集積を図ります。
- ・本市の特性である用途混在（住工等）については、土地利用変化の動向をみながら適切な都市計画の見直し等を行います。
- ・市街化調整区域は市街化の抑制と農用地保全を基本としつつ、利便性の高い地区に限定し、居住や産業の立地誘導を図ります。

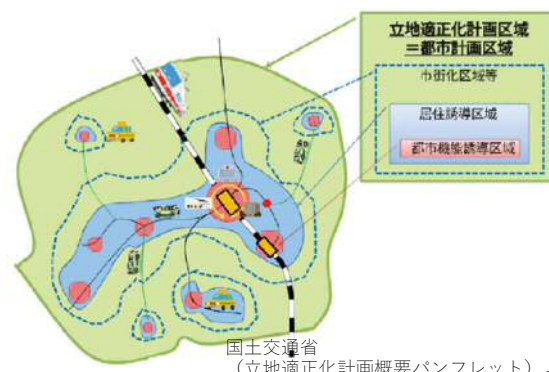
●土地利用方針図



＜土地利用の方針＞			＜ネットワーク＞	
専用住宅地	商業業務地	集落地・農用地	広域幹線道路 (計画路線調査区間)	鉄道
住宅地	沿道複合地	産業拠点	(計画路線)	
住商混合地	専用工業地		(計画路線)	
住工混合地	工業地		幹線道路	

6. 一宮市立地適正化計画

人口の急激な減少と高齢化が進展する中であっても、高齢者をはじめとする住民が安心して快適に暮らせるよう、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要とされています。行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法が改正されました。



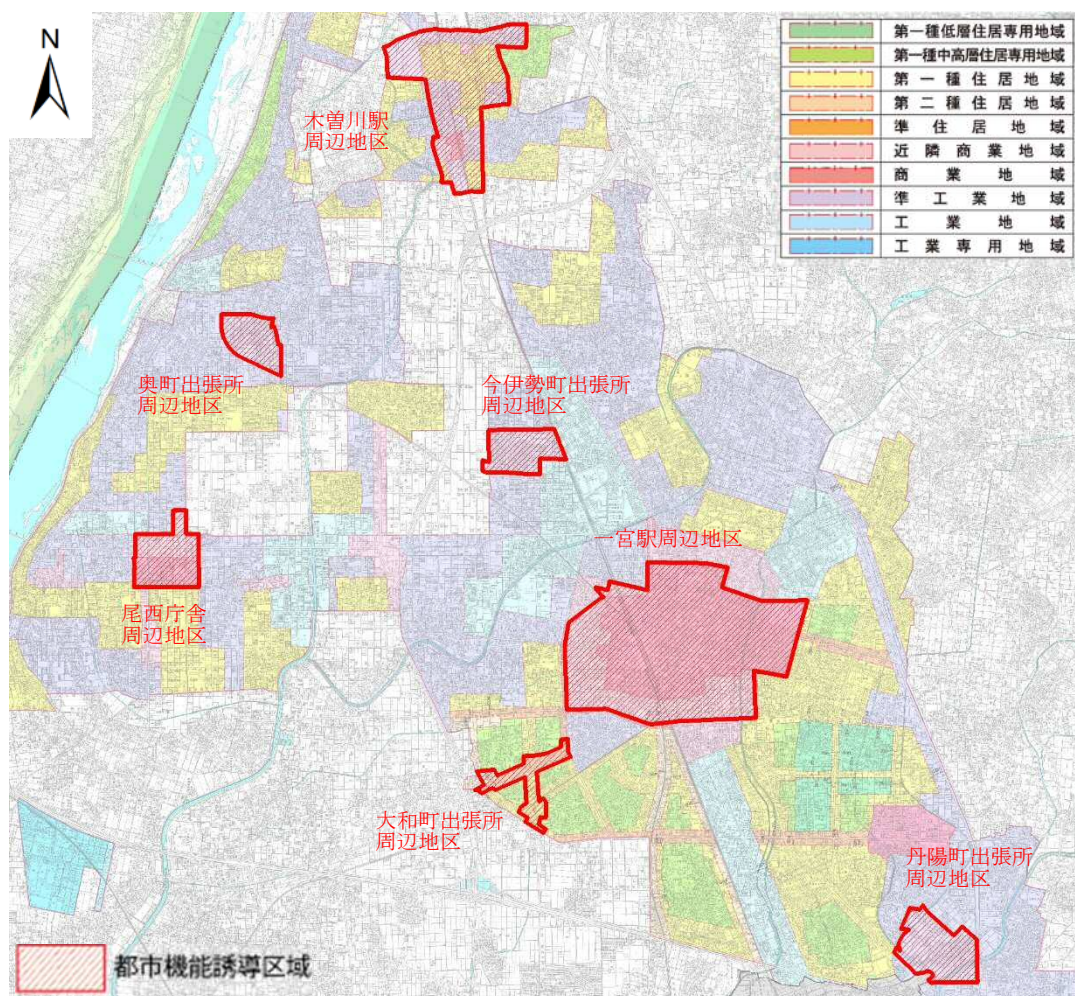
本市においても将来的な人口減少による人口密度の低下や高齢化の進展が懸念されるため、市街地の人口密度の維持や拠点への都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークを活かした利便性を確保していくことで暮らしやすい持続可能なまちづくりを目指し、2019年（令和元年）5月に立地適正化計画を策定しました。

一宮市立地適正化計画では、医療・福祉・商業等のサービスの効率的な提供を図るため、都市機能を誘導する【都市機能誘導区域】と、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する【居住誘導区域】を定めています。（都市機能誘導区域については2019年（令和元年）5月、居住誘導区域については2020年（令和2年）8月に定めています）

また、2025年（令和7年）6月の改定において、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための防災指針を新たに策定しました。

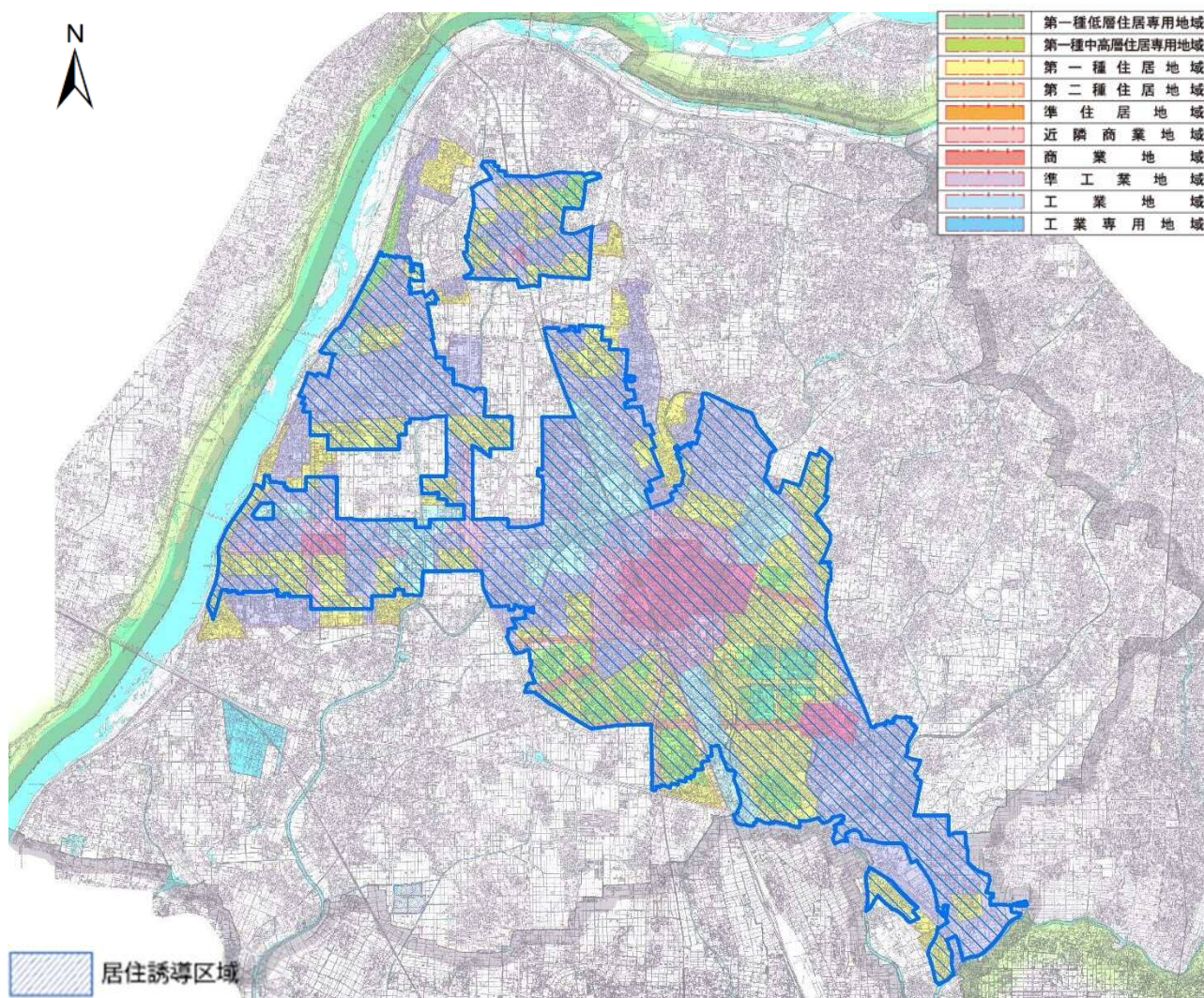
●都市機能誘導区域

子育て世代や高齢者の利便性向上を図るため、子育て機能・介護福祉機能・商業機能・医療機能を誘導する機能とし、各拠点の中心となる施設・駅から徒歩での移動が可能な範囲を目安に区域の設定をしています。都市機能誘導区域（計7箇所）の総面積は、438.5ha（市街化区域に占める割合：11.5%）となります。



●居住誘導区域

子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上に向けた人口集積や基幹的公共交通のサービスレベルの低下防止、既存ストックの有効活用に向け、居住誘導区域を設定しています。居住誘導区域の総面積は、3,171.5ha（市街化区域に占める割合：83.4%）となります。また、良好な居住環境を確保するため、工業系土地利用として活用を促進すべき区域については、居住誘導区域に含めません。



7. 都市計画制限と都市計画事業

建築等を行う場合には、土地を利用する場合の様々なルールを守ることが必要になります。例えば、低層住宅の良好な環境を保護するための地域では、建築物の高さの制限を守ることによって日照等が確保され、工場を制限することで静かな環境が保たれます。

このように土地利用のルールに基づいて開発行為や建築物の用途等を規制・誘導する都市計画制限と、都市施設等の計画を実施する都市計画事業により、都市計画は実現されていきます。

(1) 都市計画制限

都市計画法では、「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」と規定されており、都市計画決定に伴う次のような制限により、土地利用の規制・誘導が図られます。

①市街化区域及び市街化調整区域における開発行為の制限

この制限は、無計画、無秩序な市街化を防ぐためのもので、開発行為（建築物等を建築するために土地を造成すること）を行う場合、原則として知事（中核市である一宮市の場合は市長）の許可が必要となってきます。

また、市街化調整区域においては、開発行為は原則としてできません。

②地域地区等の区域内における建築等の制限

用途地域、防火地域等の区域内では、それぞれの目的に応じて、建築物の用途、形態、構造やその行為等が制限を受け、それぞれの規制内容に適合していなければなりません。

例えば、防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために定める地域であるため、一定規模以上の建築物は耐火建築物にすることが必要になります。

③都市計画決定された都市施設の区域や市街地開発事業の施行区域における建築制限

この制限は、都市施設や市街地開発事業に関する都市計画が決定されてから事業までの期間において、将来の事業の妨げにならないように行われるものです。

これは、狭義の都市計画制限で、例えば、都市計画道路の区域内においては、鉄筋コンクリート造等の堅固な建築物を建てることは許可されないことが原則となっています。

(2) 都市計画事業

都市計画事業は、道路、公園等の都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画を具体的に実現していくための事業です。

この事業は、原則として知事の認可を受けて市町村が施行することになっていますが市町村が施行するのが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、都道府県が施行できることとなっています。

また、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業等、その他の施行者による都市計画事業もあります。

III 土地利用

1. 土地利用の考え方

都市の健全な発展を図るためには、都市の将来像や土地利用状況等を踏まえ、将来の人口、産業等の規模から必要となる住居、商業、工業等の用途のための空間を確保するとともに、これらの機能を幹線道路、鉄道等の交通ネットワークや都市基盤施設と連携させ、都市全体における有機的な土地利用を推進していく必要があります。

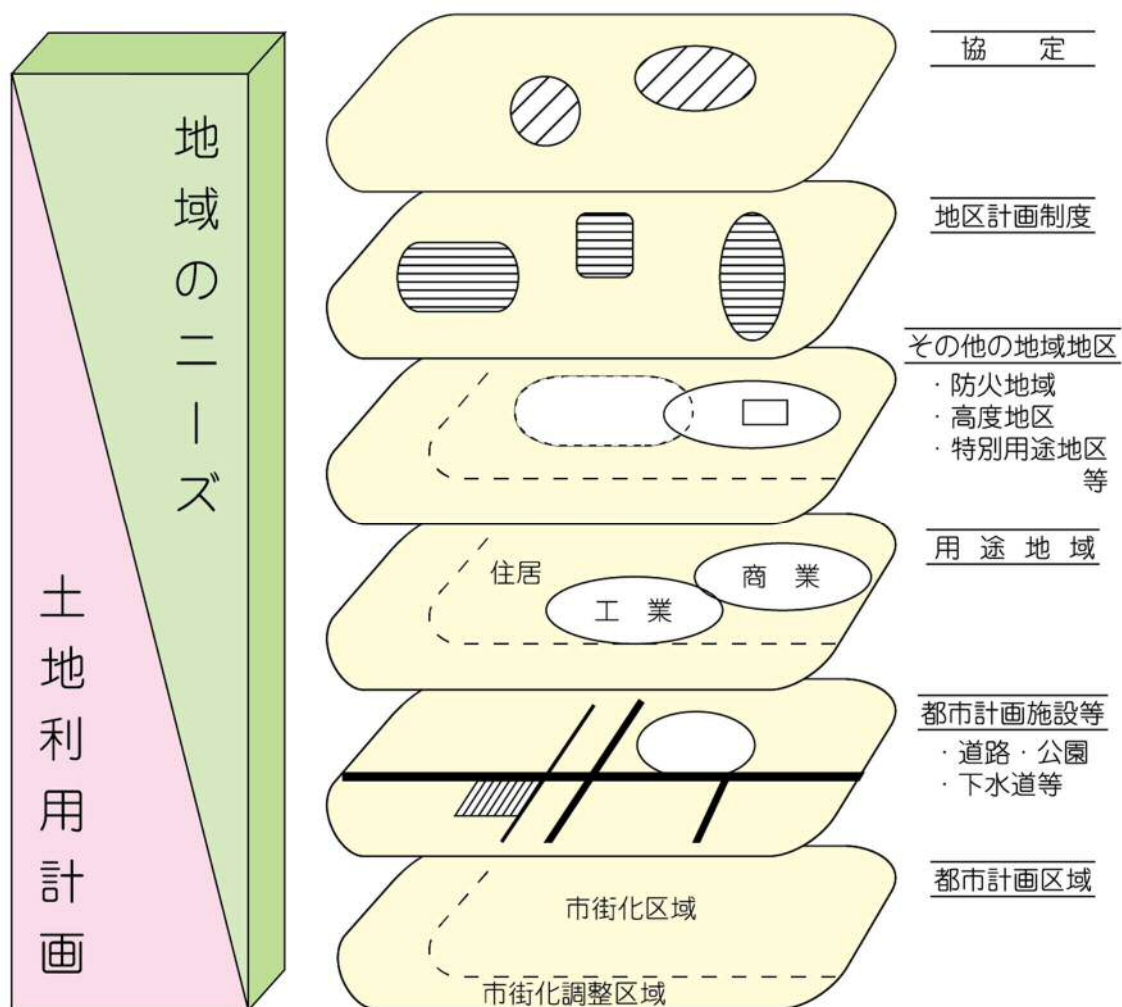
一方、地域のニーズは多様であり、良好な住環境等に対する要望は強く、こうした身近な都市空間の形成を図るためには、地域ごとに住民のニーズを反映したきめ細かな土地利用を推進していく必要があります。

このように、土地利用に関しては、都市レベル、地域レベルの両面からの取組が必要であり、相互補完的な連携を図りながら、適切な土地利用の規制・誘導により、より良いまちづくりを進めなければなりません。

そのため、将来の土地利用の方向性等を踏まえながら、土地利用の基本となる市街化区域及び市街化調整区域の見直しや、建築物の用途、密度、形態を規制・誘導する用途地域の適正な指定を行うとともに、それを補完する様々な地域地区制度を検討していく必要があります。

また、地域のニーズにより、建築協定・緑地協定等の協定や地区計画制度等の方策を進め、住環境等の良好な都市空間の形成を図っていくことが重要です。

●土地利用のイメージ



2. 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化（いわゆるスプロール現象）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

この制度は、線引きといわれ、新しい都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)において、計画的な市街地の形成を行うことを目的として、開発許可制度とセットで創設されたものです。

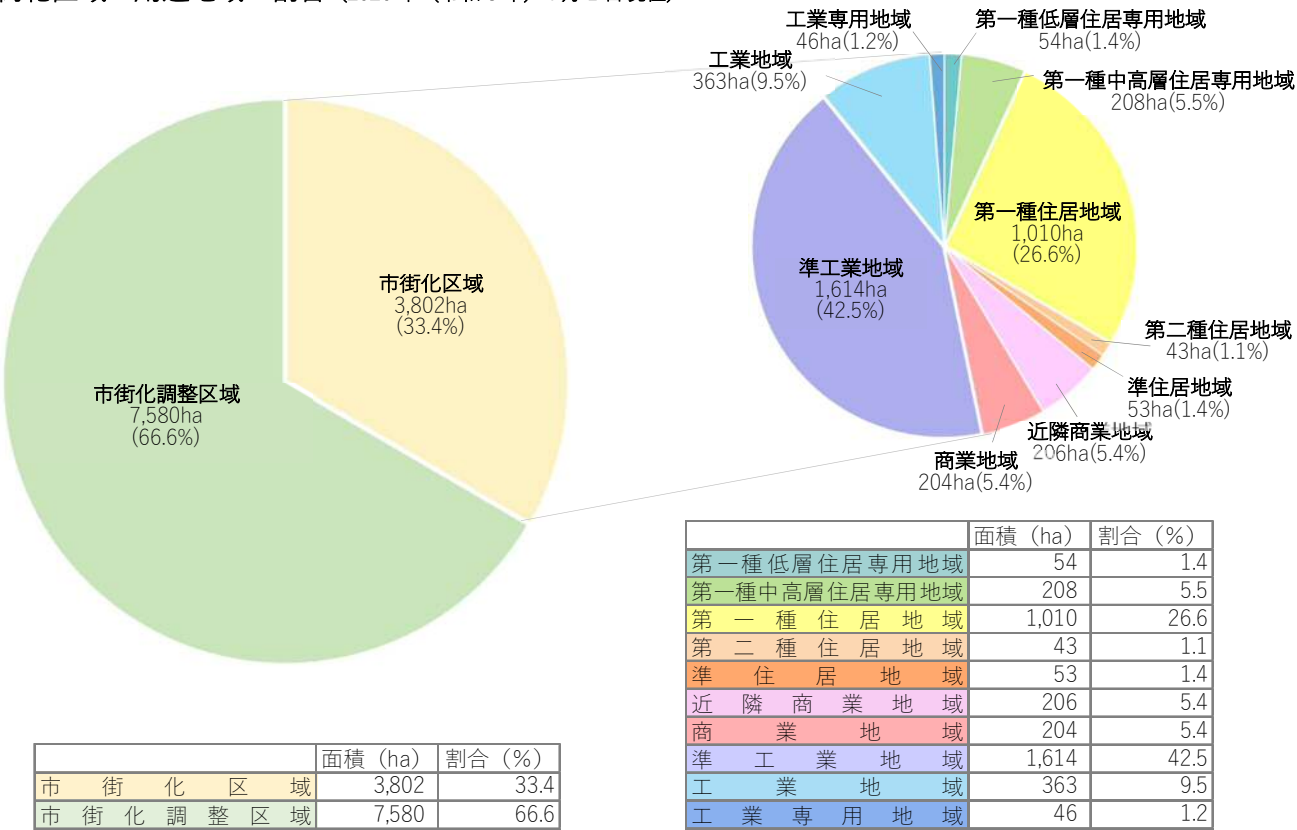
市街化区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域を定め、道路や下水道等の都市施設の整備や土地区画整理事業を積極的に行っていきます。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発行為等は原則としてできません。

本市においては、1970 年（昭和 45 年）11 月 24 日に最初の決定が行われ、その後の変更や尾西市、木曽川町との合併等を経て、現在、市街化区域面積は約 3,802ha、市街化調整区域は約 7,580ha となっています。

（市街化区域及び市街化調整区域の変遷は参考資料参照）

●市街化区域・用途地域の割合（2026 年（令和 8 年）4 月 1 日現在）



3. 地域地区

地域地区とは、都市内の土地を機能的に異なるいくつかの地域に分けて都市における土地利用の計画を示し、土地の合理的な利用や、それぞれの地域に適した環境の維持形成を図るために定められる都市計画のゾーニング制度です。

本市では、用途地域をはじめとして、特別用途地区、防火地域及び準防火地域、駐車場整備地区、生産緑地地区が定められています。

用途地域

都市における住居、商業、工業その他の土地利用は、無秩序に混在すると互いの生活環境や業務の利便が損なわれることから、土地利用上の用途の区分を行い、建築物の用途、形態等を規制、誘導する必要があります。

この区分（ゾーニング）が用途地域で、土地利用の基本的な計画となるものです。

この指定により、良好な住環境の保護や商業地の利便の増進等、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を図ることができます。

用途地域は、2017年（平成29年）5月の都市計画法及び建築基準法の改正により、田園住居地域が創設され13種類になり、本市においては、1996年（平成8年）5月31日に10種類の用途地域が指定されています。

用途地域は、建築基準法の規定により具体的に適用されますが、その主な内容は次のとおりです。

（用途地域の変遷は参考資料参照）

●13種類の用途地域のイメージ図（国土交通省ウェブサイトより一部抜粋）

第一種低層住居専用地域

低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅、小中学校などが建てられます。



建蔽率 / 容積率

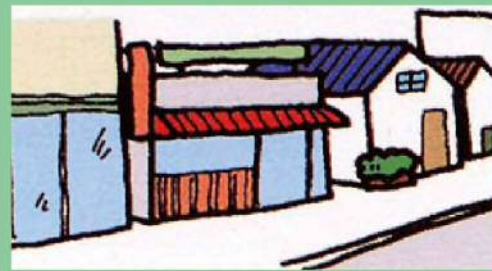
60/100

高さ制限

10m

第二種低層住居専用地域

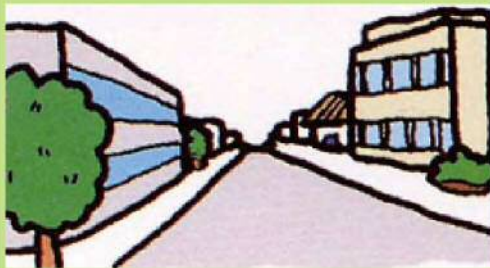
主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。



一宮市では
指定して
いません

第一種中高層住居専用地域

中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。



建蔽率 / 容積率

60/150

60/200

第二種中高層住居専用地域

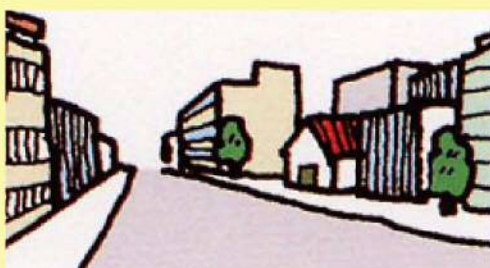
主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。



一宮市では
指定して
いません

第一種住居地域

住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。



建蔽率 / 容積率

60/200

第二種住居地域

主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどが建てられます。

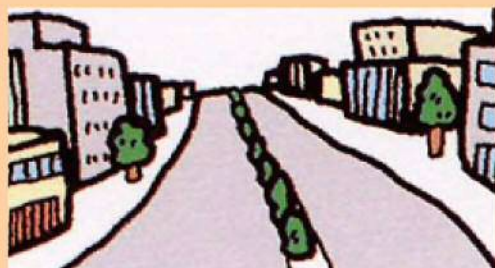


建蔽率 / 容積率

60/200

準住居地域

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。



建蔽率 / 容積率
60/200

田園住居地域

農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。



一宮市では
指定して
いません

近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。



建蔽率 / 容積率
80/200

商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などが集まる地域です。ほかに住宅や小規模の工場も建てられます。



建蔽率 / 容積率
80/400
80/600

準工業地域

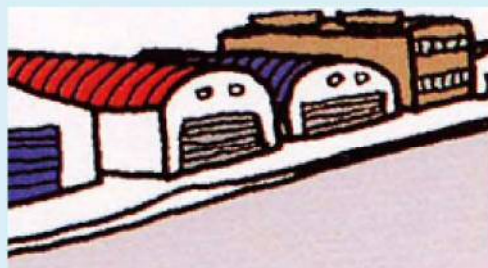
主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。



建蔽率 / 容積率
60/200

工業地域

どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



建蔽率 / 容積率
60/200

工業専用地域

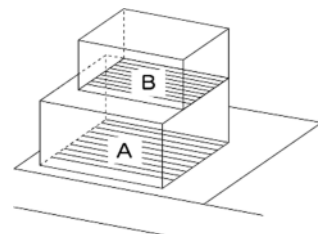
工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



建蔽率 / 容積率
60/200

●建蔽率・容積率

建蔽率とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいい、容積率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。



$$\text{建蔽率} = \frac{\text{建築面積 (A)}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ面積 (A+B)}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

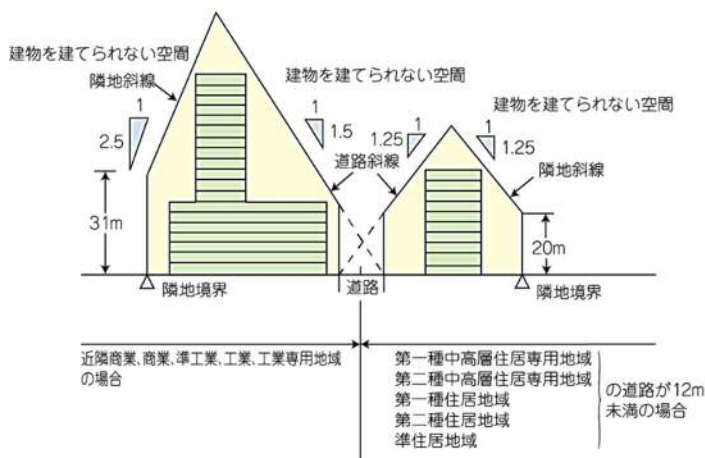
●用途地域内の建築物の用途制限

用途地域による建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲, ■ 面積, 階数等の制限あり																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	■ 農産物販売所、農家レストラン等のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○				
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○		▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○			
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○			
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○			
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○			○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○			▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○			▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲		▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲		○	○	○			▲ 客席 200㎡ 未満	
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等										○	▲			▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	幼保連携型認定子ども園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○				
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○				
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡ 以下	
工場・倉庫等	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡ 以下	
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	▲ 300㎡ 以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600㎡ 以下 1階以下 ② 3,000㎡ 以下 2階以下 ③ 2階以下	
	※一団地の敷地内について別に制限あり															
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○		
	自家用倉庫					①	②	○	○	■	○	○	○	○	① 1,500㎡ 以下 2階以下 ② 3,000㎡ 以下 ■ 農作物を生産、集荷処理及び貯蔵するものに限る。	
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○		○	○	○	○	▲ 3,000㎡ 以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 原動機の制限あり、2階以下 ■ 当該地域及びその周辺で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主とする。2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡ 以下 ② 150㎡ 以下 ■ 農作物を生産、集荷処理及び貯蔵するものに限る。	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○		
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡ 以下 ② 150㎡ 以下 ③ 300㎡ 以下
	火薬・石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設														① 1,500㎡ 以下 2階以下 ② 3,000㎡ 以下
		量が少ない施設														
		量がやや多い施設														
量が多い施設																
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

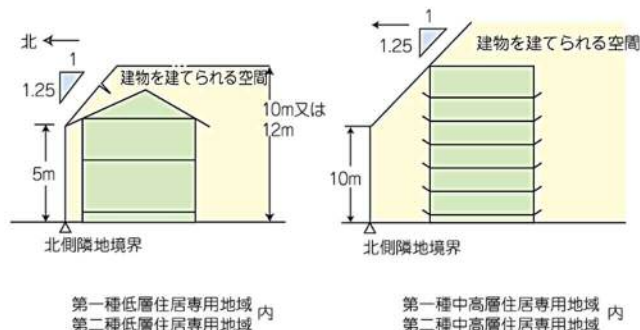
※本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

●斜線制限

隣地斜線、道路斜線制限



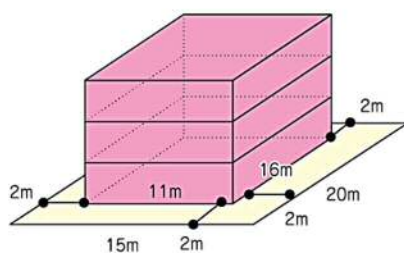
北側隣地境界からの斜線制限



●建蔽率・容積率算出例

■容積率 200%・建蔽率 60%の基準とは…

※3階の建物は可能、敷地は
十分活用でき空地も確保



この場合、敷地の周囲は
2m程度のスペース

◎例えば…

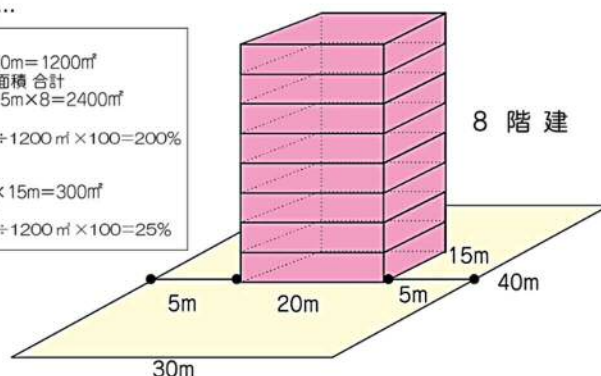
敷地面積
15m×20m=300㎡
1～3階床面積 合計
11m×16m×3=528㎡
●容積率
528㎡÷300㎡×100=176%
建築面積
11m×16m=176㎡
●建蔽率
176㎡÷300㎡×100=59%

■容積率 200%の基準では…

※空地が広くとれば、高層の建物が
立地する可能性もあります

◎例えば…

敷地面積
30m×40m=1200㎡
1～8階床面積 合計
20m×15m×8=2400㎡
●容積率
2400㎡÷1200㎡×100=200%
建築面積
20m×15m=300㎡
●建蔽率
300㎡÷1200㎡×100=25%



特別用途地区

特別用途地区は、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護、土地利用の増進を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

このため、例えば、中高層階住居専用地区、商業専用地区、特別工業地区、文教地区、小売店舗地区、事務所地区、厚生地区、娯楽・レクリエーション地区、観光地区、特別業務地区、研究開発地区、大規模集客施設制限地区等を定めることが考えられます。

本市においては、明地の工業専用地域のうち、約 3.9ha を特別工業地区（特別用途地区）に指定しています。

防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、店舗、住宅等の密集した市街地において、火災の危険を防除するため、建築物の規模に応じて耐火建築物や準耐火建築物とすることにより、安全な市街地の形成を図るものです。

本市において、尾張一宮・名鉄一宮駅（以下「一宮駅」という。）周辺の商業地域約 50ha を防火地域にし、その周辺及びその他の商業地域（一部除く）や近隣商業地域等約 550ha を準防火地域に指定しています。

（防火地域・準防火地域の変遷は参考資料参照）

●防火地域・準防火地域内の建築物の主な制限

種 類	対 象		構 造
防火地域	階数が三以上の建築物	適用除外あり	耐火建築物
	延べ面積が 100 ㎡を超える建築物		
	その他の建築物		耐火建築物 又は準耐火建築物
準防火地域	地階を除く階数が四以上の建築物	適用除外あり	耐火建築物
	延べ面積が 1,500 ㎡を超える建築物		
	地階を除く階数が三の建築物（防火上必要な技術的基準に適合する建築物を除く）		耐火建築物 又は準耐火建築物
	延べ面積が 500 ㎡を超え 1,500 ㎡以下の建築物		
	上記以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造
		高さ 2m を超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	不燃材料で造るか、おおう

駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうしている地区又はその周辺地区で、円滑な道路交通を確保することを目的に指定する地区です。

本市においては、一宮駅周辺の約 110ha が指定されており、2021 年（令和 3 年）に「一宮市における駐車施設整備に関する基本計画」及び「一宮市駐車場整備計画」を改定し、「一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を改正しました。

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日現在、地区内には、「銀座通公共駐車場」「一宮駅東地下駐車場」の 2 箇所が都市計画駐車場として都市計画決定・供用されています。

（駐車場整備地区の変遷は参考資料参照）

生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等の持つ緑地機能や災害防止機能を評価し計画的に保全を行うことにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とした制度です。生産緑地地区に指定されると、農地としての土地利用が明確に位置づけられるとともに、税の優遇措置を受けることができます。また、農地として管理することが義務付けられ、農業用施設を除き、建築物等の新築、増改築等の行為、土地の形質の変更等はできないことになります。

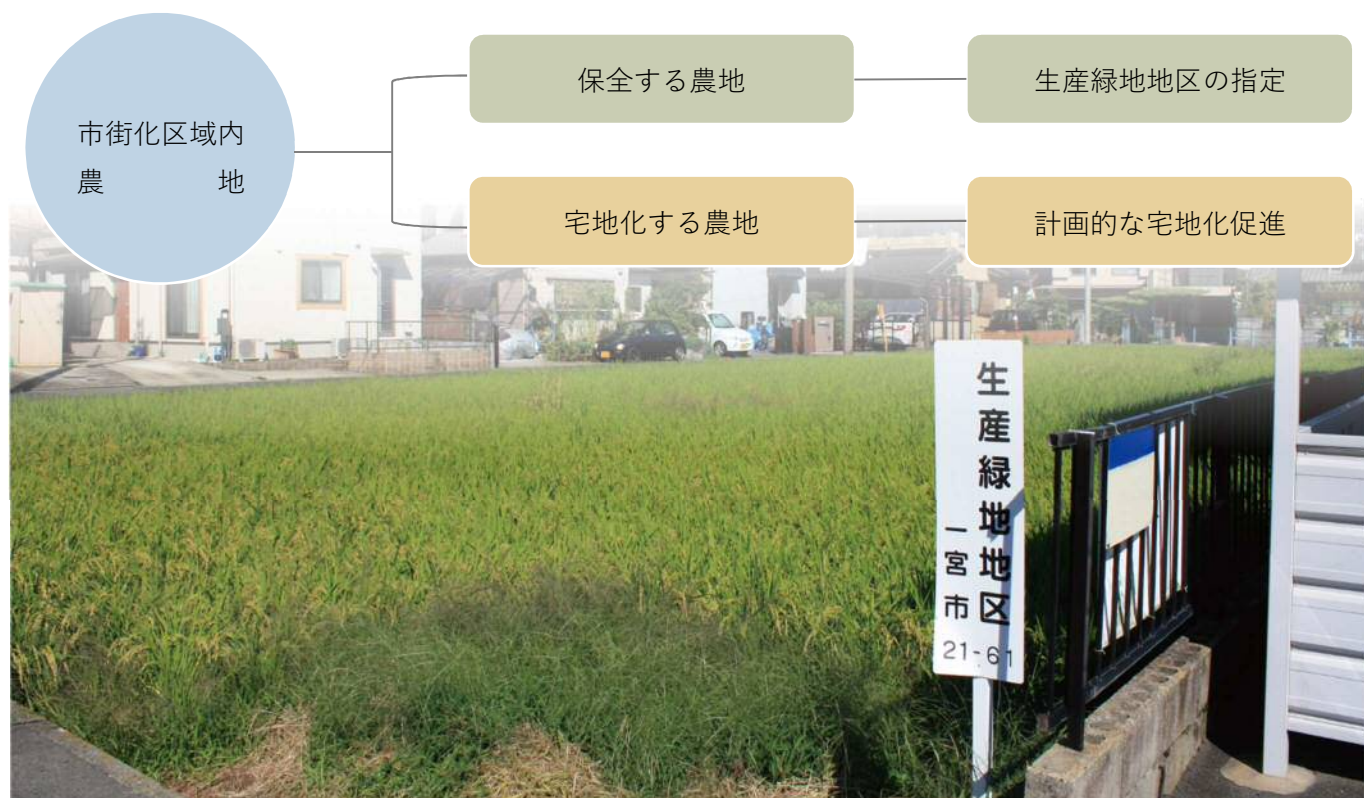
本市においては、一宮市多加木特定土地区画整理事業区域内に第2種生産緑地地区（旧生産緑地地区）を指定していましたが、1991年（平成3年）の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内のすべての農地を、「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分しました。「保全する農地」については生産緑地地区の指定を行うこととなり、一団の面積が500㎡以上等、生産緑地地区の指定要件を満たす農地等約144haについて、1992年（平成4年）12月4日に生産緑地地区の指定を行いました。

2005年（平成17年）4月の2市1町の合併の際には、尾西地区で指定されていた生産緑地地区の編入及び木曽川地区において追加指定を行い、2018年（平成30年）には生産緑地法の改正に伴い条例を制定し、生産緑地地区の指定要件を一団の面積が300㎡以上に緩和し、追加指定できるよう変更しました。

生産緑地地区については、主たる従事者の死亡や営農継続不能な故障による買取り申出、生産緑地の追加指定、道路等の公共施設の設置、土地区画整理事業の仮換地指定による除外等、毎年変更をしており、2025年（令和7年）12月末現在では約90.3haが生産緑地地区として指定されています。

（生産緑地地区の変遷は参考資料参照）

●市街化区域内農地の区分



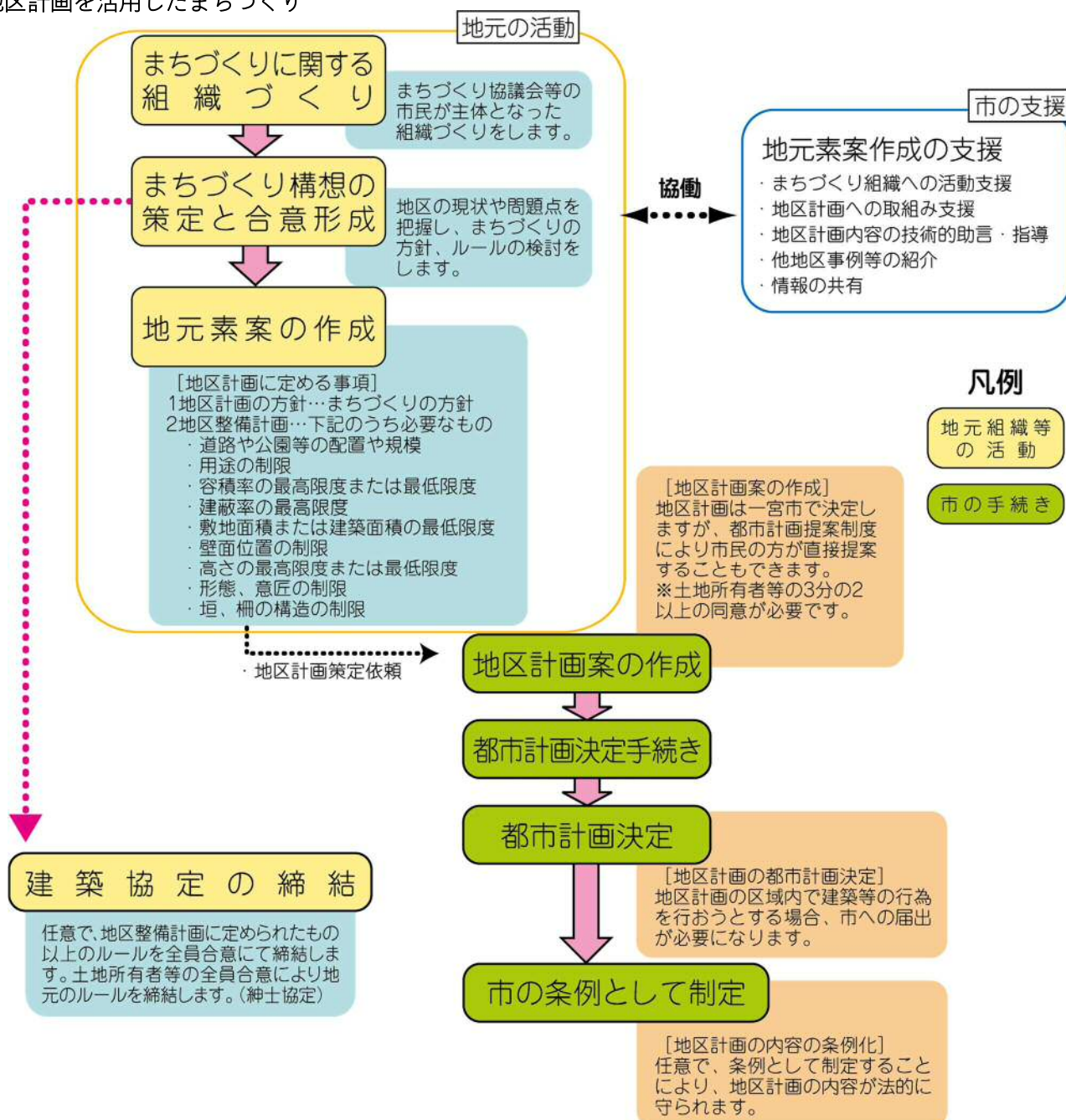
4. 地区計画等

地区計画は、建築物の用途や高さ、容積率の制限、道路や公園等の施設について、地区住民の意向を反映しつつ総合的に定め、地区単位のかみ細かなまちづくりを進める制度です。（地区計画等の変遷は参考資料参照）

●地区計画（2026年（令和8年）4月1日現在）

名 称	面 積 (ha)	備 考
萩原工業団地地区計画	約 15.2	良好な工業環境の保全
一宮駅周辺地区地区計画	約 24.3	土地の合理的かつ高度利用の促進
本町2丁目地区計画	約 0.1	土地の合理的かつ高度利用の促進
一宮稲沢北 IC 西部地区計画	約 10.5	周辺環境と調和した産業拠点の形成
外崎地区計画	約 26.7	良好な住居環境の形成
一宮稲沢北 IC（第2地区）地区計画	約 8.3	周辺環境と調和した産業拠点の形成
大和町妙興寺地区計画	約 1.1	利便性の高い住居環境の形成
大和町南高井地区計画	約 5.2	周辺環境と調和した産業拠点の形成

●地区計画を活用したまちづくり



●地区計画等の種類

地区計画等の種類	概 要
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために、建築物の建築形態、公共施設等の配置等を定めます。
市街化調整区域 における地区計画	市街化区域内での計画的な市街化や都市構造への影響を勘案して、周辺との調和のとれた適正な土地利用を図ることを目的とします。
再開発等促進区	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、地区計画において、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域を定め、地区内の公共施設の整備と併せて建築物の用途、容積率等の制限を緩和します。
開発整備促進区	店舗、劇場等の用途の大規模な建築物（特定大規模建築物）の整備による商業等業務の利便の増進を図るため、地区計画において、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域を定め、地区内の公共施設の整備と併せて特定大規模建築物の誘導をします。
沿道地区計画	沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、公共施設の整備、防音・遮音上の制限を含めた建築物等の建築に関する事項を定め、一体的かつ総合的に市街地を整備します。
沿道再開発等促進区	地区計画における再開発等促進区と同じです。
歴史的風致維持 向上地区計画	歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、土地利用に関する基本方針を定め、歴史的風致に相応しい用途の建築物等の整備及び市街地の保全を総合的に行います。
防災街区整備地区計画	火事、地震等の災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ります。
集落地区計画	市街化調整区域等の集落地域において、営農条件と調和のとれた良好な住居環境の確保と適正な土地利用を図るため公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定める。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可されます。

地区整備計画で定められる内容

①地区施設の配置及び規模

みなさんが利用する道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保します。

②建築物やその他の敷地などの制限に関する事

ア. 建築物等の用途の制限

建築物の使い方を制限し、用途の混在を防ぎます。

イ. 容積率の最高限度又は最低限度

容積率を制限し、周囲に調和した土地の有効利用を進めます。

ウ. 建蔽率の最高限度

庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのある町並みをつくれます。

エ. 建築物の敷地面積の最低限度

狭小な敷地による住居環境の悪化を防止します。

オ. 建築面積の最低限度

ペンシルビルを防止し、共同化等による土地の高度利用を促進します。

カ. 壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な屋外空間をつくれます。

キ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限

地区の特性にふさわしくない工作物を制限し、まとまりのある町並みにします。

ク. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度

町並みの揃った景観の形成や土地の高度利用を促進します。

ケ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

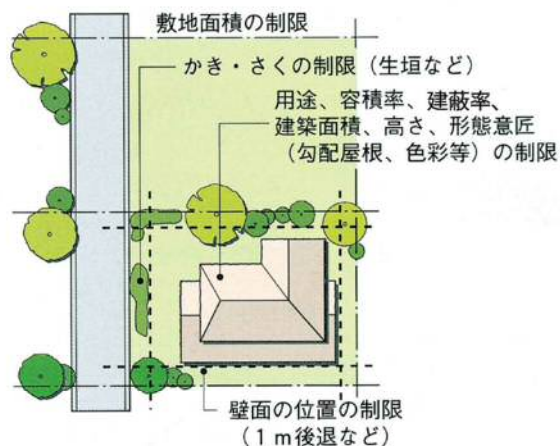
色や仕上げ、建築物の形・デザインを統一し、まとまりのある町並みにします。

コ. 建築物の緑化率の最低限度

都市の緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ります。

サ. 垣又は柵の構造の制限

垣や柵の材料や形を決めます。生垣にして緑の多い町並みをつくれます。



③その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができます。

IV 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設で、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するため必要不可欠な都市の骨格を構成するものです。これらは、相互の有機的連携を図るよう計画的に配置すべきものであり、都市計画において、このうち必要なものについて、種類、名称、位置、区域及びその他事項を定めており、こうして都市計画決定されたものを都市計画施設といいます。

1. 道路

都市における道路は、自動車、自転車、歩行者等の通行に供する「交通機能」や、都市の骨格や街区の外郭を形成し市街化を誘導する「市街地形成機能」、上下水道・ガス等の収容や通風・採光等を確保する「空間としての機能」、避難路・延焼防止等の「防災空間としての機能」等、様々な機能を持つ都市の最も基本的な施設です。

都市計画道路は、都市基盤整備の骨格となるもので、その機能により自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 つの種別に分けて都市計画決定されています。一般的には、都市の主要な道路網を形成する幹線街路が主な都市計画道路となっており、その他の道路は、都市の状況等により必要に応じて決定されます。

また、鉄道、バス、自動車等の交通手段相互の結節点である鉄道駅においては、幹線街路に付属して駅前広場が決定されています。

本市の都市計画道路網は、中心市街地と周辺都市を結ぶ放射道路と、放射道路相互を結び交通の分散を図る環状道路で構成される放射環状型になっています。

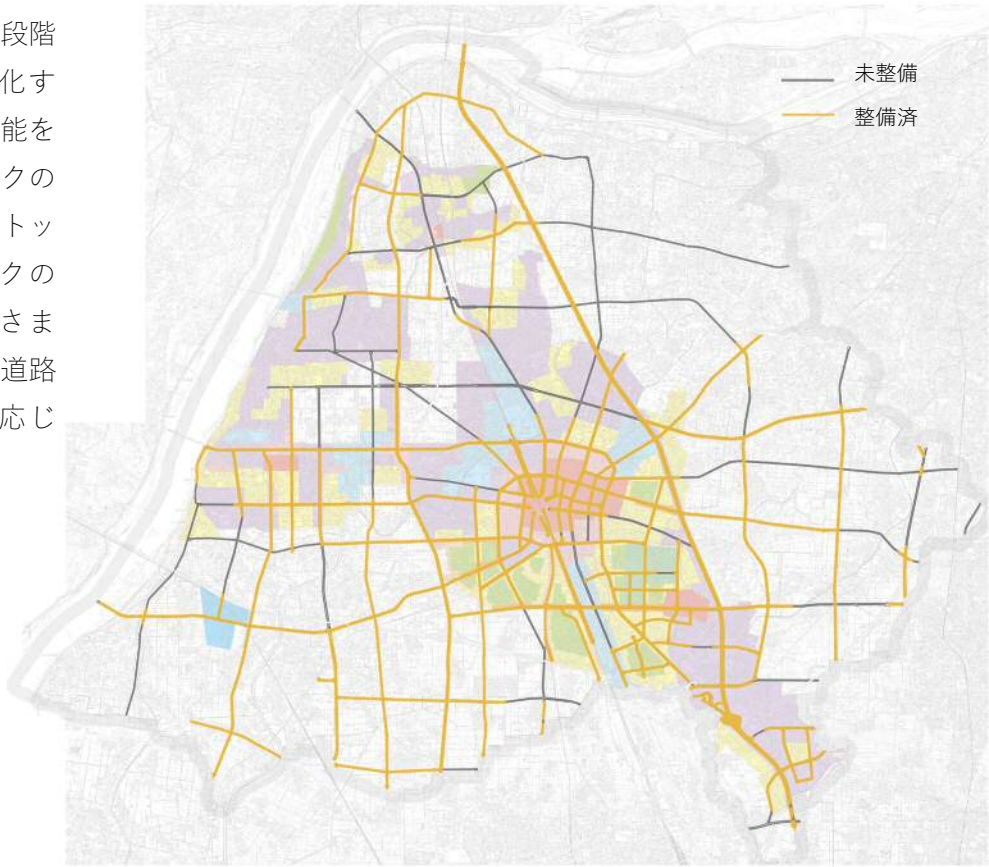
また、市内では自動車専用道路である名岐道路（名古屋高速 16 号一宮線）のほか、高規格幹線道路として計画された名神高速道路、東海北陸自動車道が供用され広域的な高速交通体系が形成しています。

●都市計画道路の種別

自動車専用道路	高速性の確保、大量の交通量の処理のため計画される都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車等もっぱら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通需要に対応するとともに、都市の骨格を形成する道路 幹線街路は多様な機能を有していることから、さらに次のように機能区分されています。 ・主要幹線道路 ・都市幹線道路 ・補助幹線道路 なお、愛知県では独自に、都市幹線道路と補助幹線道路との中間的機能を有する地区幹線道路を定義しています。
区画街路	適切な規模、形状の街区を形成するとともに、地区における住宅の利用に供するための道路
特殊街路	もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路（歩行者専用道、自転車道等）や都市モノレール等の交通の用に供する道路

●都市計画道路網図（2026 年（令和 8 年）3 月 31 日現在）

幹線道路については、道路の段階構成に基づき道路機能を明確化するとともに、円滑な交通処理機能を確保するため、道路ネットワークの形成を図ります。なお、既存ストックを活用した道路ネットワークの形成やまちづくりとの連携等さまざまな視点を踏まえ、都市計画道路未整備区間の見直しを必要に応じて検討しています。



●都市計画道路進捗状況（2026 年（令和 8 年）3 月 31 日現在）

区分	決定 機関	路線数	計画 (m)	完成 (m)	舗装済 (m)	改良済			未改良	
						用地済 (m)	築造済 (m)	小計 (m)	概成済 (m)	未施行 (m)
自動車 専用道路	愛知県	1	10,790	4,890	0	0	0	0	0	5,900
幹線街路	愛知県	37	193,830	128,030	6,170	540	390	930	28,190	30,510
	一宮市	27	36,780	27,290	0	0	0	0	2,660	6,830
区画街路	一宮市	18	10,970	10,970	0	0	0	0	0	0
特殊街路	一宮市	1	700	700	0	0	0	0	0	0
%		84	100.0	67.9	2.4	0.2	0.2	0.4	12.2	17.1
合 計			253,070	171,880	6,170	540	390	930	30,850	43,240
愛知県決定		38	204,620	132,920	6,170	540	390	930	28,190	36,410
一宮市決定		46	48,450	38,960	0	0	0	0	2,660	6,830

※合計欄の上段百分率は全体計画延長に対する割合

2. 都市高速鉄道（連続立体交差事業）

鉄道は、安全で、速く、大量に交通を処理する代表的な公共交通機関であり、その目的により都市間鉄道や都市高速鉄道に区分されます。都市間鉄道は日本各地の都市と都市を結ぶ長距離輸送を担当し、一方、都市高速鉄道は、都市における通勤、通学等日常生活に伴って発生集中する交通を処理することを目的とするものです。

都市計画法に定められる都市高速鉄道には、鉄道の高架化等による連続立体交差事業に係わるものと、主として道路下を占有することになる地下鉄等があります。

本市において、中心市街地を南北に走る「JR 東海道本線」、「名鉄名古屋本線」及び「名鉄尾西線」は、都市の発展に重要な役割を果たしてきました。

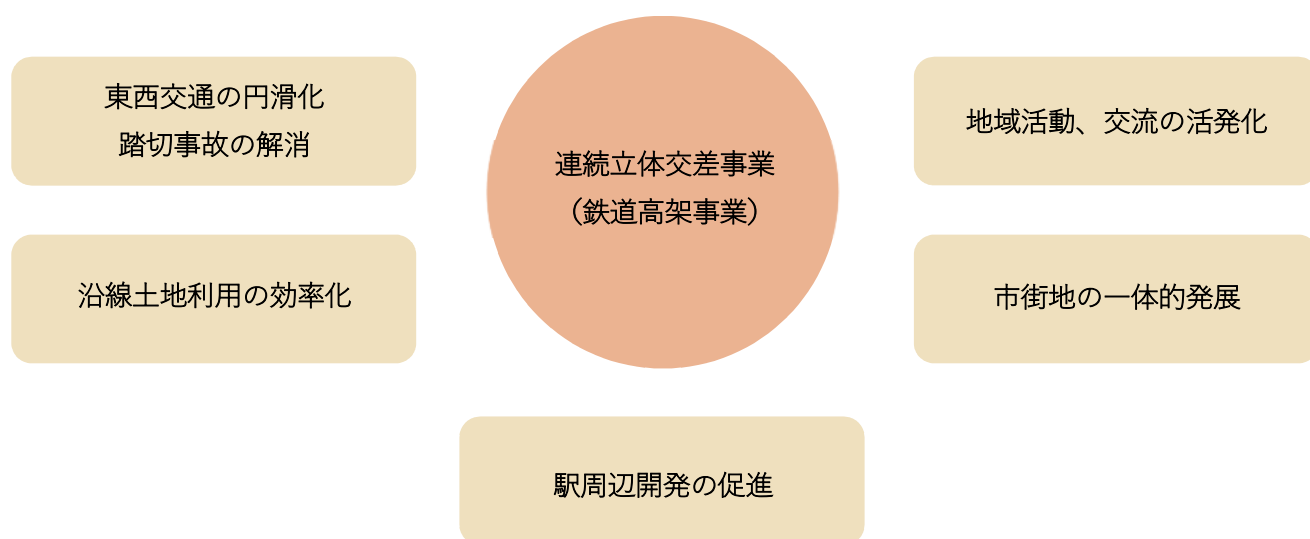
しかし、鉄道による東西市街地の分断は交通渋滞や踏切事故等を引き起こし都市内交通の大きな障害になるとともに、土地の有効利用を阻害し、市街地の一体的発展を妨げる等、様々な弊害を及ぼしてきました。そこで、これらの弊害を除去するため、鉄道 3 路線の高架化による連続立体交差事業(一宮鉄道高架事業)を実施することとなり、1979 年（昭和 54 年）4 月、都市高速鉄道の都市計画決定（愛知県知事決定）を行い、1980 年（昭和 55 年）4 月に国の事業認可を得て、愛知県が事業主体となり事業に着手しました。

1980 年（昭和 55 年）7 月の旧国鉄貨物跡地の軌道撤去作業を皮切りに工事が始まり、16 年の歳月をかけて、1996 年（平成 8 年）3 月、総延長約 11.6 km に及ぶ 3 路線の高架化、関連する交差道路や側道の整備等の全事業が完了しました。

この高架事業の完成により、駅周辺の 44 箇所の踏切がなくなり、踏切事故や踏切遮断による交通渋滞が解消し、東西交通の円滑化が図られました。

また、自転車駐車場、公園等的高架下利用や駅東地下駐車場、駅前広場、シンボルロード、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）等の駅周辺整備が行われました。

●連続立体交差事業の効果





完成当時の様子



●事業の概要（一宮鉄道高架事業）

	JR 東海道本線	名鉄名古屋本線	名鉄尾西線	計
事業延長	約 3,970m	約 3,810m	約 3,840m	約 11,620m
高架区間 主要駅	尾張一宮駅	名鉄一宮駅 妙興寺駅	名鉄一宮駅 西一宮駅	
工法	現線仮線方式 複線施工	仮線方式 複線施工	仮線方式 単線施工	
除却踏切数	9	17	18	44
交差箇所数	30	29	31	90
概算事業費	約 225 億円	約 348 億円		約 573 億円
事業年度	1980 年度（昭和 55 年度）～1995 年（平成 7 年度）			

※現線仮線方式：従来の平面鉄道敷をそのまま仮線扱いとして、隣地等に別敷地に高架橋を建設する方式

※仮線方式：従来の平面鉄道敷に高架橋を建設するため、一時的に隣接地等に仮線を敷設する方式

3. 公園・緑地

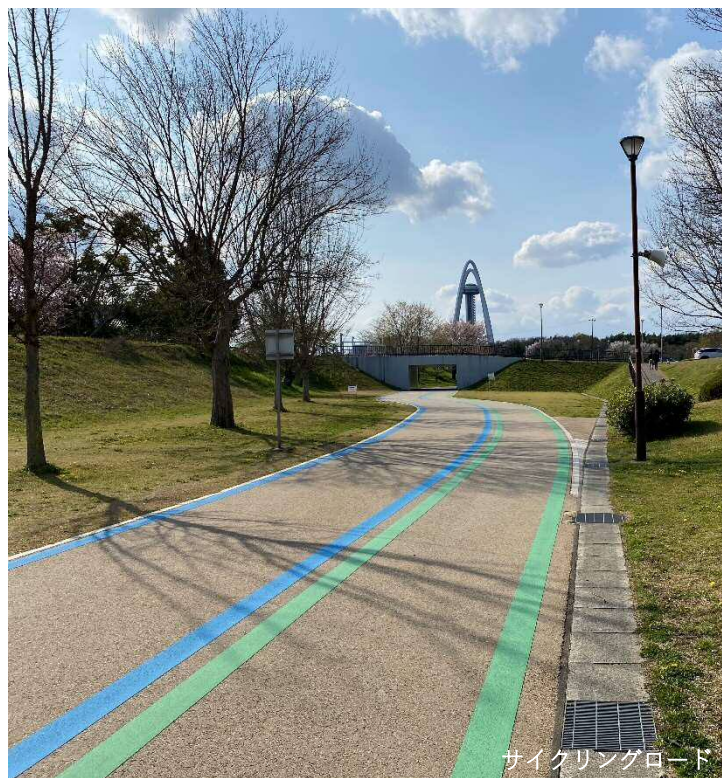
ゆとりとuringおいのある豊かな市民生活の実現のために、公園・緑地をはじめとする緑のオープンスペースの担う役割は極めて重要です。

公園・緑地は、余暇時間の増大、高齢化の進展、市民意識の多様化を背景に、スポーツ・レクリエーション活動や創造的な文化活動等へのニーズが高まっているなかで、市民の憩いの場、子どもたちの遊びの場としてだけでなく、健康の維持増進、快適な都市環境の保全、災害時の避難場所等の様々な機能を果たしています。

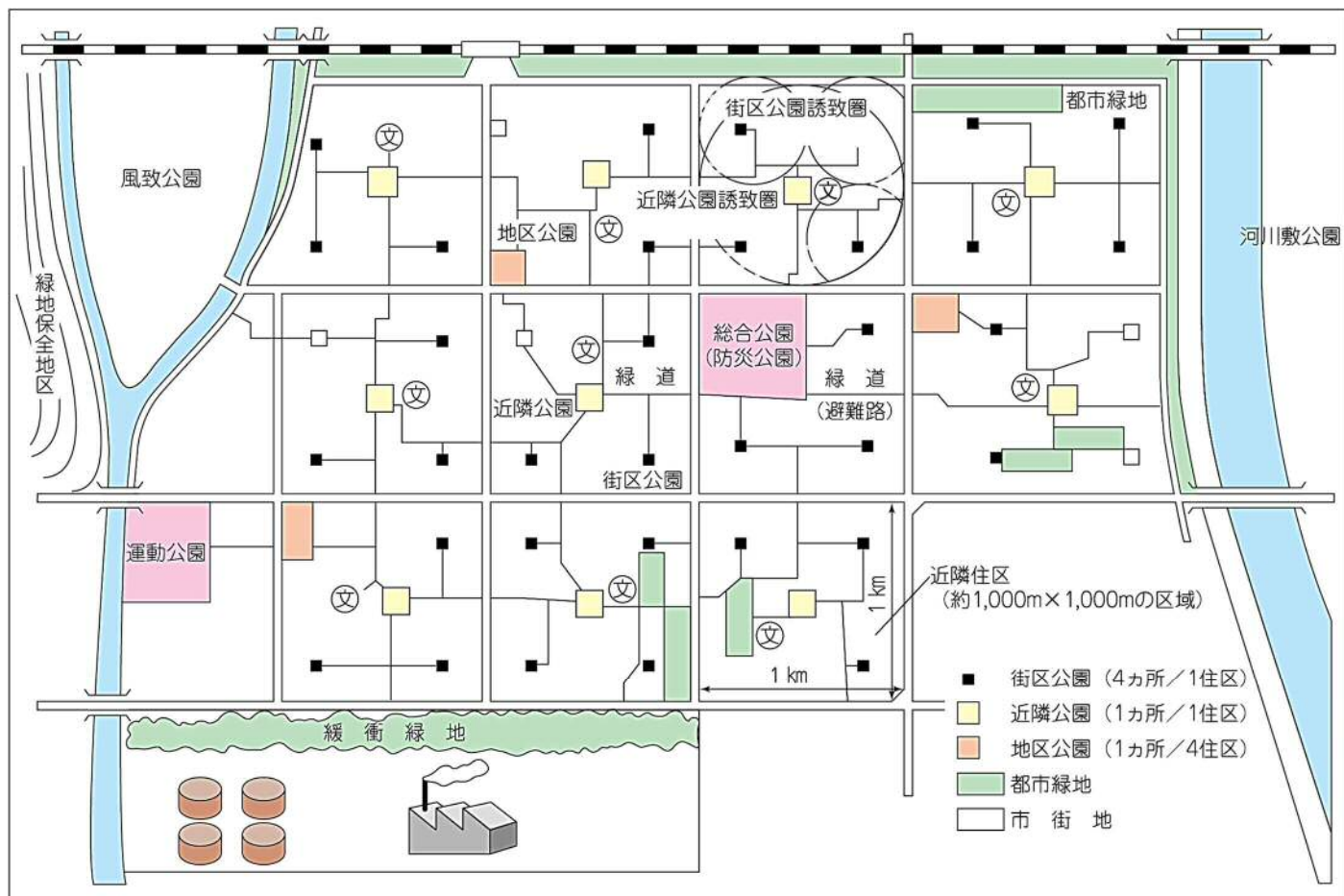
本市では、戦前に既設の3公園がありましたが、1947年（昭和22年）5月27日、戦災復興院告示第74号にて、橋呑公園ほか10公園が都市計画決定され、以後、追加変更や尾西市、木曽川町との合併を経て、2026年（令和8年）3月31日には、都市計画公園は102箇所約775.22ha(国営木曽三川公園尾張緑地約638.90haを含む)が都市計画決定されています。その内、約186.59ha(国営木曽三川公園尾張緑地約58.96haを含む)が供用されています。

今後も、緑の保全育成、市民のレクリエーションニーズに応じた施設配置、都市防災機能の向上、うるおいのある都市景観の形成等を進める必要があります。そのため、市民が日常的に利用できる身近な公園として、街区公園等の住区基幹公園の整備促進を図るとともに、スポーツ、休養、鑑賞、憩い等の様々な拠点として、国営木曽三川公園三派川地区センター(138タワーパーク)、光明寺公園、大野極楽寺公園等の大規模な公園のほか、木曽川の新たな水辺拠点である富田山公園や、サイクリングロード等、水辺環境と一体的な緑地ゾーンを形成する一宮市の骨格的な緑地である木曽川沿い約17.9kmの公園緑地の整備を推進します。

また、公園の整備にあたっては、高齢化の進展等に応じ、高齢者・障害者を含む全ての人々が快適に利用できるよう、公園施設のバリアフリー化に努めていきます。



●都市公園等の配置模式図



●都市公園の種類

種 類	種 別	内 容
住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特 殊 公 園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられた植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国 営 公 園		主として一の都道府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。

※都市公園には、その他、緩衝緑地、広域公園、都市緑地等があります。

4. 駐車場

戦後から進行してきたモータリゼーションの結果、市民の多くの方の移動手段として自動車主流となりました。それに伴い、駐車対策の確立と計画的な駐車施設整備を図ることが重要な課題となるなか、本市においては、一宮駅周辺の路上駐車や駐車需要に対処し、都市交通の円滑化を図るため、1973年（昭和48年）4月に「銀座通公共駐車場」を都市計画決定し、1975年（昭和50年）11月から供用しています。

また、1996年（平成8年）2月に「一宮駅東地下駐車場」を追加決定し、1999年（平成11年）4月から供用しています。

このように、自動車交通の増大への対応を進めてきましたが、近年の人口減少あるいは自動車ニーズの変化等により、自動車の保有台数の伸びが鈍化しています。このような状況から、駐車場施策も転換期を迎えているところです。

これらの駐車実態等を踏まえ、駐車施設の附置義務原単位※の見直しを2021年（令和3年）4月に行いました。

※建物の床面積に応じた附置義務台数を算出する基礎となる値

イメージ図



●都市計画駐車場の概要

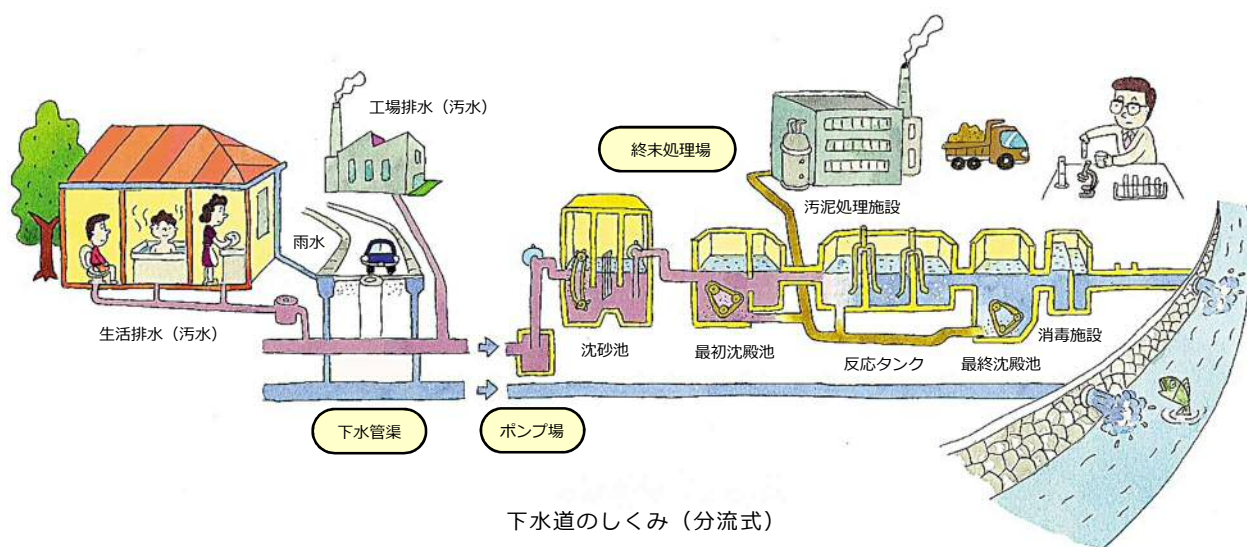
名 称	面 積	構 造	備 考
銀座通公共駐車場	約 0.45ha	地下 1 階 1 層	駐車場約 104 台 出入口各 1 箇所
一宮駅東地下駐車場	約 0.68ha	地下 1 階 1 層	駐車場約 150 台 出入口各 1 箇所

※銀座通公共駐車場と一宮駅東地下駐車場は、一体的な利用が図られています。

5. 下水道

下水道は、公衆衛生の向上、都市の健全な発達及び公共用水域の水質保全に寄与し、さらには、宅地や道路等に降った雨水を速やかに排除し浸水被害を軽減する等、私たちが快適で、安全安心に生活していくうえで不可欠な都市施設の一つです。

下水道の施設は、管渠、ポンプ場、終末処理場から構成されています。下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠で排水する「分流式」と、同一の管渠で排水する「合流式」があり、本市の中心部は合流式で、その他の区域については分流式で整備をしています。



下水道には、大別すると、主に市町村が事業を行う「公共下水道」と県が事業を行う「流域下水道」があります。

○公共下水道

公共下水道には、一つの市町村が整備・管理する終末処理場により下水を処理する「単独公共下水道」と流域下水道に接続し下水を処理する「流域関連公共下水道」があります。

この他には、特定の事業活動のために利用される「特定公共下水道」、農山漁村の集落や自然保護を必要とする区域で実施する「特定環境保全公共下水道」があります。

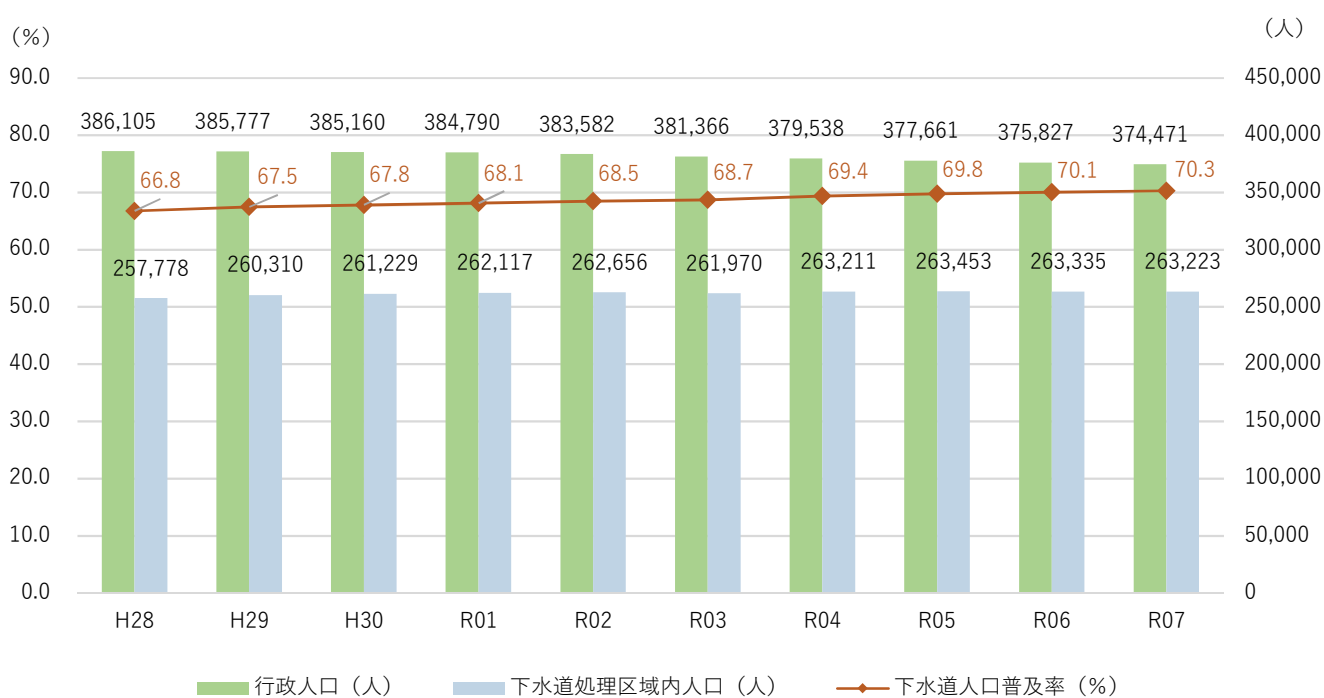
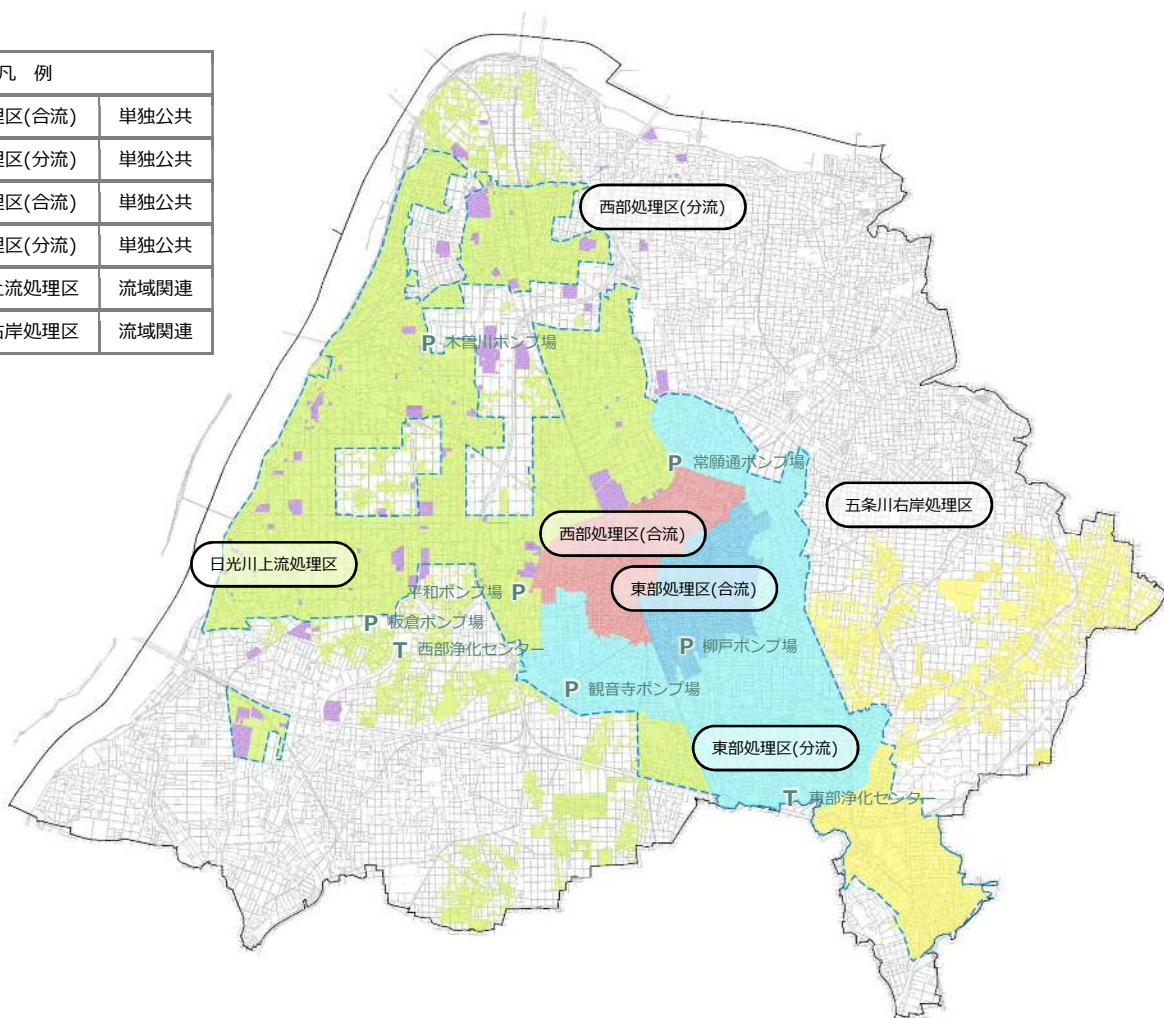
○流域下水道

流域下水道は、2つ以上の市町村の下水を受けて排除、処理するため、県事業で実施されるもので、本市においては、日光川上流及び五条川右岸流域下水道があり、流域関連公共下水道の進捗とともに、供用区域の拡張をしています。

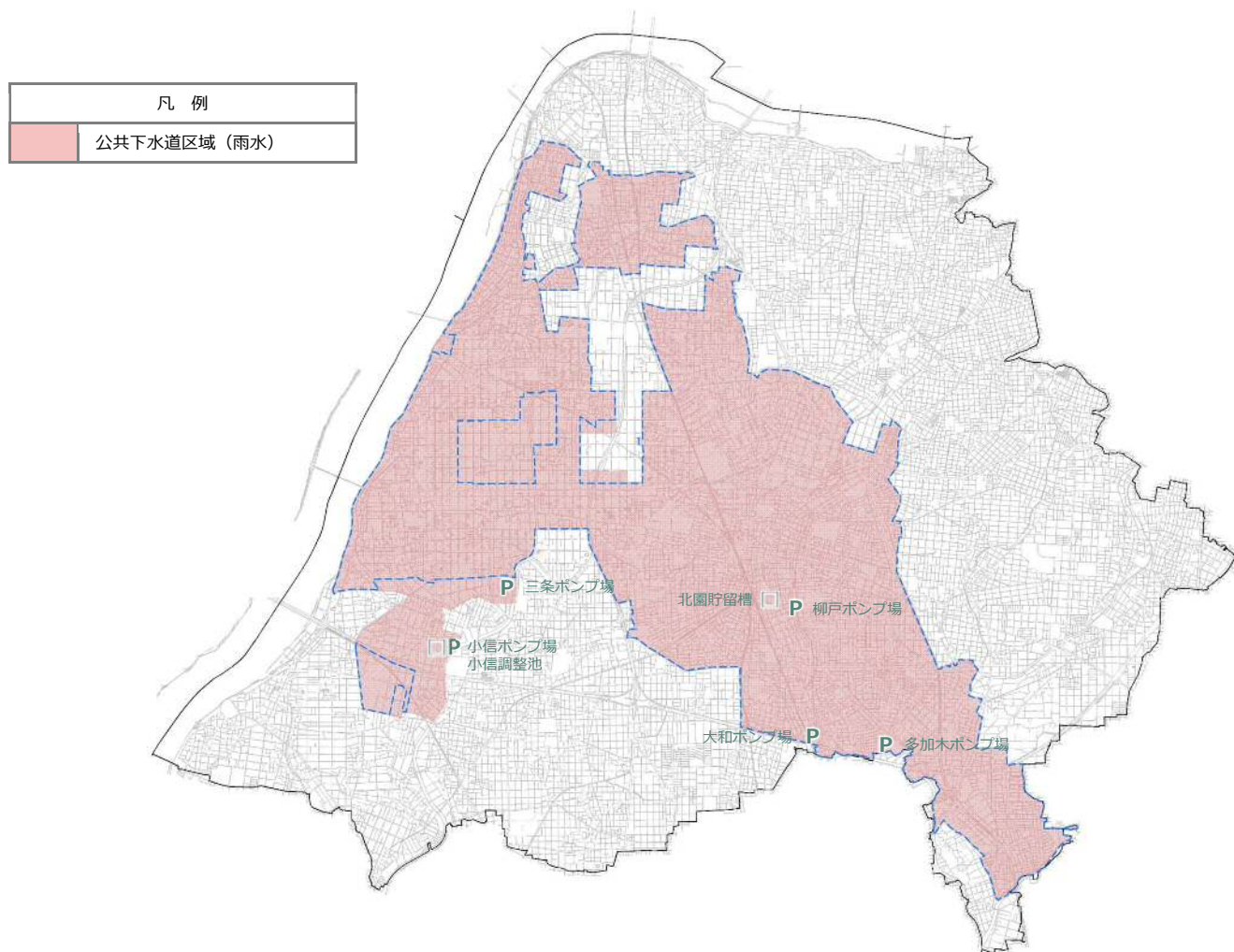
本市においては、「単独公共下水道」と「流域関連公共下水道」の2事業で整備をしており、その概要は次のとおりです。

● 公共下水道区域図（污水）

凡 例		
	東部処理区(合流)	単独公共
	東部処理区(分流)	単独公共
	西部処理区(合流)	単独公共
	西部処理区(分流)	単独公共
	日光川上流処理区	流域関連
	五条川右岸処理区	流域関連



●公共下水道区域図（雨水）



●下水道の主な施設

(2026 年 (令和 8 年) 4 月 1 日現在)

内 訳	位 置	備 考
多加木ポンプ場	一宮市丹陽町外崎字遠場並びに多加木 5 丁目地内	雨水ポンプ場（計画施設）
大和ポンプ場	一宮市大和町妙興寺字天神地内	雨水ポンプ場（計画施設）
常願通ポンプ場	一宮市常願通一丁目地内	污水ポンプ場
観音寺ポンプ場	一宮市観音寺一丁目地内	污水ポンプ場
柳戸ポンプ場	一宮市柳戸町一丁目地内	雨・污水ポンプ場
平和ポンプ場	一宮市平和三丁目地内	污水ポンプ場
三条ポンプ場	一宮市西五城字板倉前西切並びに三条字郷内西及び古川地内	雨水ポンプ場
小信ポンプ場	一宮市西萩原字葭山地内	雨水ポンプ場
板倉ポンプ場	一宮市西五城字板倉前西切地内	污水ポンプ場
木曽川ポンプ場	一宮市木曽川町三ツ法寺字宮西地内	污水ポンプ場
東部浄化センター	一宮市丹陽町外崎字遠場並びに多加木 5 丁目地内	処理場
西部浄化センター	一宮市萩原町花井方字宮前通、字乾出、字古川新田北ノ切、字古川新田南ノ切、字梧広辻及び字西天神並びに朝宮字芦山地内	処理場
小信調整池	一宮市西萩原字葭山地内	雨水調整池
北園通貯留槽	一宮市公園通四丁目地内	貯留槽

V 市街地開発事業

一般的に、道路、公園、下水道等の都市施設の整備は、地区の状況や必要性等により点や線で整備が進められています。一方、宅地開発は、宅地需要に応じて、土地利用規制による制限・誘導のもと、徐々に行われていきます。

これに対して、土地区画整理事業等の市街地開発事業は、面的に都市施設の整備と宅地の開発を進め、一体的に市街地を整備していくため、計画的で効率的なまちづくりを行うことができる整備手法です。

1. 土地区画整理事業

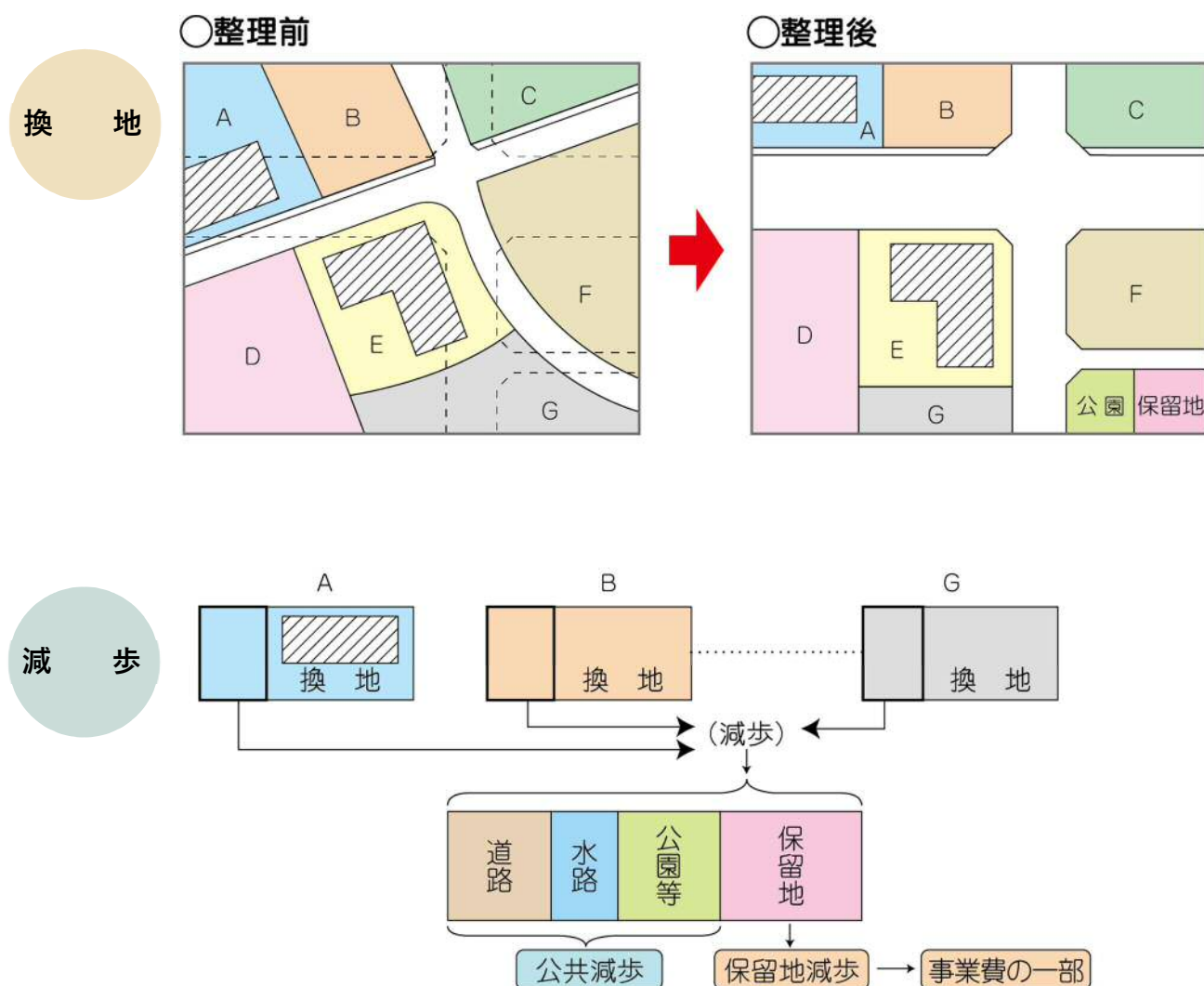
土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の未整備な市街地等において、土地の減歩や換地(土地の再配置)という特徴あるしくみにより、公共施設を整備するとともに、宅地の利用増進を図る事業であり、「都市計画の母」とも呼ばれています。

換 地

個々の宅地の位置、面積、環境、利用状況等を考慮して、土地利用がしやすいように宅地の再配置を行います。このように、もとの宅地に対して新しく置き換えられた宅地を換地といいます。

減 歩

地区内に新たに必要となる道路、公園、水路等の公共用地や事業費の一部に充てるための保留地は、地区内の土地所有者から少しずつ土地を負担していただくことによって生まれます。これを減歩といいます。この減歩は、一律でなく整理前・整理後の個々の宅地の面積や位置、利用状況等の条件によって定められます。



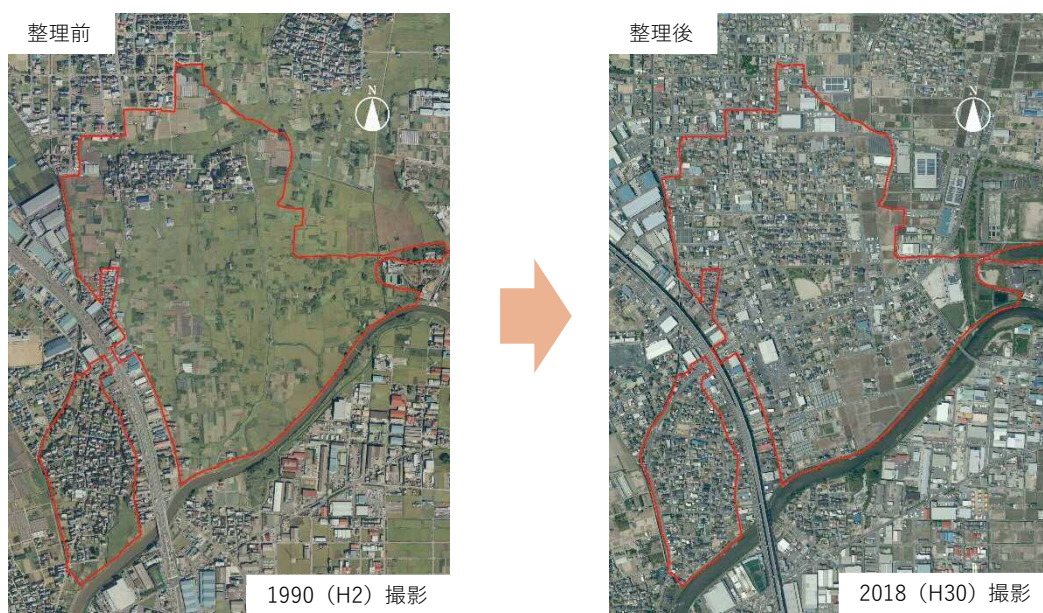
本市においては、土地区画整理事業により市街地整備を進めており、現在、施行済、施行中の区域は、15 地区、約 1,135ha で、市街化区域面積(3,802ha)の約 30%になっています。

土地区画整理事業の施行者は、地区の状況等により、個人、組合、地方公共団体等になりますが、本市においては、戦災にあった市街地において、1947 年（昭和 22 年）、愛知県知事の施行により着手した一宮復興土地区画整理事業(第 1 工区)及び同(第 2 工区)が最初の土地区画整理事業となります。その後、市施行として、西部地区、西部第 2 地区、東部地区、丹陽西地区、森本地区及び印田第 1 地区の事業が完了し、外崎地区が施行中となっています。

また、組合施行では、平島地区、吾鬘地区、三ツ井地区、多加木地区、猿海道地区及び伝法寺地区の事業が完了しました。

現在、尾張一宮パーキングエリア周辺において、組合施行による土地区画整理事業の事業化の促進を図っています。

●伝法寺地区

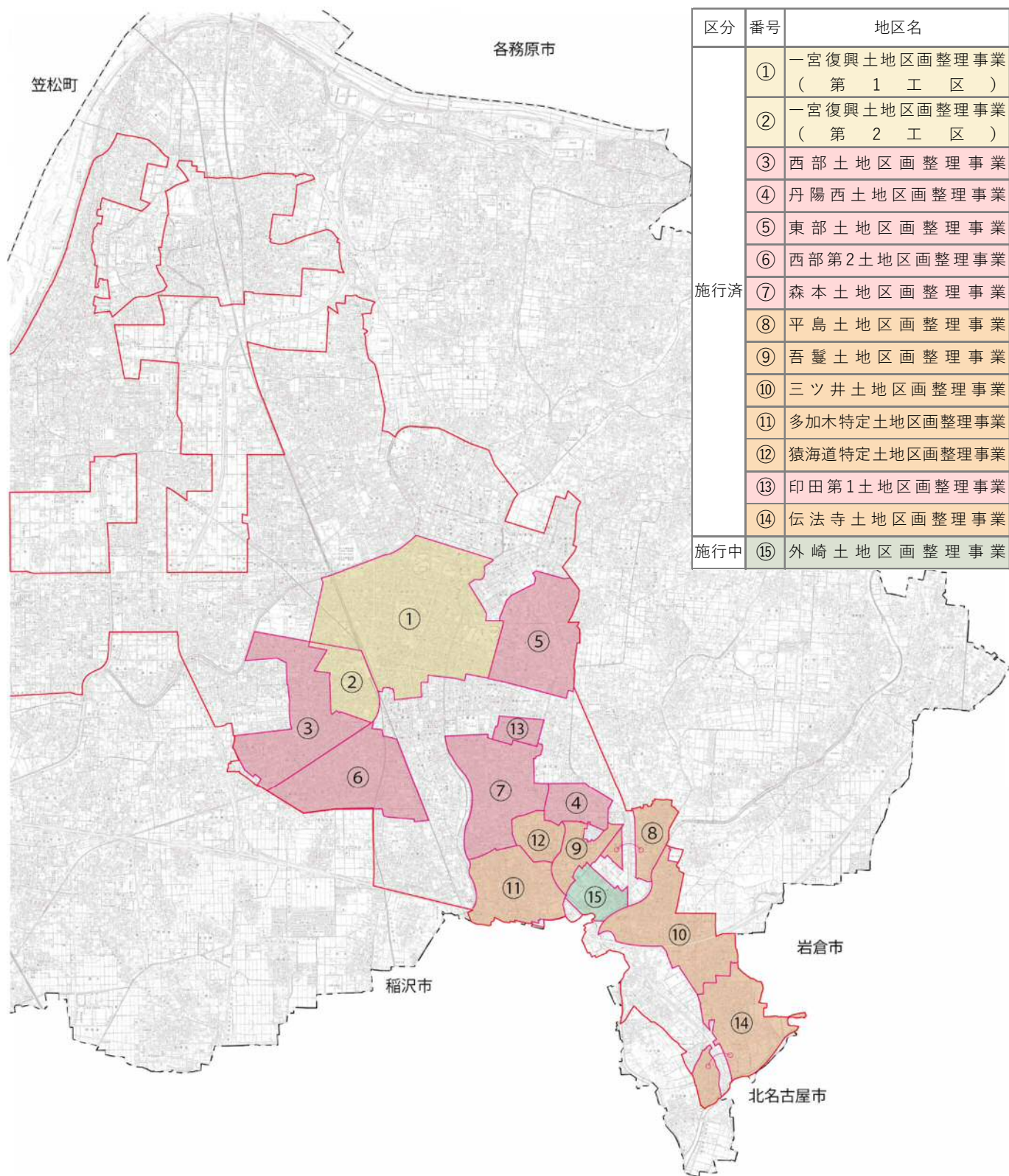


●土地区画整理事業施行一覧表

(2026 年 (令和 8 年) 4 月 1 日現在)

名 称	面積 (ha)	都市計画決定 (当初)	施 行 年 度	減 歩 率 (%)	施行者
一宮復興土地区画整理事業 (第 1 工区)	259.5	1946 (S21) .8.20	1947 (S22) ~ 1973 (S48)	19.36	県知事
一宮復興土地区画整理事業 (第 2 工区)	40.5	1946 (S21) .8.20	1947 (S22) ~ 1976 (S51)	14.54	県知事
西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	114.9	1954 (S29) .6.11	1956 (S31) ~ 1969 (S44)	24.69	市
西 部 第 2 土 地 区 画 整 理 事 業	109.9	1961 (S36) .9.26	1963 (S38) ~ 1979 (S54)	25.64	市
東 部 土 地 区 画 整 理 事 業	105.1	1964 (S39) .3.28	1965 (S40) ~ 1974 (S49)	23.69	市
丹 陽 西 土 地 区 画 整 理 事 業	30.2	1967 (S42) .12.15	1968 (S43) ~ 1971 (S46)	37.03	市
平 島 土 地 区 画 整 理 事 業	33.7		1972 (S47) ~ 1976 (S51)	29.59	組 合
森 本 土 地 区 画 整 理 事 業	98.3	1971 (S46) .11.24	1972 (S47) ~ 1992 (H4)	29.50	市
三 ツ 井 土 地 区 画 整 理 事 業	91.3		1974 (S49) ~ 1996 (H8)	30.62	組 合
吾 鬘 土 地 区 画 整 理 事 業	27.3		1976 (S51) ~ 1981 (S56)	33.69	組 合
多加木特定土地区画整理事業	71.4	1979 (S54) .3.23	1979 (S54) ~ 1998 (H10)	29.69	組 合
猿海道特定土地区画整理事業	24.8	1984 (S59) .9.26	1985 (S60) ~ 2005 (H17)	28.87	組 合
印田第 1 土地区画整理事業	14.5	1985 (S60) .2.13	1986 (S61) ~ 2007 (H19)	20.31	市
伝法寺土地区画整理事業	89.4	1990 (H2) .12.5	1992 (H4) ~ 2017 (H29)	29.52	組 合
外 崎 土 地 区 画 整 理 事 業	24.5	2018 (H30) .4.1	2018 (H30) ~ 2033 (R15)	27.33	市

●土地区画整理事業施行箇所図

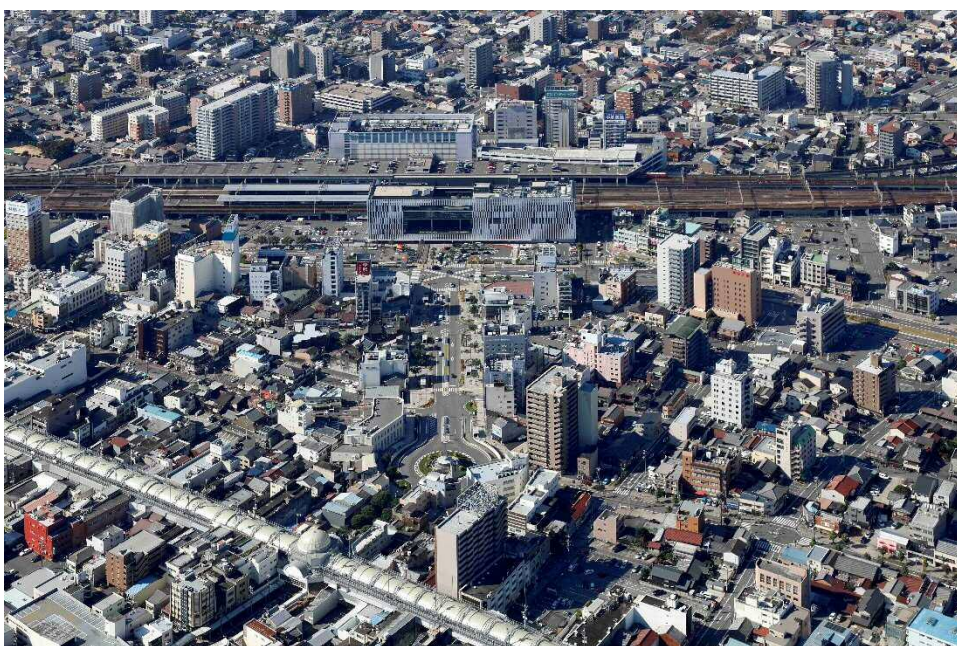


2. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の老朽化した木造建築物が密集し防災性の低下した地区や、土地が細分化され公共施設も不足して生活環境が悪化した既成市街地等において、敷地の共同利用により高層の耐火建築物を建設し、街路、公園、広場等の公共施設の一体的整備により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

本市の中心地区は、戦災復興土地区画整理事業により街路、公園、広場等の公共施設の整備がされてきましたが、一宮駅周辺の中心市街地における活力の低下が大きな課題となっています。

そこで、都市拠点として都市再生開発法に基づく市街地再開発事業だけでなく、新たな都市の玄関口として尾張一宮駅前ビル（i-ビル）を整備し、商業の活性化、都市機能の強化を図っています。また、公的支援として敷地の共同化等に資する民間の事業について助成を行う優良建築物等整備事業における補助に向けた取組や敷地面積に応じた建築物の容積率の緩和（600％区域の拡大）を行い、民間の再開発等による土地の高度利用を誘発することにより、官民一体となって尾張地域初の中核市の中心市街地にふさわしいにぎわいと交流の創出に努めていきます。



一宮駅周辺（2015年（平成27年）撮影）

尾張一宮駅前ビル（i-ビル）



VI 快適でうるおいのあるまちづくり

近年の人々のニーズが量から質へ、物質面から精神面へと変化し、生活にうるおいをもたらす景観整備、緑化推進等の魅力的なまちづくりや周辺地域との交流を促進する広域的なネットワークの形成のほか、交流・滞在空間の創出に向け官民が一体となって取り組む“居心地が良く歩きたくなるまちなか”からはじまる都市再生等も重要な課題となっており、快適でうるおいのあるまちづくりを今後も推進していきます。

1. 一宮市の顔づくり

一宮駅周辺の整備

一宮駅周辺は、南北に縦断する鉄道の高架化（連続立体交差事業）に伴い、東西駅前広場を結ぶ自由通路（コンコース）の開設や伝馬通り・八幡通り等東西をつなぐ道路の整備等、東西交通の円滑化が図られるとともに、駅東地下駐車場の整備や東西駅前広場の整備等により、当駅周辺の交通拠点、商業拠点としての機能を高め、本市の活力を支える都市拠点として多様な都市機能の集積を図っています。

また、尾張一宮駅前に位置する銀座通りは、本市を訪れる人々に一望される場所であるとともに、市民のふれあいの場であることから、誰にも親しまれる魅力的な顔づくりを目指して、シンボルロードとしての整備や都市景観形成地区の指定を行っており、東西駅前広場とともに、「一宮の顔」にふさわしい都市景観の形成に努めています。

●尾張一宮駅の周辺

駅周辺の東西交通を円滑にするため、鉄道高架にあわせて駅の高架化やコンコース等が整備されるとともに、本市の顔となる東西駅前広場の改築が行われました。この駅前広場は人が安全に通行できるだけでなく、銀座通りと一体となって憩い集うことのできる空間となるよう整備されました。

また、交通結節点としての利便性を活かし、市の顔にふさわしい機能や景観を備えた交流・文化拠点である尾張一宮駅前ビル（i-ビル）が整備され、中心市街地の魅力向上やにぎわい創出に寄与しています。



尾張一宮駅前広場から本町通りへと続く銀座通りはシンボルロードとして整備され、うるおいと憩いのある豊かな歩行空間を確保できる広い歩道となっています。この銀座通りは日本有数の七夕まつりの一つとして称賛される市民の夏の最大イベント七夕まつりの会場として、約 100 万人の人出でにぎわいます。



●まちなかウォーカブル推進事業

一宮駅周辺では地域が主体となる多くの魅力ある多様なイベントや活動が続けられていますが、新たな日常づくりやにぎわいの常態化までには至っていません。

そこで2021年度（令和3年度）の市制施行100周年という大きな節目と尾張地域で初の中核市「一宮」の新たなスタートを見据え、まちなか居住の推進や中心市街地の活性化、内外の多様な人材・関係人口の出会い・交流を通じたイノベーションの創出及びそこに生活し活動していることの豊かさの実感等、人が中心となる豊かな生活を実現するため、2020年度（令和2年度）に、一宮駅半径1km圏内において、官民一体で“居心地が良く歩きたくなるまちなか＝ウォーカブルなまちづくり”に、着手しました。

まちなかウォーカブル社会実験（2023年（令和5年）11月撮影）



まちなかウォーカブル社会実験（2023年（令和5年）11月撮影）

杜の宮市（2026年（令和8年）5月撮影）

JR木曽川駅周辺の整備

JR木曽川駅周辺は、駅前や踏切内で人や自転車が車と交錯し危険な交通環境となっていました。駅周辺整備では、東西駅前広場の新設、広場を結ぶ東西自由通路の建設及び駅舎の橋上化により、東西両方向からの駅利用と踏切を渡らず東西地域の往来が可能となりました。また、自転車駐輪場も整備し、駅利用の利便性の向上と快適で安全な駅周辺の交通環境を創出しました。

なお、自由通路・橋上駅舎は、この地域が繊維産業で発展してきた町でもあり、機織工場の「のこぎり屋根」をモチーフとした歴史的風情と現代的要素を取り入れた外観とし、都市景観の形成にも努めています。



完成当時の様子（2008年（平成20年）撮影）

国営木曽三川公園（三派川地区センターとツインアーチ 138）

(1) 三派川地区センター（138タワーパーク）

中部圏を南北に縦断する木曽・長良・揖斐川の3つの流れは、古くから当地域に大きな恵みをもたらし、一方、進展する都市化に伴い、大切な自然が失われつつあるといった状況の中で、緑豊かな余暇環境の整備が求められてきました。

そこで、21世紀の私たちの暮らしをより豊かにひろげることを目標に、この木曽川を取り囲むように総延長107km、計画面積約6,100haにも及び、豊かな自然環境を活用した国内最大の国営公園が「国営木曽三川公園」で、地域の特性によって、「三派川地区」「中央水郷地区」「河口地区」の三地区に分かれています。

「三派川地区」は木曽川が南北に分かれ三つの流れとなる地区で、その河川敷には多くの自然が残されています。本市においては、この地区の管理・運営機能をもった三派川地区センター（138タワーパーク）が計画され、地区のランドマーク“ツインアーチ 138”、1,400株のバラ花壇“ローズストリーム”、徳仁天皇陛下御成婚の記念モニュメント“比翼”、“セントルイスゲート”、“希望の塔”、“野外ステージ”、“大芝生広場”、自然豊かな木立の中にあるオアシス“やすらぎの池”、“フワフワドーム”、様々な体験活動や自然とのふれあい・学びをサポートする自然体験施設を備えた“もくもくパラダイス”等合わせて26.4haが、水と緑にあふれる憩いのスペースとしてオープンしています。



(2) ツインアーチ 138

高さの異なる2本の双曲線アーチと、中央のエレベーターシャフトが、“木曽川の雄大な流れ”をイメージして設計され、アーチタワーとして東洋一を誇る高さは、平安時代に尾張の総鎮府として真清田神社が「一の宮」に定められたことに由来した、市名の一宮(イチノミヤ)にちなみ、138mに決定しました。

地上100mの高さにはレストランを備えた、開放感あふれる直径25mの円形展望ホールがあり、木曽川の雄大な流れや本市の市街地はもちろん、濃尾平野が一望できるランドマークとして多くの人々に親しまれています。

2. 緑の環境づくり

市民が、日常生活のなかで自然とふれあい、季節の移り変わりを感じることで緑の環境を、様々な場所に様々な形で創り育てていくことが、豊かな感性を育み、うるおいのある生活を営むうえで重要です。

そこで、“水と緑が人でつながる 心ふれあうまち 一宮”を基本理念に、まちの身近な緑地環境として、公園緑地の整備とともに、河川、道路、公共施設の緑化や、緑化推進事業補助金制度、市民緑地認定制度等の活用による民有地の緑化、市民農園等の農地の保全、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく施策等、総合的な緑地づくりにより、日常生活のなかで自然にふれあうことで緑の環境づくりを進めていきます。

●市民参加の森づくり

1997年（平成9年）5月、「一宮から地球の森へ」をテーマに、21世紀を担う子どもたちや市民により、地球環境を考え将来にわたって市民の憩いの場としての森、そして、その森の育成の喜びを分かち合う「市民の森」づくり植樹祭を行いました。

その精神を引き継ぎ、継続的な緑化の推進を進めるため、2021年（令和3年）までに計19回の植樹祭を開催し、約14,300人の市民の参加を得て、約144,300本の苗木を植樹しました。



●ボランティア団体による花壇づくり

1999年（平成11年）11月に発足した、ボランティア団体「私たちの庭の会」により、市内6箇所の公園、2箇所の駅前広場の花壇にて、毎年、春と秋の2回の花の植え込みと花壇の日常の管理や堆肥づくりを行っています。

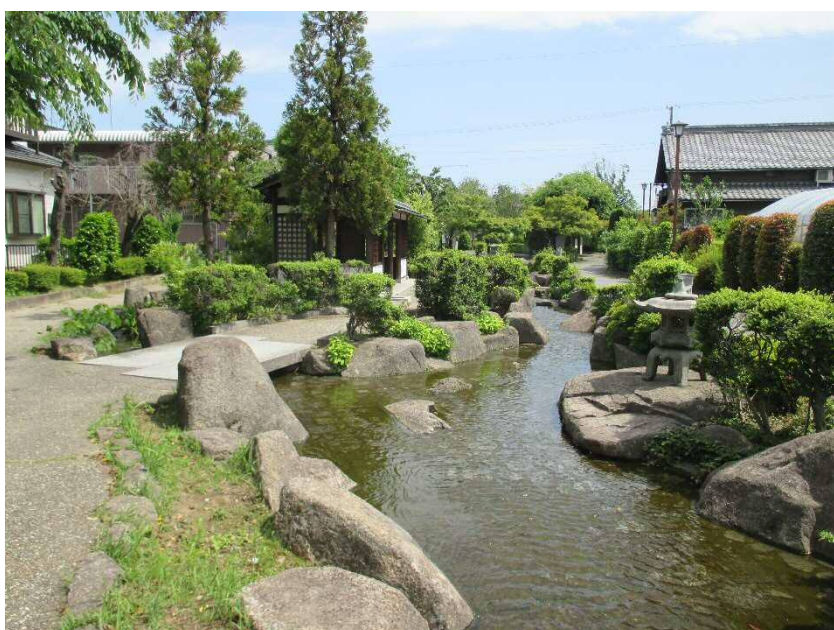


3. 快適なふれあい空間の整備

中心市街地等においては、面的整備による機能的で整然としたまちが形成される反面、田園風景等の緑化空間や水辺空間が減少しています。水と緑といった自然とふれあうことは人間の根本的要求であり、こうした空間の保全、創出することは、まちづくりの重要な課題です。

また、従来、身近なコミュニティの場であり、遊び語らいの場であった「みち」の機能を取り戻すため、憩い集うことのできる空間の整備も大変重要です。

そのため、本市では、駅前広場やシンボルロードのほか、多加木緑道、大江川緑道、尾西緑道、幹線道路の歩道整備等、快適なふれあい空間の形成を進めています。



●多加木緑道

「ふれあいのみち多加木緑道」は、幅員 20m、延長約 700mあり、一宮多加木特定土地区画整理事業の一環として整備されました。

この緑道は、北から「出会いの広場」「壁画のある坂道」「流れの散歩道」「ブリッジ」「噴水の広場」の5つのゾーンに分かれており、モニュメントやブロンズ像、四阿（あずまや）等が設置されています。通勤、通学、散策道としてだけではなく、人々が寄り合い、語り合うコミュニティの場として広く利用されています。



●大江川緑道

市街地を流れる大江川の両岸に位置し、約 300 本ものソメイヨシノの並木が続く桜の名所で、四阿、トイレ、水飲み場等も設置され、市民の憩いの場となるよう整備されました。



●尾西緑道

宮田用水奥村井筋の上部を利用した緑道で、モニュメントや「せせらぎ」等を設置し、緑と水を生かした魅力ある緑道空間となるよう整備されました。この緑道では、桜の時期には地域の桜祭りが開催される等市民の憩いの場となっています。

●一宮春日井線

この道路は、市の南部を東西に走る幹線道路で、緑の多い快適な歩行空間を整備しており、沿道には多くの店舗、事務所等が立地しています。



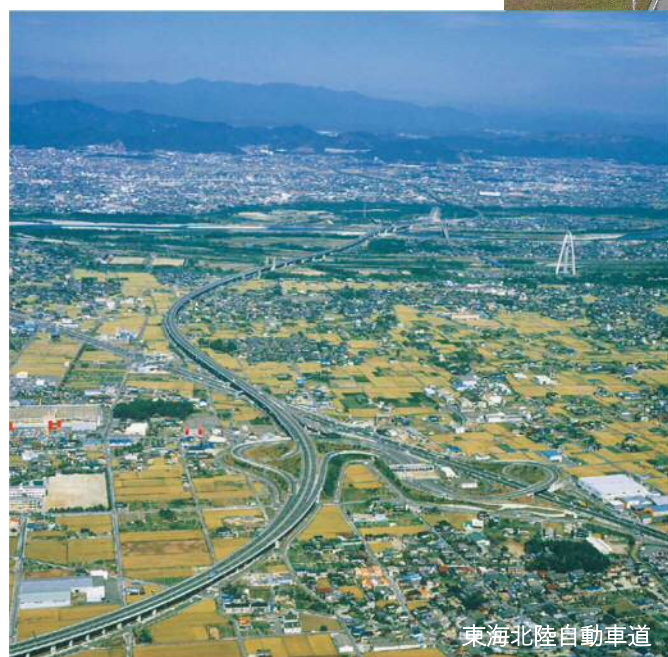
4. 未来に向けたみちづくり

社会経済活動は広域化し、移動時の「高速性」「快適性」「確実性」に対するニーズは強くなっており、国土レベルの高速自動車国道やその他の自動車専用道路による広域的なネットワークの形成は、都市の発展に不可欠なものとなっています。さらには、頻発する自然災害に対する速やかな復興、減災に資する国土の強靱化等道路に求められる役割は多様化しています。

名神高速道路及び東海北陸自動車道のほか、広域的交流の促進、産業、経済の振興等に大きな役割を果たす名岐道路（一宮～一宮木曾川）の新規事業化が、2025 年（令和 7 年）に決定されました。また、同年に名神高速道路の尾張一宮 PA スマート IC（仮称）の新規事業化も決定され、これらを契機に、更なる活力あるまちづくりの推進を図っていきます。



一宮稲沢北 IC 完成当時の様子（愛知県提供）



東海北陸自動車道

●東海北陸自動車道・一宮西港道路

東海北陸自動車道は、起点である一宮市から終点の富山県小矢部市までの名神高速道路と北陸自動車道を連結する延長 185 km の高速自動車国道で、日本海側と太平洋側が結ばれて中部が一体化し、国内交流はもとより国際交流の活性化や海外からのインバウンドを推進する昇龍道プロジェクトでも中心的な位置づけとなっています。

1984 年（昭和 59 年）5 月に実施計画が認可され、1997 年（平成 9 年）3 月 24 日、一宮木曾川インターチェンジの供用により愛知県側から奥美濃地方への玄関口が開かれ、1998 年（平成 10 年）12 月 13 日には一宮ジャンクションにおいて、名神高速道路に接続され、愛知県内全てが供用しました。また、2021 年（令和 3 年）3 月 28 日の一宮稲沢北インターチェンジの供用は、本道路へのアクセス性を向上させ、地域・経済交流の活性化に大きく寄与します。

一宮西港道路は、東海北陸自動車道を南伸して伊勢湾岸自動車道と接続することで南北軸のミッシングリンクを解消し、東名高速道路、名神高速道路、東名阪自動車道と一体となり、中部圏全体の健全な発展と国土強靱化に資する自動車専用道路です。

2026 年度（令和 8 年度）には愛知県が都市計画・環境影響評価手続きに着手する等、開通に向けた手続きが着実に進んでいます。

●広域的ネットワーク図



凡例		調査中(予定路線及び基本計画)
高規格幹線道路	高速自動車国道	調査中(整備計画)
	高速自動車国道に並行する自動車専用道路	供用区間
	一般国道の自動車専用道路	調査中(基本計画)
		事業中(着工準備含む)
地域高規格道路		供用区間
		調査中
		計画路線
		事業中

※ () IC・JCT は仮称
※ 上記は、今後の道路整備のマスタープランであり具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。
※ 2026 年(令和 8 年) 4 月 1 日現在

●名岐道路

名岐道路は、一宮・岐阜方面と名古屋市を結び、名神高速道路・東名阪自動車道・名古屋都市高速道路等と一体となって、広域都市圏の社会経済活動を支えることを目的とした自動車専用道です。東名阪自動車道の清洲 JCT(西春日井郡新川町)から一宮市浅野の区間を、1996 年(平成 8 年) 11 月に都市計画決定し、1997 年(平成 9 年) 12 月に事業認可され、2005 年(平成 17 年)に岐阜方面へは一宮東出入口、名古屋方面へは一宮中入口まで開通しました。

さらに、東海北陸自動車道の一宮木曽川 IC までの区間が 2024 年(令和 6 年) 10 月に都市計画決定され、2025 年(令和 7 年) 4 月に国土交通省の新規事業化が決定、2026 年(令和 8 年) 1 月に名古屋高速道路公社により有料道路事業化し、開通に向け着実に進んでいます。

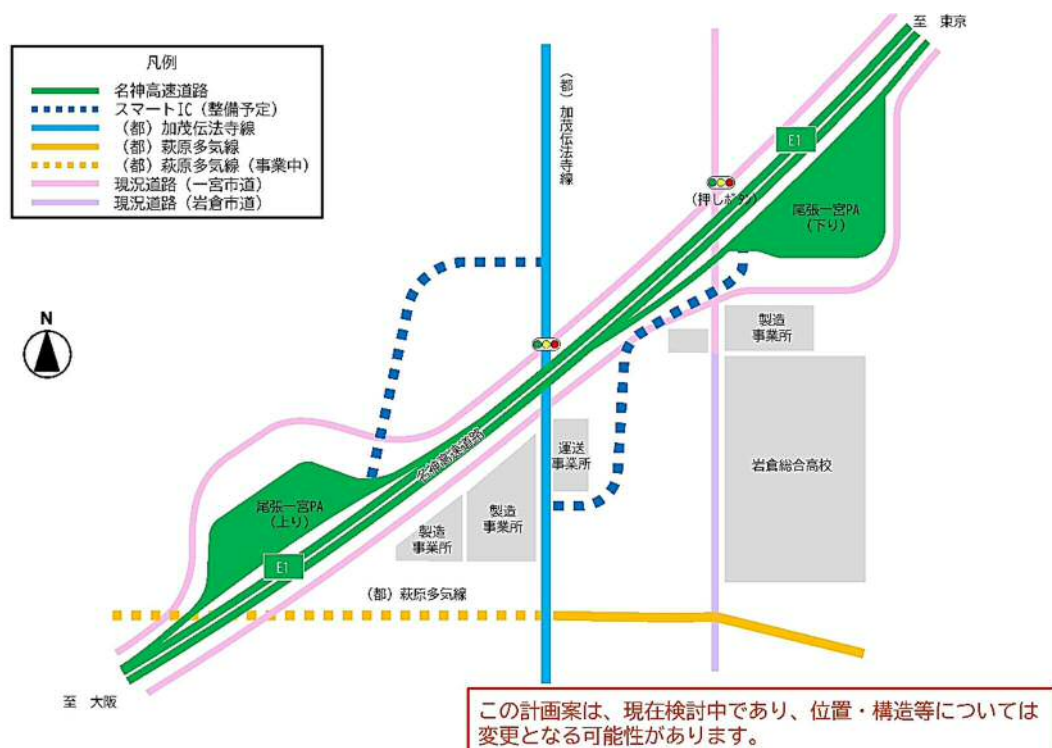


●尾張一宮 PA スマート IC（仮称）

尾張一宮 PA スマート IC（仮称）は、2022 年（令和 4 年）2 月から隣接する岩倉市とともに、設置検討に着手し、2024 年（令和 6 年）9 月から国土交通省による準備段階調査、2025 年（令和 7 年）9 月に地区協議会を開催、実施計画書を策定し、整備計画の決定、連結許可を経て、2025 年（令和 7 年）12 月に新規事業化が決定しました。

スマート IC の周辺地域を産業や交流機能の誘導が期待できる産業拠点として位置づけ、広域的な道路ネットワークを活かした産業施設や、人々が集う交流施設の立地による“まちづくりの新たな拠点”を目指しています。

名岐道路やスマート IC の整備は、国道 22 号線や交差する国、県及び市道の慢性的な渋滞を解消するだけでなく、産業振興に資する信頼性が高いネットワークの形成や産業拠点の立地と形成に欠かせません。



I 土地利用

1. 市街化区域及び市街化調整区域	①
2. 用途地域	①
3. 防火地域・準防火地域.....	③
4. 駐車場整備地区	③
5. 生産緑地地区	④
6. 特別用途地区	⑤
7. 地区計画等.....	⑥

II 都市施設

1. 都市計画道路.....	⑦
2. 都市計画通路.....	⑪
3. 一宮鉄道高架事業の経緯.....	⑪
4. 都市計画公園等の種類.....	⑫
5. 都市計画公園等	⑫
6. 都市計画駐車場	⑫
7. 下水道の都市計画決定の変遷.....	⑫

III 市街地開発事業

1. 土地地区画整理事業一覧表.....	⑰
----------------------	---

IV その他資料

1. 都市計画法の体系.....	⑱
2. 市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の変遷	⑲
3. 一宮市沿革図	⑳
4. 一宮市都市計画総括図	

I 土 地 利 用

1. 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域及び市街化調整区域

都市計画区域名称	区域面積 (ヘクタール)	市街化区域 (ヘクタール)	市街化調整区域 (ヘクタール)
尾張都市計画区域 (一宮市)	11,382(100.0%)	3,802(33.4%)	7,580(66.6%)

(注)2014年(平成26年)の国土地理院の面積調査によって、一宮市の行政面積は11,382ヘクタールに訂正されました。

(市街化区域及び市街化調整区域の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号		区域面積 (ヘクタール)	市街化区域 (ヘクタール)	市街化調整区域 (ヘクタール)	備考
1970年(昭和45年)11月24日 愛知県告示第911号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	7,896 2,261 950 11,107	2,580 730 440 3,750	5,316 1,531 510 7,357	当初決定
1979年(昭和54年)3月2日 愛知県告示第190号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	7,896 2,261 950 11,107	2,585 730 440 3,755	5,311 1,531 510 7,352	第1回総見直し 旧一宮市多加木地区約5ヘクタールを市街化区域に編入
1984年(昭和59年)2月22日 愛知県告示第149号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	7,896 2,261 950 11,107	2,585 730 494 3,809	5,311 1,531 456 7,298	第2回総見直し 旧木曽川町5地区約53ヘクタールを市街化区域に編入
1991年(平成3年)9月4日 愛知県告示第817号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	7,896 2,261 950 11,107	2,585 730 494 3,809	5,311 1,531 456 7,298	第3回総見直し 区域変更なし
1992年(平成4年)12月4日 愛知県告示第1127号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	7,896 2,261 950 11,107	2,585 723 494 3,802	5,311 1,538 456 7,305	旧尾西市明地地区 約7ヘクタールを市街化調整区域に編入
2001年(平成13年)5月15日 愛知県告示第404号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計(尾張西部都市計画区域)	8,239 2,201 951 11,391	2,585 723 494 3,802	5,654 1,478 457 7,589	第4回総見直し 旧木曽川町里小牧地区0.2ヘクタール 旧木曽川町玉ノ井地区 0.034ヘクタール を市街化区域に編入
2005年(平成17年)4月1日 2市1町合併	一宮市 尾張西部都市計画区域	11,391 11,391	3,802 3,802	7,589 7,589	旧一宮市、旧尾西市、 旧木曽川町の合併
2010年(平成22年)12月24日 愛知県告示第749号	一宮市 尾張都市計画区域	(11,391) (48,913)	3,802 15,274	(7,589) (33,639)	第5回総見直し 都市計画区域名変更 区域変更なし
2019年(平成31年)3月29日 愛知県告示第215号	一宮市 尾張都市計画区域	(11,382) (48,913)	3,802 15,298	(7,580) (33,615)	第6回総見直し 木曽川町、奥町地区の約0.1ヘクタールを市街化区域に編入、 約0.2ヘクタールを市街化調整区域に編入

(注) 国土地理院の面積調査によって、一宮市の行政面積は平成元年に8,236ヘクタール、1994年(平成6年)には8,239ヘクタールに訂正されました。その結果を受けて県内で調整がなされ、2001年(平成13年)の愛知県公告により尾張西部都市計画区域の面積が変更されました。

()内は告示時点の参考値です。

2. 用途地域

用途地域

種類	面積 (ヘクタール)	割合 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)	摘要
第一種低層住居専用地域	54	1.4	100	60	建築物の高さ制限10メートル
第一種中高層住居専用地域	208	5.5	150(200)	60	()内は木曽川地区内 約46ヘクタール
第一種住居地域	1,010	26.6	200	60	
第二種住居地域	43	1.1	200	60	
準住居地域	53	1.4	200	60	
近隣商業地域	206	5.4	200	80	
商業地域	204	5.4	400(600)	80	()内は一宮駅周辺 約24ヘクタール
準工業地域	1,614	42.5	200	60	
工業地域	363	9.5	200	60	
工業専用地域	46	1.2	200	60	
合計	3,802	100			

(用途地域の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号		第一種 住居 専用 地域	第二種 住居 専用 地域	住居 地域			近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計 (ヘクタール)	備考
1973年(昭和48年)1月19日 愛知県告示第39号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	53 53 60 1,193	60 60 60 1,193	737 298 158 1,193			140 12 1 153	185 15 3 203	1,134 258 265 1,657	271 90 13 374	57 57 57 57	2,580 730 440 3,750	現行法当初決定
1979年(昭和54年)3月2日 愛知県告示第200号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	53 53 60 1,193	60 60 60 1,193	737 298 158 1,193			140 12 1 153	185 15 3 203	1,134 258 265 1,657	276 90 13 379	57 57 57 57	2,585 730 440 3,755	旧一宮市多加木地区約5 ヘクタールを変更
1980年(昭和55年)4月7日 愛知県告示第390号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	55 55 62 1,193	162 162 60 1,193	633 298 158 1,089			140 12 1 153	185 15 3 203	1,134 258 265 1,657	276 90 13 379	57 57 57 57	2,585 730 440 3,755	旧一宮市18地区約167ヘ クタールを変更
1984年(昭和59年)2年22日 愛知県告示第149号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	55 55 62 1,097	162 162 46 1,097	633 298 166 1,097			140 12 1 153	185 15 3 203	1,134 258 265 1,657	276 90 13 379	57 57 57 57	2,585 730 494 3,809	旧木曽川町5地区約53ヘ クタールを変更
1992年(平成4年)12月4日 愛知県告示第1128号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	55 55 62 1,097	162 162 46 1,097	633 298 166 1,097			140 12 1 153	185 15 3 203	1,134 258 265 1,657	276 90 13 379	50 50 50 50	2,585 723 494 3,802	旧尾西市明地地区約7ヘ クタールを変更
都市計画決定年月日 告示番号		第一種 低層 住居専 用地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住 居地 域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計 (ヘクタール)	備考
1996年(平成8年)5月31日 愛知県告示第471号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	54 54 208 3,802	162 162 46 208	549 295 166 1,010	43 43 43 43	53 53 53 53	139 63 3.8 206	186 15 2.9 204	1,123 230 262 1,615	276 74 13 363	46 46 46 46	2,585 723 494 3,802	建築基準法の改正により8 種類から12種類に変更
2001年(平成13年)5月15日 愛知県告示第412号	旧一宮市 旧尾西市 旧木曽川町 合計	54 54 208 3,802	162 162 46 208	549 295 166 1,010	43 43 43 43	53 53 53 53	139 63 3.8 206	186 15 2.9 204	1,123 230 262 1,615	276 74 13 363	46 46 46 46	2,585 723 494 3,802	旧木曽川町里小牧地区 0.2ヘクタール、玉ノ井地区 0.034ヘクタールを変更
2005年(平成17年)4月1日 2市1町合併	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	旧一宮市、旧尾西市、旧 木曽川町の合併 用途地域変更なし
2010年(平成22年)12月24日 愛知県告示第755号	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	都市計画区域名変更 用途地域変更なし
2018年(平成30年)10月1日 一宮市告示第431号	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	商業地域の内、容積率 600%の区域を約4ヘク タールから約24ヘクタール に変更
2019年(平成31年)3月29日 一宮市告示第113号	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,614	363	46	3,802	木曽川町、奥町地区約0.1 ヘクタールを変更

参考(旧一宮市のみ)

都市計画決定年月日 告示番号	住居 地域	商業 地域	未指 定	工業 地域	合計 (ヘクタール)
1935年(昭和10年)3月7日 内務省告示第129号	854	345	228	729	2,156
1948年(昭和23年)3月22日 戦災復興院告示第31号	1,022	190	295	552	2,059
都市計画決定年月日 告示番号	住居 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	合計 (ヘクタール)
1951年(昭和26年)4月28日 建設省告示第382号	683	172	682	522	2,059
1961年(昭和36年)2月8日 建設省告示第162号	683	220	654	502	2,059
1963年(昭和38年)3月23日 建設省告示第697号	1,318	293	1,643	363	3,617
1967(昭和42年)10月17日 建設省告示第3583号	1,287	314	1,654	362	3,617
1971年(昭和46年)2月15日 愛知県告示第120号	651	314	1,295	320	2,580

3. 防火地域・準防火地域 防火地域・準防火地域

種類	面積 (ヘクタール)
防火地域	50
準防火地域	550

(防火地域・準防火地域の変遷)

旧一宮市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ヘクタール)	準防火地域 (ヘクタール)	合計 (ヘクタール)	備考
1949年(昭和24年)6月27日 建設省告示第653号		515.1	515.1	当初決定
1954年(昭和29年)4月9日 建設省告示第373号	0.7	514.4	515.1	防火地域の指定 (尾張一宮駅前及び銀座通り)
1957年(昭和32年)9月20日 建設省告示第1158号	2	513.1	515.1	防火地域の変更 (本町商店街)
1962年(昭和37年)3月19日 建設省告示第665号	6.4	508.7	515.1	防火地域の変更 (栄一丁目、栄三丁目、本町二丁目及び 本町三丁目の各一部)
1967年(昭和42年)9月7日 建設省告示第2840号	6.8	508.3	515.1	防火地域の変更 (本町三丁目3番)
1991年(平成3年)9月25日 一宮市告示第173号	25	490.1	515.1	防火地域の変更 (栄一丁目、栄三丁目、本町二丁目及び 本町三丁目)
1993年(平成5年)6月1日 一宮市告示第105号	44	471	515	防火地域の変更 (栄二丁目、栄四丁目、本町四丁目、 新生一丁目、新生二丁目、八幡一丁目、 神山一丁目及び平和一丁目の各一部)
旧尾西市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ヘクタール)	準防火地域 (ヘクタール)	合計 (ヘクタール)	備考
1996年(平成8年)5月31日 尾西市告示第45号		78	78	準防火地域の決定 (商業地域及び近隣商業地域)
旧木曽川町				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ヘクタール)	準防火地域 (ヘクタール)	合計 (ヘクタール)	備考
1996年(平成8年)5月31日 木曽川町告示第35号		6.7	6.7	準防火地域の決定 (商業地域及び近隣商業地域)
一宮市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ヘクタール)	準防火地域 (ヘクタール)	合計 (ヘクタール)	備考
2005年(平成17年)10月7日 一宮市まち告示第5号	44	556	600	合併に伴う準防火地域の変更
2010年(平成22年)12月24日 一宮市まち告示第9号	44	556	600	都市計画区域再編に伴う名称変更
2018年(平成30年)10月1日 一宮市告示第432号	50	550	600	防火地域の変更 (栄二丁目、音羽一丁目、大宮一丁目、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、 本町四丁目、松降一丁目、桜一丁目、 大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目及び 大志一丁目の各一部)

4. 駐車場整備地区 駐車場整備地区

種類	面積(ヘクタール)
駐車場整備地区	110

(駐車場整備地区の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号	面積(ヘクタール)	備考
1973年(昭和48年)4月5日 一宮市告示第39号	110	当初決定
2010年(平成22年)12月24日 一宮市まち告示第10号	110	都市計画区域再編 に伴う名称変更

5. 生産緑地地区

生産緑地地区

種類	一団数	面積(ヘクタール)
生産緑地地区	805	90.3

(生産緑地地区の変遷)

旧一宮市			
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積(ヘクタール)
第二種生産緑地地区	1982年(昭和57年)7月21日 一宮市告示第147号	2	3.7
生産緑地地区	1992年(平成4年)12月4日 一宮市告示第207号	1,033	143.71
	1993年(平成5年)8月5日 一宮市告示第142号	1,032	143.52
	1994年(平成6年)12月20日 一宮市告示第241号	1,029	143.24
	1995年(平成7年)12月20日 一宮市告示第285号	1,024	142.57
	1996年(平成8年)12月5日 一宮市告示第270号	1,017	141.80
	1997年(平成9年)9月16日 一宮市告示第235号	954	133.76
	1998年(平成10年)12月10日 一宮市告示第237号	951	133.15
	1999年(平成11年)12月10日 一宮市告示第279号	940	131.98
	2000年(平成12年)12月11日 一宮市告示第285号	936	131.25
	2001年(平成13年)12月10日 一宮市告示第304号	923	129.36
	2002年(平成14年)12月10日 一宮市告示第339号	914	127.9
	2003年(平成15年)12月10日 一宮市告示第376号	908	126.5
	2004年(平成16年)12月10日 一宮市告示第377号	899	124.9
旧尾西市			
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積(ヘクタール)
生産緑地地区	1992年(平成4年)12月4日 尾西市告示第93号	267	40.0
	1994年(平成6年)12月20日 尾西市告示第75号	267	39.9
	1995年(平成7年)12月20日 尾西市告示第99号	266	39.8
	1996年(平成8年)12月5日 尾西市告示第92号	265	39.5
	1997年(平成9年)12月18日 尾西市告示第105号	264	39.3
	1998年(平成10年)12月10日 尾西市告示第101号	262	39.1
	1999年(平成11年)12月10日 尾西市告示第95号	260	38.8
	2000年(平成12年)12月11日 尾西市告示第128号	260	38.4
	2001年(平成13年)12月10日 尾西市告示第120号	260	38.2
	2002年(平成14年)2月22日 尾西市告示第10号	260	38.2
	2002年(平成14年)12月10日 尾西市告示第97号	259	37.9
	2003年(平成15年)12月10日 尾西市告示第120号	255	37.3
	2004年(平成16年)12月10日 尾西市告示第108号	250	36.4

一宮市			
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積(ヘクタール)
生産緑地地区	2005年(平成17年)8月23日 一宮市告示第208号	1,149	161.2
	2005年(平成17年)12月21日 一宮市まち告示第11号	1,260	172.1
	2006年(平成18年)12月11日 一宮市告示第359号	1,245	168.4
	2007年(平成19年)12月10日 一宮市告示第361号	1,219	163.1
	2008年(平成20年)12月25日 一宮市告示第346号	1,196	160.2
	2009年(平成21年)12月25日 一宮市告示第340号	1,178	157.7
	2010年(平成22年)12月24日 一宮市告示第443号	1,165	156.0
	2011年(平成23年)12月8日 一宮市告示第317号	1,151	153.4
	2012年(平成24年)12月5日 一宮市告示第295号	1,137	150.3
	2013年(平成25年)8月28日 一宮市告示第219号	1,127	146.6
	2014年(平成26年)12月19日 一宮市告示第456号	1,101	143.5
	2015年(平成27年)12月10日 一宮市告示第450号	1,080	138.7
	2016年(平成28年)12月28日 一宮市告示第431号	1,059	133.8
	2017年(平成29年)12月25日 一宮市告示第499号	1,038	130.0
	2019年(平成31年)1月24日 一宮市告示第20号	1,012	125.0
	2019年(令和元年)12月27日 一宮市告示第313号	985	121.3
	2020年(令和2年)12月28日 一宮市告示第506号	968	117.6
	2021年(令和3年)12月28日 一宮市告示第562号	948	113.6
	2022年(令和4年)12月28日 一宮市告示第571号	932	110.9
	2023年(令和5年)12月28日 一宮市告示第562号	833	97.9
	2024年(令和6年)12月27日 一宮市告示第642号	825	93.0
	2025年(令和7年)12月26日 一宮市告示第592号	805	90.3

6. 特別用途地区

特別用途地区

種類	面積(ヘクタール)	備考
特別工業地区	3.9	専用住宅、共同住宅等の建築を規制 一宮市特別工業地区建築条例 (平成17年一宮市条例第137号)

(特別用途地区の変遷)

旧尾西市			
都市計画決定年月日 告示番号	種類	面積(ヘクタール)	備考
1996年(平成8年)5月31日 尾西市告示第46号	特別工業地区	3.9	当初決定
一宮市			
都市計画決定年月日 告示番号	種類	面積(ヘクタール)	備考
2005年(平成17年)10月7日 一宮市まち告示第6号	特別工業地区	3.9	合併に伴う地名等の変更
2010年(平成22年)12月24日 一宮市まち告示第11号	特別工業地区	3.9	都市計画区域再編に伴う名称変更

7. 地区計画等

地区計画等

種類	名称	面積(ヘクタール)	備考
地区計画	萩原工業団地地区計画	15.2	良好な工業環境の保全
地区計画	一宮駅周辺地区地区計画	24.3	土地の合理的かつ高度利用の促進
地区計画	本町2丁目地区計画	0.1	土地の合理的かつ高度利用の促進
地区計画	一宮稲沢北IC西部地区計画	10.5	周辺環境と調和した産業拠点の形成
地区計画	外崎地区計画	26.7	良好な居住環境の形成
地区計画	一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区計画	8.3	周辺環境と調和した産業拠点の形成
地区計画	大和町妙興寺地区計画	1.1	利便性の高い居住環境の形成
地区計画	大和町南高井地区計画	5.2	周辺環境と調和した産業拠点の形成

(地区計画等の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号	名称	面積(ヘクタール)	備考
2007年(平成19年)11月30日 一宮市まち告示第9号	萩原工業団地地区計画	15.2	当初決定
2010年(平成22年)12月24日 一宮市まち告示第12号	萩原工業団地地区計画	15.2	都市計画区域再編に伴う名称変更
2018年(平成30年)4月1日 一宮市告示第182号	萩原工業団地地区計画	15.2	建築基準法の一部改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
2018年(平成30年)10月1日 一宮市告示第433号	一宮駅周辺地区地区計画	24.3	当初決定
2021年(令和3年)4月1日 一宮市告示第134号	本町2丁目地区計画	0.1	当初決定
2021年(令和3年)4月1日 一宮市告示第135号	一宮稲沢北IC西部地区計画	10.5	当初決定
2022年(令和4年)7月1日 一宮市告示第320号	外崎地区計画	26.7	当初決定
2022年(令和4年)10月1日 一宮市告示第456号	一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区計画	8.3	当初決定
2022年(令和4年)10月1日 一宮市告示第457号	大和町妙興寺地区計画	1.1	当初決定
2022年(令和4年)1月4日 一宮市告示第2号	大和町南高井地区計画	5.2	当初決定

Ⅱ 都市施設

1. 都市計画道路

凡例

3 (区分)	4 (規模)	1 (一連番号)	一宮弥富線 (路線名)
区分 1. 自動車専用道路 3. 幹線街路に相当するもの 7. 区画街路 8. 特殊街路(イ)に相当する歩行者専用道、自転車又は自転車歩行者道			
規模 1. 幅員40メートル以上のもの 2. 幅員30メートル以上40メートル未満のもの 3. 幅員22メートル以上30メートル未満のもの 4. 幅員16メートル以上22メートル未満のもの 5. 幅員12メートル以上16メートル未満のもの 6. 幅員8メートル以上12メートル未満のもの 7. 幅員8メートル未満のもの			
一連番号 都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号			

進捗状況(令和8年3月31日現在)

区分	決定 機関	路線数	計画 (メートル)	完成 (メートル)	舗装済 (メートル)	改良済			未改良	
						用地済 (メートル)	築造済 (メートル)	小計 (メートル)	概成済 (メートル)	未施行 (メートル)
自動車専用道路	愛知県	1	10,790	4,890	0	0	0	0	0	5,900
幹線街路	愛知県	37	193,830	128,030	6,170	540	390	930	28,190	30,510
	一宮市	27	36,780	27,290	0	0	0	0	2,660	6,830
区画街路	一宮市	18	10,970	10,970	0	0	0	0	0	0
特殊街路	一宮市	1	700	700	0	0	0	0	0	0
%		84	100.0	67.9	2.4	0.2	0.2	0.4	12.2	17.1
合計			253,070	171,880	6,170	540	390	930	30,850	43,240
愛知県決定		38	204,620	132,920	6,170	540	390	930	28,190	36,410
一宮市決定		46	48,450	38,960	0	0	0	0	2,660	6,830

(注) 合計欄の上段百分率は全体計画延長に対する割合

自動車専用道路(愛知県決定)

道路番号	路線名	代表幅員 (メートル)	代表 車線数	延長 (メートル)	位置		
					起点	終点	経過地
1・3・2	名岐道路	26.1	4	10,790 (10,790)	一宮市大毛字稲葉	一宮市丹陽町五日市 場字定福寺	一宮市三ツ井三丁目

(注) 延長欄の()内は一宮市内の延長

幹線街路(愛知県決定)

道路番号	路線名	代表幅員 (メートル)	代表 車線数	延長 (メートル)	位置		
					起点	終点	経過地
3・4・1	一宮弥富線	20	4	15,240 (7,150)	一宮市音羽一丁目	稲沢市平和町須ヶ脇	稲沢市平和町丸渕上
3・3・2	北尾張中央道	23	4	31,310 (12,940)	一宮市萩原町萩原字 山越	春日井市大留町字東 島	小牧市大字間々原新 田字上新池
3・1・4	国道22号線	42	6	14,050 (14,050)	一宮市北方町北方字 東本郷地先	一宮市丹陽町五日市 場字定福寺	一宮市両郷町二丁目
3・3・7	西尾張中央道	25	4	17,310 (11,040)	一宮市北方町北方字 辰巳郷	稲沢市南麻績町八反 畑	一宮市開明字流

幹線街路(愛知県決定)

3・4・11	一宮各務原線	19	2	2,240 (2,240)	一宮市佐千原字新田	一宮市松降一丁目	一宮市中島通三丁目
3・3・12	一宮春日井線	22	4	23,190 (7,340)	一宮市大和町苅安賀 字川原	春日井市松河戸町字 村中	小牧市小木一丁目
3・4・13	一宮蟹江線	16	2	6,810 (590)	一宮市大和町於保字 郷浦	稲沢市大矢町茨島	稲沢市小沢二丁目
3・4・14	一宮小牧線	16	2	17,450 (5,850)	一宮市松降一丁目	小牧市大草西	岩倉市石仏町下如来堂 春日井市桃山町2丁目
3・3・16	稲沢西春線	25	4	5,810 (710)	稲沢市石橋六丁目	一宮市丹陽町五日市 場字本地	稲沢市国府宮一丁目
3・4・19	今伊勢三ツ井線	18	2	10,690 (10,690)	一宮市木曾川町黒田 二ノ通り	一宮市丹陽町三ツ井字 中切屋敷	一宮市時之島字上屋 敷
3・4・20	岩倉街道線	18	2	2,470 (2,470)	一宮市栄三丁目	一宮市浅野字大曲り	一宮市緑五丁目
3・5・21	奥末広線	12	2	5,610 (5,610)	一宮市奥町字郷中江 東	一宮市末広一丁目	一宮市開明字東向野
3・4・24	加茂伝法寺線	16	2	7,400 (5,880)	一宮市春明字東裏	一宮市丹陽町伝法寺 字才勝	岩倉市北島町東切
3・5・26	木曾川古知野線	12	2	10,070 (7,320)	一宮市木曾川町玉ノ井 字俣江田	江南市古知野町朝日	一宮市大毛字西郷
3・4・30	江南岩倉線	16	2	11,500 (570)	江南市宮田神明町栄	岩倉市曾野町花ノ木	一宮市千秋町加納馬 場字神明
3・5・31	光明寺街道線	12	2	5,600 (5,600)	一宮市光明寺字大条 戸	一宮市栄一丁目	一宮市西島町五丁目
3・5・32	玉ノ井光明寺線	12	2	6,870 (6,870)	一宮市木曾川町玉ノ井 字古井田	一宮市光明寺字大条 戸	一宮市木曾川町里小 牧字寺北
3・4・33	五城森上線	16	2	5,530 (5,530)	一宮市小信中島字郷 東	一宮市玉野字上葭野	一宮市明地字金屋敷
3・4・39	富田一宮線	18	2	7,450 (7,450)	一宮市富田字上本郷	一宮市東印田町	一宮市大和町毛受字 辻畑
3・4・42	名古屋岐阜線	18	2	14,720 (10,880)	一宮市北方町北方字 宝江新田	稲沢市北市場町町東 戸字中町	一宮市今伊勢町本神 戸字中町
3・3・43	名古屋江南線	23	4	13,100 (2,490)	江南市草井町中野	岩倉市川井町天神東	一宮市千秋町芝原字 下山
3・4・45	濃尾大橋線	18	2	10,790 (10,690)	一宮市起字堤町	稲沢市赤池真崎町	一宮市音羽三丁目
3・4・46	萩原多気線	18	2	13,950 (6,020)	一宮市萩原町滝字北 裡	小牧市多気中町	稲沢市赤池前山町 岩倉市大市場町郷廻
3・4・47	萩原祐久線	16	2	3,860 (3,860)	一宮市祐久字外浦	一宮市萩原町萩原字 友重	一宮市明地字南菜之 木
3・5・48	尾西稲沢線	12	2	4,150 (1,450)	一宮市玉野字柳原	稲沢市石橋六丁目	稲沢市西島町市助河 戸
3・4・49	尾西津島線	16	2	9,190 (3,690)	一宮市富田字石宮	稲沢市祖父江町甲新 田五ツ屋	稲沢市祖父江町桜方 笹原
3・5・52	南通線	12	2	2,340 (2,340)	一宮市木曾川町玉ノ井 字柳原	一宮市木曾川町黒田 一ノ通り	一宮市木曾川町玉ノ井 字向流
3・4・56	一宮丹津線	16	2	9,220 (6,250)	一宮市松降一丁目	小牧市大字西之島字 丁田	江南市田代町郷中
3・5・66	神山高井線	12	2	4,400 (4,400)	一宮市神山三丁目	一宮市大和町南高井 字野間	一宮市大和町苅安賀 字東下田
3・5・69	北通線	12	2	3,100 (3,100)	一宮市木曾川町里小 牧字西川田	一宮市光明寺字権現 塚	一宮市木曾川町黒田 字往還西南ノ切
3・5・80	猿海道三ツ井線	12	2	1,760 (1,760)	一宮市猿海道三丁目	一宮市三ツ井一丁目	一宮市島崎一丁目
3・4・84	新一宮尾西線	16	2	5,330 (5,330)	一宮市富田字石宮	一宮市新生一丁目	一宮市大和町福森字 宮前
3・4・90	伝法寺五日市場線	16	2	910 (910)	一宮市丹陽町伝法寺 字才勝	一宮市丹陽町五日市 場字屋敷	一宮市丹陽町伝法寺 字本郷
3・4・100	森本線	16	2	3,180 (3,180)	一宮市富士二丁目	一宮市多加木一丁目	一宮市森本一丁目
3・5・102	伝法寺東環状線	12	2	1,980 (1,980)	一宮市丹陽町伝法寺 字北元屋敷	一宮市丹陽町伝法寺 字新田裏	一宮市丹陽町伝法寺 字池田
3・5・110	北園通瀬部線	16	2	4,670 (4,670)	一宮市北園通四丁目	一宮市瀬部字巡見	一宮市両郷町二丁目
3・5・111	玉ノ井奥線	15	2	930 (930)	一宮市木曾川町玉ノ井 字柳原	一宮市奥町字加古穂	一宮市奥町字下口西

(注)延長欄の()内は一宮市内の延長

幹線街路(一宮市決定)

道路番号	路線名	代表幅員 (メートル)	代表 車線数	延長 (メートル)	位置		
					起点	終点	経過地
3・5・301	黒田門間線	12	2	2,070	一宮市木曽川町黒田 字簗守西	一宮市木曽川町門間 字大坪	一宮市木曽川町黒田 七ノ通り
3・5・302	奥西御堂線	12	2	7,140	一宮市奥町字七丁	一宮市萩原町西御堂 字東向江	一宮市萩原町富田方 字茶原
3・5・303	起街道線	14.5	2	2,180	一宮市大和町馬引字 横手	一宮市栄三丁目	一宮市八幡五丁目
3・4・304	起明地線	16	2	2,780	一宮市起字与三ヶ巻	一宮市明地字井之内	一宮市西五城字大下
3・5・305	江南通線	12	2	130	一宮市千秋町加納馬 場字北高砂	一宮市千秋町加納馬 場字北高砂	—
3・5・306	甚四前線	12	2	1,030	一宮市奥町字南目草	一宮市奥町字田畑	一宮市奥町字七丁
3・5・307	伝法寺北通線	12	2	1,100	一宮市丹陽町九日市 場字中田	一宮市丹陽町伝法寺 字北元屋敷	一宮市丹陽町伝法寺 字中畑
3・4・308	福塚線	16	2	480	一宮市今伊勢町馬寄 字北塚本	一宮市今伊勢町馬寄 字吞光寺西	一宮市今伊勢町馬寄 字志水
3・5・309	妙興寺治郎丸線	12	2	1,400	一宮市花池四丁目	一宮市大和町妙興寺 字二反割	一宮市大和町妙興寺 字地藏恵
3・5・310	一宮駅前線	15	2	1,020	一宮市栄三丁目	一宮市泉一丁目	一宮市本町二丁目
3・5・311	一中線	12	2	2,670	一宮市開明字乾土	一宮市北今字苗代三ノ 切	一宮市三条字墓北
3・4・312	牛野馬見塚線	16	2	1,530	一宮市牛野通一丁目	一宮市馬見塚字又木	一宮市森本一丁目
3・6・313	奥木曽川線	11	2	980	一宮市木曽川町玉ノ井 字辻西	一宮市奥町字南目草	一宮市奥町字貴船東
3・5・314	内割田線	12	2	810	一宮市木曽川町内割 田二の通り	一宮市木曽川町内割 田一の通り	—
3・5・317	猿海道北通線	12	2	1,180	一宮市森本五丁目	一宮市若竹二丁目	一宮市猿海道二丁目
3・5・318	猿海道東通線	12	2	550	一宮市せんい一丁目	一宮市猿海道二丁目	一宮市猿海道二丁目
3・4・319	末広線	18	2	1,070	一宮市新生一丁目	一宮市末広一丁目	一宮市新生三丁目
3・5・320	多加木郷前線	12	2	790	一宮市多加木二丁目	一宮市多加木四丁目	一宮市多加木三丁目
3・5・321	西御堂線	12	2	1,730	一宮市萩原町西御堂 字南江西	一宮市萩原町中島字 明屋敷	一宮市萩原町西御堂 字虫祭
3・5・322	萩原駅前線	12	2	280	一宮市萩原町串作字 松本	一宮市萩原町串作字 東沖	一宮市萩原町串作字 西沖
3・5・323	二ツ屋小原線	12	2	970	一宮市小信中島字二ツ 屋	一宮市開明字東沼	一宮市開明字乾土
3・5・324	本町線	15	2	1,040	一宮市本町一丁目	一宮市北園通一丁目	一宮市本町四丁目
3・4・325	馬見塚線	18	2	1,100	一宮市浅野字大曲り	一宮市せんい一丁目	一宮市馬見塚字又木
3・5・326	森本中道線	12	2	1,040	一宮市森本三丁目	一宮市せんい一丁目	一宮市森本二丁目
3・5・327	森本東通線	12	2	540	一宮市森本一丁目	一宮市森本三丁目	一宮市森本二丁目
3・4・328	昭和宮地線	18	2	850	一宮市昭和二丁目	一宮市宮地二丁目	一宮市宮地一丁目
3・2・105	栄線	36	4	320	一宮市音羽一丁目	一宮市栄二丁目	—

区画街路(一宮市決定)

道路番号	路線名	代表幅員 (メートル)	代表 車線数	延長 (メートル)	位置		
					起点	終点	経過地
7・6・301	新生昭和2号線	8	—	470	一宮市昭和二丁目	一宮市昭和二丁目	—
7・6・302	宮地荊安賀2号線	8	—	480	一宮市宮地一丁目	一宮市観音寺一丁目	—
7・6・303	新生昭和1号線	8	—	740	一宮市新生四丁目	一宮市昭和一丁目	—
7・6・304	宮地荊安賀1号線	8	—	610	一宮市花池一丁目	一宮市花池二丁目	—
7・7・305	本神戸郷西2号線	6	—	300	一宮市大正通一丁目	一宮市今伊勢町新神戸字郷東	—
7・5・306	八幡天王線	13	2	560	一宮市天王一丁目	一宮市神戸町	一宮市天王二丁目
7・7・307	音羽7号線	7	—	560	一宮市音羽一丁目	一宮市大正通一丁目	一宮市音羽二丁目
7・6・308	八幡14号線	9	—	280	一宮市八幡一丁目	一宮市八幡一丁目	—
7・7・309	栄音羽線	6	—	370	一宮市栄二丁目	一宮市栄二丁目	—
7・7・310	新生東通線	6	—	350	一宮市新生二丁目	一宮市新生三丁目	—
7・7・311	栄3号線	6	—	600	一宮市栄三丁目	一宮市北園通一丁目	一宮市栄四丁目
7・7・312	宮地花池80号線	6	—	1,000	一宮市中町一丁目	一宮市花池四丁目	一宮市中町二丁目
7・7・313	妙興寺西通線	6	—	880	一宮市大和町妙興寺字北浦宮地	一宮市大和町妙興寺字於保越	一宮市大和町妙興寺字西之口
7・7・314	妙興寺高畑線	6	—	400	一宮市大和町妙興寺字西之口	一宮市大和町妙興寺字於保越	一宮市大和町妙興寺字高畑
7・7・315	梅々枝花池線	6	—	1,070	一宮市中町一丁目	一宮市花池四丁目	一宮市中町二丁目
7・7・316	北園花池線	6	—	1,080	一宮市北園通一丁目	一宮市大和町宮地花池字高見	一宮市殿町三丁目
7・7・317	妙興寺東通線	6	—	610	一宮市妙興寺一丁目	一宮市大和町妙興寺字地蔵恵	一宮市大和町妙興寺字山王浦
7・7・318	花池妙興寺線	6	—	610	一宮市大和町宮地花池字出町裏	一宮市大和町妙興寺字千間堂	一宮市大和町妙興寺字出町前

特殊街路(一宮市決定)

道路番号	路線名	代表幅員 (メートル)	代表 車線数	延長 (メートル)	位置		
					起点	終点	経過地
8・4・301	多加木郷中線	20	—	700	一宮市多加木一丁目	一宮市多加木五丁目	一宮市多加木三丁目

2. 都市計画通路

通路番号	通路名	幅員(メートル)	延長(メートル)	位 置
1	一宮駅東通路	2.5	120	一宮市栄三丁目

3. 一宮鉄道高架事業の経緯

年 月	内 容
1966年(昭和41年)7月	地元市民より市議会に対し連続立体交差事業に関する請願書提出される
1966年(昭和41年)10月	一宮市議会に「一宮駅高架開発特別委員会」設置
1967年(昭和42年)1月	「一宮鉄道高架促進期成同盟会」発足
1967年(昭和42年)6月	「一宮鉄道高架開発特別委員会」に改称(市議会)
1971年度(昭和46年度)	公共調査実施(国庫補助事業)
1975年(昭和50年)9月	市素案発表(縦覧、意見を聴く会、説明会)
1976年(昭和51年)6月	市素案修正案発表(縦覧、意見を聴く会、説明会)
1977年(昭和52年)12月	市都市計画審議会付議
1978年(昭和53年)1月	同審議会答申
1978年(昭和53年)2月	市原案県へ提出
1978年(昭和53年)9月	県都市計画素案の公告、閲覧
1978年(昭和53年)9月	公聴会開催
1979年(昭和54年)1月	都市計画の案の公告、縦覧
1979年(昭和54年)2月	県都市計画地方審議会付議、答申
1979年(昭和54年)4月	建設大臣認可
1979年(昭和54年)4月	都市計画決定の告示
1980年(昭和55年)3月	県と鉄道側との協定締結
1980年(昭和55年)4月	都市計画事業認可
1980年(昭和55年)4月	用地買収・物件補償事務及び交渉に入る
1980年(昭和55年)7月	JR本工事開始
1984年(昭和59年)9月	名鉄本工事開始
1985年(昭和60年)7月	名鉄名古屋本線妙興寺地区延伸に係る市素案発表
1985年(昭和60年)8月	市都市計画審議会付議、答申(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1985年(昭和60年)9月	市原案(名鉄本線妙興寺地区延伸)提出
1987年(昭和62年)3月	都市計画の変更の案の公告、縦覧(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1987年(昭和62年)4月	県都市計画地方審議会付議、答申(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1987年(昭和62年)5月	建設大臣認可(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1987年(昭和62年)6月	都市計画の変更の告示(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1987年(昭和62年)1月	都市計画事業事業計画変更認可(名鉄本線妙興寺地区延伸)
1988年(昭和63年)10月	JR東海道本線上り線高架へ切り替え
1989年(平成元年)3月	県と鉄道側との変更協定締結(期間延長)
1990年(平成2年)7月	名鉄名古屋本線仮線全線開通
1990年(平成2年)11月	JR東海道本線下り線高架へ切り替え
1993年(平成5年)2月	名鉄名古屋本線上下線高架へ切り替え
1993年(平成5年)2月	コンコース及びJR・名鉄新改札口オープン
1994年(平成6年)3月	JR、名鉄、県、市「高架下利用協定」締結
1994年(平成6年)11月	名鉄尾西線津島方面高架へ切り替え
1995年(平成7年)7月	名鉄尾西線玉ノ井方面高架へ切り替え
1995年(平成7年)8月	高架完成記念式典
1996年(平成8年)3月	鉄道高架関連交差道路、側面全線完成～一宮連続立体交差事業完了

4. 都市計画公園等の種類

種 類	種 別	内 容
公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1カ所当たり面積0.25ヘクタールを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1カ所当たり面積2ヘクタールを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1カ所当たり面積4ヘクタールを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ヘクタール以上を標準とする。
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50ヘクタールを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75ヘクタールを標準として配置する。
	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1カ所当たり面積50ヘクタール以上を標準として配置する。
	特殊公園	(イ)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。 (ロ)動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園。
緑地	都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等の用に供するため設ける公共空地。
広場	—	歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地。
墓園	—	埋葬を行うために設ける墓地のうちで都市の総合的な土地利用計画に基づき、緑地系統の一環として計画する公共空地。

5. 都市計画公園等

集計表(令和8年3月31日現在)

種類	種別	箇所数	計画面積 (ヘクタール)	供用面積 (ヘクタール)	供用率 (%)
公園	街区公園	81	23.94	23.08	96.41
	近隣公園	12	18.01	17.88	99.28
	地区公園	4	16.55	16.55	100.00
	総合公園	1	38.40	38.40	100.00
	運動公園	1	35.60	27.90	78.37
	特殊公園	1	3.25	3.25	100.00
小計		100	135.75 (135.75)	127.06	93.60
緑地		2	639.47 (1,164.57)	59.53	9.31
合計		102	775.22 (1,300.32)	186.59	24.07

(注)計画面積欄の()は尾張都市計画区域での面積

取得方法

取得方法欄	
戦災復興	復興土地地区画整理事業(戦災復興区域)による公園
都市改造	復興土地地区画整理事業(駅西都市改造区域)による公園
西部土地	西部土地地区画整理事業による公園
東部土地	東部土地地区画整理事業による公園
西部第二	西部第二土地地区画整理事業による公園
平島土地	平島土地地区画整理事業による公園
吾鬘土地	吾鬘土地地区画整理事業による公園
森本土地	森本土地地区画整理事業による公園
三ツ井土地	三ツ井土地地区画整理事業による公園
丹陽西土地	丹陽西土地地区画整理事業による公園
多加木土地	多加木土地地区画整理事業による公園
猿海道土地	猿海道土地地区画整理事業による公園
印田第1土地	印田第1土地地区画整理事業による公園
伝法寺土地	伝法寺土地地区画整理事業による公園
買収	用地買収による公園
寄付	寄付による公園

街区公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
2・2・1	常念公園	大江一丁目11番1	0.09	0.09	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
2・2・2	葵公園	本町二丁目4番6外	0.13	0.13	1954年(昭和29年)11月18日	2016年(平成28年)11月21日	戦災復興
2・2・3	久古見公園	新生二丁目10番1	0.14	0.14	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	都市改造
2・2・4	橋呑公園	神山一丁目7番1	0.24	0.24	1947年(昭和22年)5月27日	2010年(平成22年)12月24日	都市改造
2・2・5	上本町公園	音羽一丁目4番1	0.12	0.12	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
2・2・6	伏木公園	天王二丁目11番1	0.40	0.36	1947年(昭和22年)5月27日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
2・2・7	音羽公園	音羽三丁目13番1	0.91	0.75	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
2・2・8	大乘公園	桜三丁目14番1	0.33	0.33	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
2・2・9	真清公園	柳戸町二丁目2番外 公園通六丁目23番2外	0.89	0.80	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	買収
2・2・10	浅野公園	浅野字八剱67番1外	0.92	0.92	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	寄付
2・2・11	富古場公園	神山二丁目7番1	0.32	0.32	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・12	弁天公園	神山三丁目4番1	0.59	0.59	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・13	若宮公園	奥町字下口西1番外	0.29	0.29	2010年(平成22年)12月24日		買収
2・2・14	南山公園	新生四丁目10番1	0.48	0.48	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・15	低見公園	末広一丁目9番1	0.19	0.19	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・16	南木公園	住吉一丁目2番1	0.24	0.24	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・17	柳下公園	昭和二丁目8番1	0.78	0.78	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・18	堀田公園	末広三丁目10番1	0.79	0.79	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・19	西浅間公園	昭和三丁目9番1	0.38	0.38	1962年(昭和37年)3月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部土地
2・2・20	浅間公園	観音寺一丁目12番1	0.29	0.29	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・21	南大門公園	宮地一丁目9番1	0.16	0.16	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・22	王塚公園	宮地二丁目6番1	0.20	0.20	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・23	大赤見公園	赤見二丁目6番1	0.24	0.24	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・24	柿ノ木公園	富士四丁目5番1	0.17	0.17	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・25	富士公園	富士一丁目13番6	0.23	0.23	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・26	四反田公園	緑四丁目4番1	0.29	0.29	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・27	常光公園	緑二丁目9番1	0.24	0.24	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・28	花ノ木公園	赤見四丁目7番3	0.23	0.23	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
2・2・29	古宮公園	花池二丁目9番1	0.25	0.25	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・30	轅立公園	花池一丁目6番1	0.23	0.23	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・31	鎌田公園	花池三丁目6番1	0.20	0.20	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・32	むつみ公園	せんい一丁目6番1	0.24	0.24	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	丹陽西土地
2・2・33	さかえ公園	せんい二丁目7番1	0.37	0.37	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	丹陽西土地
2・2・34	中央公園	せんい二丁目8番1	0.37	0.37	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	丹陽西土地
2・2・35	みどり公園	せんい三丁目5番1	0.24	0.24	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	丹陽西土地
2・2・36	若竹公園	若竹二丁目6番1	0.14	0.14	1969年(昭和44年)5月20日	2010年(平成22年)12月24日	丹陽西土地
2・2・37	天道公園	羽衣一丁目7番1	0.40	0.40	1970年(昭和45年)10月30日	2010年(平成22年)12月24日	買収
2・2・38	仲畑公園	中町二丁目11番1	0.32	0.32	1973年(昭和48年)4月9日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・39	元宮公園	平島一丁目20番1	0.24	0.24	1975年(昭和50年)8月21日	2010年(平成22年)12月24日	平島土地
2・2・40	天王前公園	平島二丁目11番1	0.53	0.53	1975年(昭和50年)8月21日	2010年(平成22年)12月24日	平島土地

街区公園

2・2・41	平島西公園	島崎一丁目9番1	0.27	0.27	1975年(昭和50年)8月21日	2010年(平成22年)12月24日	平島土地
2・2・42	鬼ヶ島公園	三ツ井一丁目4番1	0.21	0.21	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・43	休郷公園	三ツ井二丁目8番7	0.30	0.30	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・44	平山公園	三ツ井三丁目9番1	0.22	0.22	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・45	六所公園	三ツ井四丁目7番1	0.25	0.25	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・46	天神公園	三ツ井五丁目20番1	0.28	0.28	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・47	稲荷山公園	三ツ井八丁目14番2	0.23	0.23	1977年(昭和52年)10月1日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
2・2・48	北三味公園	妙興寺二丁目5番3	0.21	0.21	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
2・2・49	岩船公園	森本一丁目8番1	0.38	0.38	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
2・2・50	海道田公園	森本二丁目16番1	0.21	0.21	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
2・2・51	ひばり島公園	森本四丁目5番1	0.30	0.30	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
2・2・52	薬師公園	森本五丁目29番1	0.28	0.28	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
2・2・53	江畔公園	多加木一丁目8番1	0.41	0.41	1978年(昭和53年)6月8日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
2・2・54	一色公園	神戸町7番外	0.28	0.27	1978年(昭和53年)12月12日	2010年(平成22年)12月24日	買収
2・2・55	吾鬘公園	あずら一丁目12番1	0.25	0.25	1980年(昭和55年)2月27日	2010年(平成22年)12月24日	吾鬘土地
2・2・56	緑葉公園	あずら三丁目8番1	0.36	0.36	1980年(昭和55年)2月27日	2010年(平成22年)12月24日	吾鬘土地
2・2・57	駒寄公園	あずら二丁目23番1	0.24	0.24	1980年(昭和55年)2月27日	2010年(平成22年)12月24日	吾鬘土地
2・2・58	油田公園	多加木二丁目17番8	0.16	0.16	1986年(昭和61年)8月4日	2010年(平成22年)12月24日	多加木土地
2・2・59	河戸公園	多加木二丁目5番1	0.19	0.19	1986年(昭和61年)8月4日	2010年(平成22年)12月24日	多加木土地
2・2・60	中道公園	多加木三丁目5番2、四丁目5番2	0.48	0.34	1986年(昭和61年)8月4日	2010年(平成22年)12月24日	多加木土地
2・2・61	秋葉公園	多加木四丁目21番1	0.21	0.21	1986年(昭和61年)8月4日	2010年(平成22年)12月24日	多加木土地
2・2・62	猿海道公園	猿海道一丁目16番	0.70	0.70	1990年(平成2年)5月23日	2010年(平成22年)12月24日	猿海道土地
2・2・63	前西公園	猿海道三丁目7番	0.20	0.20	1990年(平成2年)5月23日	2010年(平成22年)12月24日	猿海道土地
2・2・64	東公園	猿海道二丁目15番	0.20	0.20	1990年(平成2年)5月23日	2010年(平成22年)12月24日	猿海道土地
2・2・65	南印田公園	南印田二丁目4番1	0.30	0.30	1997年(平成9年)12月1日	2010年(平成22年)12月24日	印田第1土地
2・2・66	ひまわり公園	相生二丁目5番4	0.20	0.20	1997年(平成9年)12月1日	2010年(平成22年)12月24日	印田第1土地
2・2・67	大塚史跡公園	伝法寺二丁目18番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・68	新田公園	伝法寺一丁目17番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・69	西大門公園	伝法寺五丁目2番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・70	念佛公園	伝法寺十一丁目4番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・71	東畑公園	伝法寺十丁目4番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・72	五輪ヶ淵公園	伝法寺十二丁目4番	0.20	0.20	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・73	本郷公園	伝法寺七丁目9番	0.17	0.17	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・74	寺跡公園	伝法寺八丁目14番	0.22	0.22	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
2・2・75	起公園	起字下町	0.10	0.00	1964年(昭和39年)3月28日	2010年(平成22年)12月24日	未買収
2・2・76	小西公園	小信中島字柳枯草場	0.14	0.00	1964年(昭和39年)3月28日	2010年(平成22年)12月24日	未買収
2・2・77	二ツ屋公園	小信中島字宮浦	0.11	0.00	1964年(昭和39年)3月28日	2010年(平成22年)12月24日	未買収
2・2・78	宮新田公園	三条字屋敷	0.07	0.00	1964年(昭和39年)3月28日	2010年(平成22年)12月24日	未買収
2・2・79	起児童公園	起字と三ヶ巻46番1外	0.14	0.14	1975年(昭和50年)8月18日	2010年(平成22年)12月24日	買収
2・2・80	小信児童公園	小信中島字新田前67番外	0.23	0.23	1986年(昭和61年)2月13日	2010年(平成22年)12月24日	買収
2・2・81	籠屋公園	籠屋二丁目6番1外	0.43	0.43	1996年(平成8年)10月17日	2010年(平成22年)12月24日	買収

近隣公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
3・3・1	大宮公園	真清田一丁目2番7	1.19	1.19	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
3・3・2	稲荷公園	八幡一丁目10番1、11番1外	1.60	1.60	1947年(昭和22年)5月27日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
3・3・3	野黒公園	音羽三丁目12番1	1.07	1.04	1954年(昭和29年)11月18日	2010年(平成22年)12月24日	戦災復興
3・3・4	大平島公園	朝日二丁目6番1	1.74	1.74	1967年(昭和42年)8月23日	2010年(平成22年)12月24日	東部土地
3・3・5	彦田公園	花池四丁目25番1	1.90	1.90	1974年(昭和49年)2月20日	2010年(平成22年)12月24日	西部第二
3・3・6	森本中央公園	森本三丁目21番1	1.40	1.40	1979年(昭和54年)3月5日	2010年(平成22年)12月24日	森本土地
3・3・7	梅ヶ枝公園	中町一丁目1番1外	1.50	1.50	1979年(昭和54年)4月13日	2010年(平成22年)12月24日	買収
3・3・8	三ツ井公園	三ツ井六丁目6番1	1.20	1.20	1984年(昭和59年)4月18日	2010年(平成22年)12月24日	三ツ井土地
3・3・9	多加木公園	多加木五丁目5番2	1.30	1.30	1986年(昭和61年)8月4日	2010年(平成22年)12月24日	多加木土地
3・3・10	伝法寺中央公園	伝法寺四丁目9番	1.21	1.21	2002年(平成14年)2月14日	2017年(平成29年)11月20日	伝法寺土地
3・3・11	五城公園	西五城字中川田、字飛石北50番外	2.20	2.10	1964年(昭和39年)3月28日	2010年(平成22年)12月24日	買収
3・3・12	尾西公園	三条字賀11番1外	1.70	1.70	1975年(昭和50年)8月20日	2010年(平成22年)12月24日	買収

地区公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
4・4・1	九品地公園	文京一丁目3番1	4.15	4.15	1947年(昭和22年)5月27日	2016年(平成28年)1月6日	戦災復興
4・3・2	平島公園	羽衣二丁目5番3外	3.92	3.92	1954年(昭和29年)11月18日	2016年(平成28年)1月6日	戦災復興
4・4・3	奥町公園	奥町字宮郭7番外	4.38	4.38	1958年(昭和33年)10月2日	2010年(平成22年)12月24日	買収
4・4・4	富田山公園	富田字砂原2118番外 東加賀野井字川原1776番外	4.10	4.10	1947年(昭和22年)5月27日	2010年(平成22年)12月24日	買収

総合公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
5・5・3	大野極楽寺公園	浅井町極楽寺、浅井町大野及び浅井町河田	38.40	38.40	1987年(昭和62年)6月15日	2010年(平成22年)12月24日	買収

運動公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
6・5・3	光明寺公園	光明寺、更屋敷及び北方町北方	35.60	27.90	1987年(昭和62年)6月15日	2010年(平成22年)12月24日	買収

特殊公園

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
8・3・1	浅井山公園	浅井町東浅井字下之瀬外	3.25	3.25	1962年(昭和37年)2月9日	2010年(平成22年)12月24日	買収

都市計画緑地

計画 番号	名 称	所 在 地	計画 面積 (ヘクタール)	供用 面積 (ヘクタール)	都市計画決定		取得方法
					決定年月日 (当初)	変更年月日 (最終)	
1	国営木曽三川公園尾張緑地	西中野、東加賀野井、祐久、富田、起、小信中島、奥町、北方町北方、光明寺、浅井町極楽寺、浅井町大野、浅井町河田、浅井町黒岩、木曽川町玉ノ井、木曽川町里小牧	638.90 (1164.00)	58.96	1987年(昭和62年)6月15日	2010年(平成22年)12月24日	買収
4	三条緑地	三条字郷内西42番1	0.57	0.57	1982年(昭和57年)3月11日	2010年(平成22年)12月24日	買収

(注)計画面積欄の()は尾張都市計画区域での面積

6. 都市計画駐車場

番号	駐車場名	都市計画決定年月日 告示番号	面積	構造階層	備考
1	銀座通公共駐車場	1973年(昭和48年)4月5日 一宮市告示第40号	約0.45ヘクタール	地下1階1層	駐車台数 約104台 出口 1カ所 入口 1カ所
2	一宮駅東地下駐車場	1996年(平成8年)2月26日 一宮市告示第41号	約0.68ヘクタール	地下1階1層	駐車台数 約150台 出口 1カ所 入口 1カ所

7. 下水道の都市計画決定の変遷

名称	告示年月日	主な内容
一宮都市計画下水道計画決定	1957年(昭和32年)3月23日	東部浄化センター、西部浄化センター、ポンプ場2箇所位置付け
一宮都市計画下水道計画決定変更	1958年(昭和33年)2月15日	東部浄化センター位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	1958年(昭和33年)10月3日	東部浄化センター位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	1963年(昭和38年)3月23日	計画区域の拡大、西部浄化センター、ポンプ場位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	1967年(昭和42年)9月7日	東部浄化センター、西部浄化センター能力変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	1969年(昭和44年)5月20日	ポンプ能力の変更、管渠、吐口の変更
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1971年(昭和46年)4月12日	計画名称の変更、計画区域の拡大
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1977年(昭和52年)8月16日	西部浄化センター面積、能力変更
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1981年(昭和56年)2月23日	計画区域の拡大、ポンプ場4箇所追加
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1987年(昭和62年)9月17日	管渠の追加
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1989年(平成元年)8月16日	計画区域の拡大、ポンプ場1箇所追加
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1993年(平成5年)3月10日	計画区域の拡大(日光川上流、五条川右岸流域関連公共下水道)
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	1997年(平成9年)3月17日	管渠の変更、ポンプ場位置変更
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	2002年(平成14年)11月13日	ポンプ場1箇所削除
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	2005年(平成17年)11月15日	市町合併に伴い、特定公共下水道を含めて一つの都市計画にまとめる
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	2006年(平成18年)8月8日	市街化調整区域を計画区域に追加
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	2008年(平成20年)12月11日	特定公共下水道汚水処理場を西部浄化センターに統合
尾張都市計画下水道計画決定変更	2010年(平成22年)12月24日	計画名称の変更
尾張都市計画下水道計画決定変更	2012年(平成24年)9月13日	貯留槽1箇所追加
尾張都市計画下水道計画決定変更	2020年(令和2年)12月17日	計画区域の変更
尾張都市計画下水道計画決定変更	2025年(令和7年)5月2日	計画区域の変更

Ⅲ市街地開発事業

1. 土地区画整理事業一覧表

名称	事業 主体	都市計画決定 (当初)	事業認可・事業計画決定	施行面積 (ヘクタール)	施行前(上段) 施行後(下段) (ヘクタール)			減歩率
		施行年度	換地処分		公共 用地	宅地	測量増	公共(%)
							保留地	合算(%)
一宮復興(第1工区) 土地区画整理事業	県知事	1946年(昭和21年)8月20日	1947年(昭和22年)11月20日	259.5	45.0	212.4	2.1	18.56
		1947年(昭和22年)から 1973年(昭和48年)	1973年(昭和48年)8月31日		85.1	172.7	1.7	19.36
一宮復興(第2工区) 土地区画整理事業	県知事	1946年(昭和21年)8月20日	1947年(昭和22年)11月20日	40.5	5.3	35.0	0.2	13.72
		1947年(昭和22年)から 1976年(昭和51年)	1977年(昭和52年)1月31日		10.1	30.1	0.3	14.54
西部土地区画整理事業	市	1954年(昭和29年)6月11日	1957年(昭和32年)3月16日	114.9	7.6	105.0	2.3	19.93
		1956年(昭和31年)から 1969年(昭和44年)	1970年(昭和45年)3月31日		30.9	79.1	4.9	24.69
西部第2土地区画整理事業	市	1961年(昭和36年)9月26日	1964年(昭和39年)3月30日	109.9	11.8	97.5	0.6	17.72
		1963年(昭和38年)から 1979年(昭和54年)	1979年(昭和54年)11月30日		29.7	72.5	7.7	25.64
東部土地区画整理事業	市	1964年(昭和39年)3月28日	1965年(昭和40年)7月7日	105.1	8.1	96.5	0.5	21.73
		1965年(昭和40年)から 1974年(昭和49年)	1974年(昭和49年)9月2日		29.6	73.6	1.9	23.69
丹陽西土地区画整理事業	市	1967年(昭和42年)12月15日	1969年(昭和44年)1月8日	30.2	1.7	27.8	0.7	33.81
		1968年(昭和43年)から 1971年(昭和46年)	1971年(昭和46年)10月18日		11.8	17.5	0.9	37.03
平島土地区画整理事業	組合	—	1972年(昭和47年)5月17日	33.7	2.1	31.1	0.5	23.71
		1972年(昭和47年)から 1976年(昭和51年)	1977年(昭和52年)2月28日		9.6	22.2	1.9	29.59
森本土地区画整理事業	市	1971年(昭和46年)11月24日	1972年(昭和47年)12月1日	98.3	6.1	90.0	2.2	23.81
		1972年(昭和47年)から 1992年(平成4年)	1992年(平成4年)4月1日		28.2	64.9	5.2	29.50
三ツ井土地区画整理事業	組合	—	1974年(昭和49年)9月13日	91.3	7.8	81.8	1.7	18.93
		1974年(昭和49年)から 1996年(平成8年)	1996年(平成8年)11月15日		23.7	57.8	9.8	30.62
吾鬘土地区画整理事業	組合	—	1976年(昭和51年)10月13日	27.3	1.9	24.8	0.6	22.08
		1976年(昭和51年)から 1981年(昭和56年)	1981年(昭和56年)9月30日		7.6	16.8	2.9	33.69
多加木特定土地区画整理事業	組合	1979年(昭和54年)3月23日	1979年(昭和54年)11月28日	71.4	5.9	63.2	2.2	18.63
		1979年(昭和54年)から 1998年(平成10年)	1998年(平成10年)5月15日		18.2	45.9	7.2	29.69
猿海道特定土地区画整理事業	組合	1984年(昭和59年)9月26日	1985年(昭和60年)4月24日	24.8	1.9	22.4	0.5	22.08
		1985年(昭和60年)から 2005年(平成17年)	2005年(平成17年)9月30日		7.0	16.2	1.6	28.87
印田第1土地区画整理事業	市	1985年(昭和60年)2月13日	1986年(昭和61年)4月15日	14.5	1.0	13.5	0.0	16.72
		1986年(昭和61年)から 2007年(平成19年)	2007年(平成19年)7月31日		3.3	10.7	0.5	20.31
伝法寺土地区画整理事業	組合	1990年(平成2年)12月5日	1992年(平成4年)8月17日	89.4	5.2	80.0	4.2	21.36
		1992年(平成4年)から 2019年(平成29年)	2017年(平成29年)5月26日		23.4	59.2	6.9	29.52
外崎土地区画整理事業	市	2018年(平成30年)4月1日	2019年(平成31年)3月25日	24.5	2.1	22.4	0.1	19.01
		2018年(平成30年)から 2033年(令和15年)	—		6.3	16.3	1.9	27.33

(注) 多加木及び猿海道特定土地区画整理事業については、事業の都市計画決定と同時に土地区画整理促進区域を都市計画決定しています。

Ⅳ その他資料

1. 都市計画法の体系

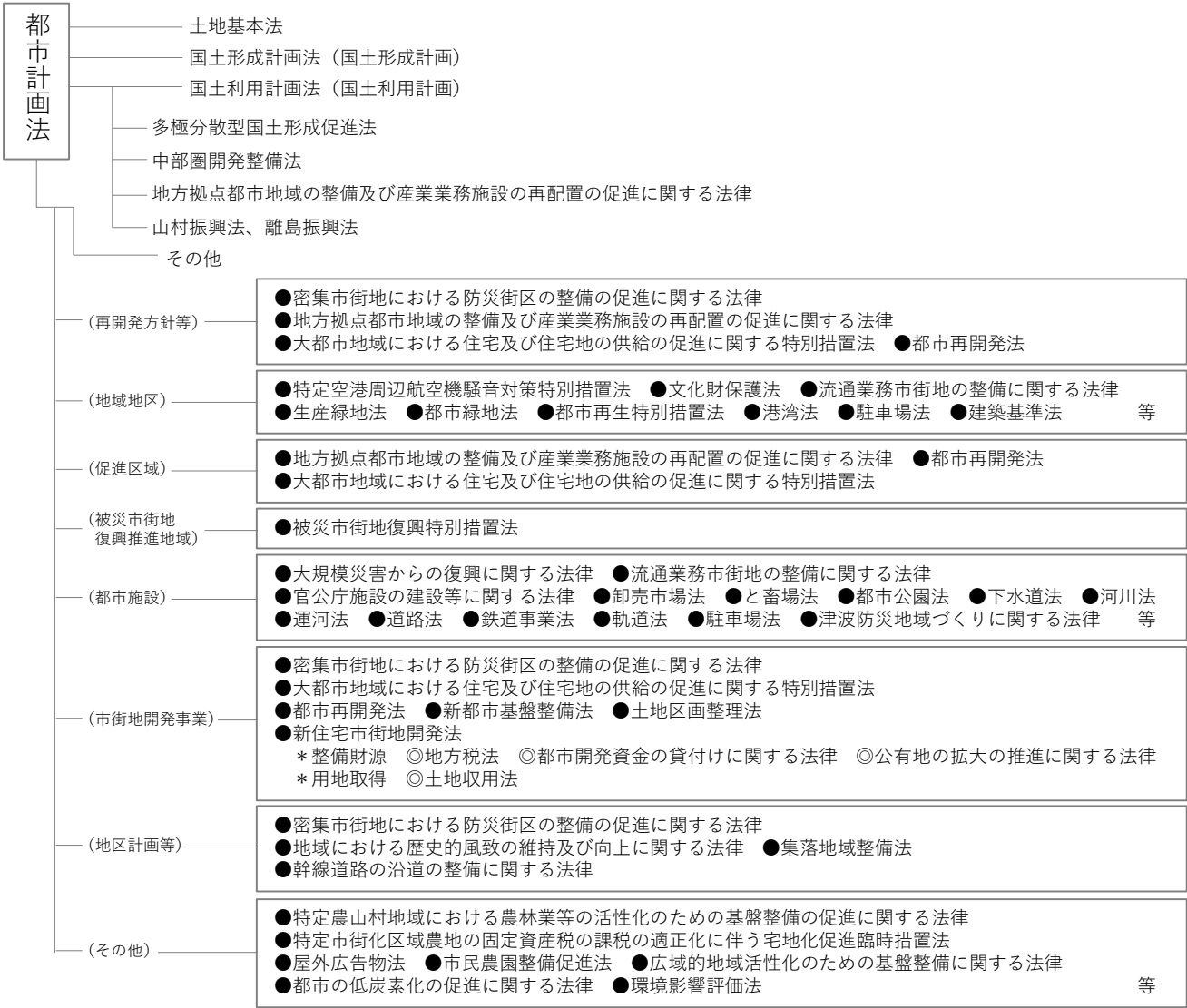
都市計画法といった場合、狭義には「都市計画法」（1968 年（昭和 43 年）6 月 15 日法律第 100 号）を指しますが、広義には実質的に都市計画と関連のある全ての法（我が国の土地や都市に関する法律は 200 以上あります）、つまり都市計画法制全般を指しています。

次表のように、都市計画法が一種の基本法として存在し、いくつかの上位法や姉妹法のほかに、多くの事業法等が存在し、これらが全体として、実質的な都市計画法制を形成しています。

都市計画を執行する行政組織に関する法令、土地所有権に関する憲法・民法の規定もまた広義には都市計画法制に数えることもできるとされています。

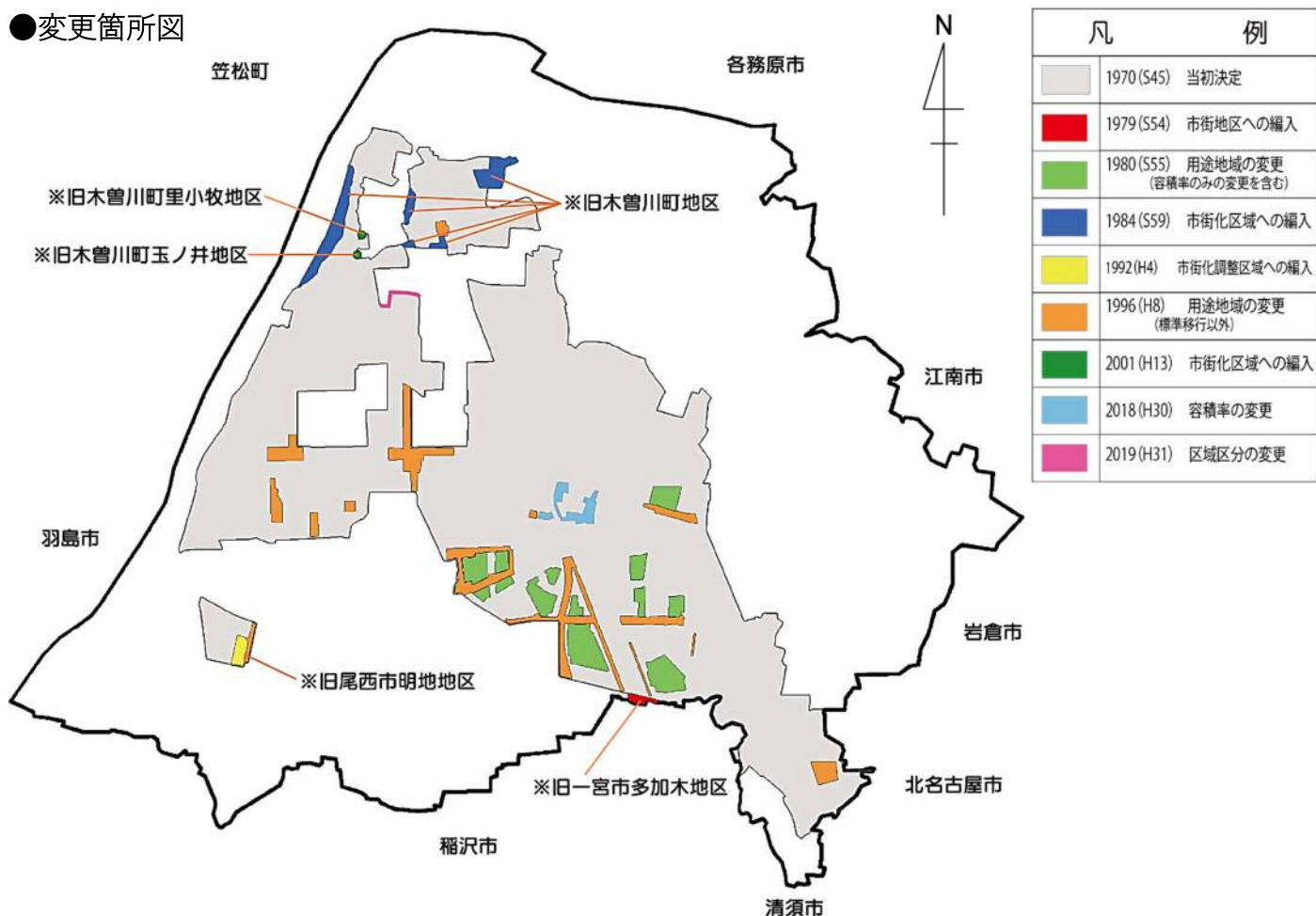
都市計画法は、国土交通省（都市局）所管の法律であり、附属政省令のほかに都市計画運用指針が都市計画制度の原則的な考え方を示しています。

●都市計画法の体系図



2. 市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の変遷

●変更箇所図



市街化区域及び市街化調整区域の変遷

都市計画決定年月日 告示番号	備 考
1970年(昭和45年)11月24日 愛知県告示第911号	当初決定
1979年(昭和54年)3月2日 愛知県告示第190号	第1回総見直し 旧一宮市多加木地区約5haを市街化区域に編入
1984年(昭和59年)2月22日 愛知県告示第149号	第2回総見直し 旧木曽川町5地区約53haを市街化区域に編入
1991年(平成3年)9月4日 愛知県告示第817号	第3回総見直し 区域変更なし
1992年(平成4年)12月4日 愛知県告示第1127号	旧尾西市明地地区約7haを市街化調整区域に編入
2001年(平成13年)5月15日 愛知県告示第404号	第4回総見直し 旧木曽川町里小牧地区0.2ha玉ノ井地区0.034haを市街化区域に編入
2010年(平成22年)12月24日 愛知県告示第749号	第5回総見直し 尾張西部都市計画区域から尾張都市計画区域に変更 区域変更なし
2019年(平成31年)3月29日 愛知県告示第215号	第6回総見直し 木曽川町・奥町地区の約0.1haを市街化区域に編入し、約0.2haを市街化調整区域へ編入

用途地域の変遷

都市計画決定年月日 告示番号	備 考
1973年(昭和48年)1月19日 愛知県告示第39号	現行法当初決定
1979年(昭和54年)3月2日 愛知県告示第200号	旧一宮市多加木地区約5haを変更
1980年(昭和55年)4月7日 愛知県告示第390号	旧一宮市18地区約167haを変更
1984年(昭和59年)2月22日 愛知県告示第149号	旧木曽川町5地区約53haを変更
-	用途地域変更なし
1992年(平成4年)12月4日 愛知県告示第1128号	旧尾西市明地地区約7haを変更
1996年(平成8年)5月31日 愛知県告示第471号	建築基準法の改正により8種類から12種類に変更 ※詳細は次ページ参照
2001年(平成13年)5月15日 愛知県告示第412号	旧木曽川町里小牧地区0.2ha玉ノ井地区0.034haを変更
2010年(平成22年)12月24日 愛知県告示第755号	(一宮市は変更なし)
2018年(平成30年)10月1日 一宮市告示第431号	商業地域の内、容積率600%の区域を約4haから約24haに変更
2019年(平成31年)3月29日 一宮市告示第113号	木曽川町、奥町地区約0.1haを変更

●（1996 年（平成 8 年）5 月 31 日告示）用途地域の細分化

1992 年（平成 4 年）6 月の都市計画法及び建築基準法の一部改正（1993 年（平成 5 年）6 月 25 日施行）により、用途地域の種類が 8 種類から 12 種類になりました。適切な住環境の保護を目的として、よりきめ細やかな用途規制ができるよう、住居系用途地域を細分化したことです。

一宮市（旧尾西市、木曾川町含む）では、1996 年（平成 8 年）5 月 31 日愛知県告示第 471 号において変更の告示がされ、その翌日から適用されました。

なお、指定替えについては、建設省（当時）通達で、第一種住居専用地域は第一種低層住居専用地域に、第二種住居専用地域は第一種中高層住居専用地域に、住居地域は第一種住居地域に移行すること等を標準としていました。

また同時に、各用途地域において建築することができる建築物の用途についても見直しが行われました。

* 市街化区域

改正前（～1996(H8).5.31）				改正後（1996(H8).6.1～）			
用途地域		容積率(%)	建蔽率(%)	用途地域		容積率(%)	建蔽率(%)
住居系	①第一種住居専用地域	100	60	①第一種低層住居専用地域		100	60
	②第二種住居専用地域	150 200	60	②第二種低層住居専用地域		-	-
	③住居地域	200	60	③第一種中高層住居専用地域		150 200	60
商業系	④近隣商業地域	200	80	④第二種中高層住居専用地域		-	-
	⑤商業地域	400 600	80	⑤第一種住居地域		200	60
工業系	⑥準工業地域	200	60	⑥第二種住居地域		200	60
	⑦工業地域	200	60	⑦準住居地域		200	60
	⑧工業専用地域	200	60	⑧近隣商業地域		200	80
				⑨商業地域		400 600	80
				⑩準工業地域		200	60
				⑪工業地域		200	60
				⑫工業専用地域		200	60

* 市街化調整区域

改正前（～1996(H8).5.31）				改正後（1996(H8).6.1～）			
用途地域		容積率(%)	建蔽率(%)	用途地域		容積率(%)	建蔽率(%)
指定なし		400	70	指定なし		200	60

※建築基準法の改正により、指定なしの地域の容積率、建蔽率が強化され、また日影規制が適用されました。

※2017 年（平成 29 年）5 月には、都市計画法及び建築基準法の一部改正（2018 年（平成 30 年）4 月 1 日施行）により、用途地域の種類が 12 種類から、田園住居地域が加わり 13 種類になっています。

また、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日現在、本市では、田園住居地域は指定していません。

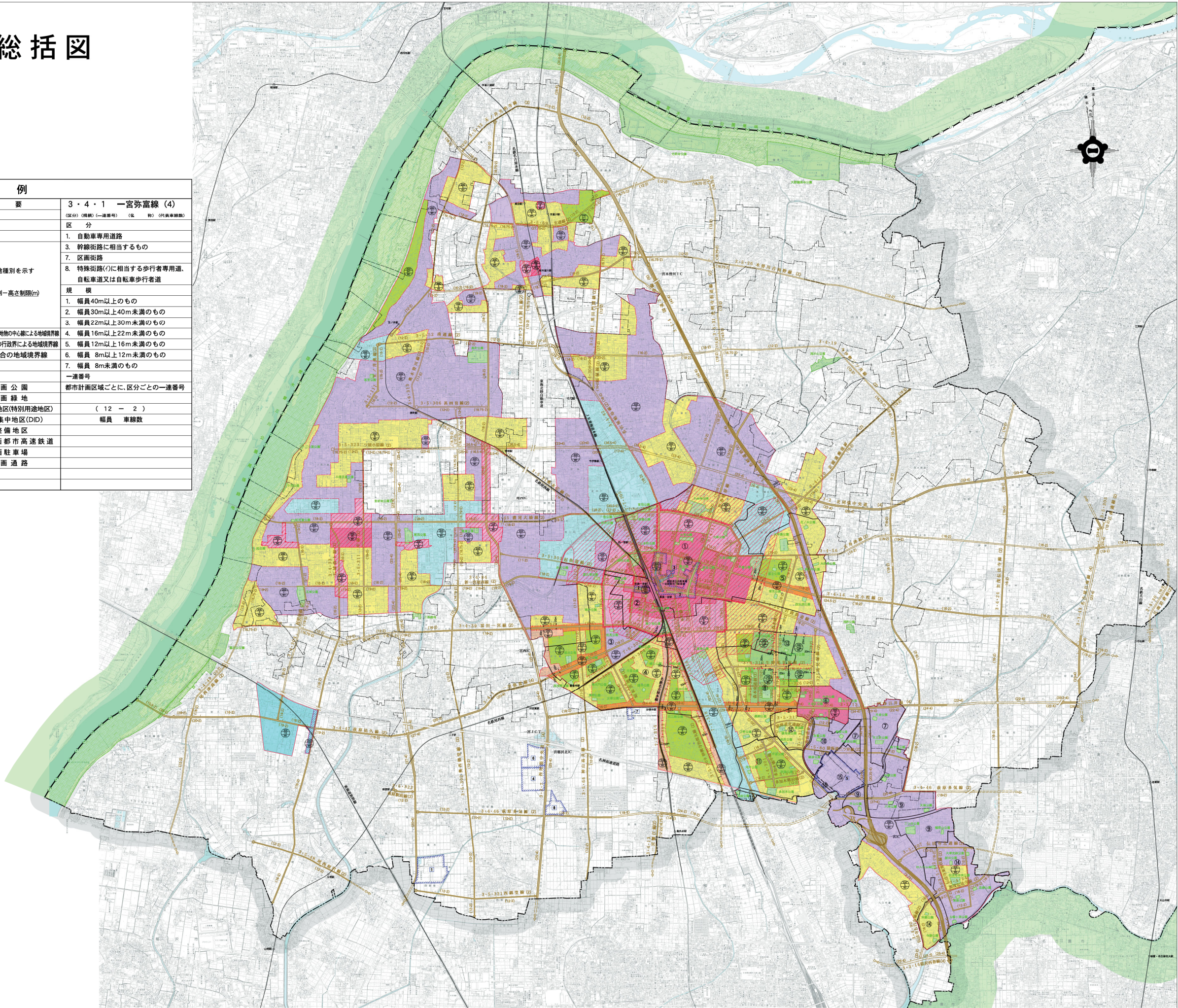
3. 一宮市沿革図

藩	郡	1868 (明治初年)	1878 (明治 11)	1887 (明治 20)	1889 (明治 22)	1893 (明治 26)	1894 (明治 27)	1896 (明治 29)	1899 (明治 32)	1900 (明治 33)	1906 (明治 39)	1908 (明治 41)	1910 (明治 43)	1921 (大正 10)	1940 (昭和 15)	1941 (昭和 16)	1951 (昭和 26)	1955 (昭和 30)	2005 (平成 17)			
名古屋 (尾張)	中島郡	一宮村		一宮町										一宮市								
		一色村		1889(明治 22). 10. 1										1921(大正 10). 9. 1								
		馬寄村					今伊勢村 1906(明治 39). 5. 10					今伊勢町 1941(昭和 16) . 5. 10		一宮市 1955 (昭和 30) . 4. 1								
		本神戸村		神戸村 1889(明治 22). 10. 1										神戸村 1899(明治 32) . 8. 21								
		新神戸村																				
		宮後村		開明村 1889(明治 22). 10. 1										開明村 1899(明治 32) . 8. 21								
		野府村		開明村 1878 (明治 11) . 12. 28		開明村 1889(明治 22). 10. 1			開明村 1899(明治 32) . 8. 21		尾西市 1955 (昭和 30) . 4. 1											
		小原村																				
		祐久村			祐賀村 1889(明治 22). 10. 1					朝日村 1906(明治 39). 5. 10					尾西市 1955 (昭和 30) . 1. 1							
		岐阜県から 編入		東加賀野并村 1887 (明治 20) . 7																		
		上祖父江村			上祖父江村 1889(明治 22). 10. 1																	
		西中野村		一部岐阜県へ 1887 (明治 20) . 7																		
		阿古井村		明地村 1878(明治 11). 12. 28																		
		吉藤村																				
		玉野村																				
		西萩原村		大徳村 1889(明治 22). 10. 1					起町 1906(明治 39). 5. 10													
		蓮池村																				
		北今村																				
		東五城村																				
		西五城村																				
		富田村																				
		起村					起町 1896(明治 29). 2. 24															
		小信中島村																				
		宮新田		三條村 1889(明治 22). 10. 1																		
		板倉新田																				
		荻安賀新田																				
		奥村					奥町 1894(明治 27). 9. 13										一宮市 2005 (平成 17) . 4. 1					
		中島村		中島村(一部) 1889(明治 22). 10. 1					萩原町 1906(明治 39). 5. 10													
		西御堂村																				
		東宮重村		新明村 1889(明治 22). 10. 1																		
		西宮重村																				
		高木村																				
		林野村																				
		河田方村		萩原村 1889(明治 22). 10. 1										萩原町 1896(明治 29). 4. 20								
		朝宮村																				
		二子村																		萩原村 1878(明治 11) . 12. 28		
		西ノ川村																				
		萩原村																				
		串作村																				
		滝村							日光村 1889(明治 22). 10. 1													
		高松村																				
		戸塚村																				
		築込村																				
		富田方村																				
		花井方村																				
		福森村																				
毛受村																						
馬引村																						
荻安賀村					荻安賀村 1906 (明治 39) . 5. 10									大和村 1908(明治 41). 5. 1		大和町 1951 (昭和 26) . 3. 1						
宮地花池村		三輪村 1889(明治 22). 10. 1																				
戸塚村		妙興寺村																				
妙興寺村		妙興寺村 1889(明治 22). 10. 1																				
氏永村		高井村																				
北高井村		高井村 1889(明治 22). 10. 1																				
南高井村		稲保村(一部) 1889(明治 22). 10. 1																				
於保村																						

藩	郡	1868 (明治初年)	1878 (明治 11)	1887 (明治 20)	1889 (明治 22)	1893 (明治 26)	1894 (明治 27)	1896 (明治 29)	1899 (明治 32)	1900 (明治 33)	1906 (明治 39)	1908 (明治 41)	1910 (明治 43)	1921 (大正 10)	1940 (昭和 15)	1941 (昭和 16)	1951 (昭和 26)	1955 (昭和 30)	2005 (平成 17)					
名古屋 (尾張)	丹羽郡	加納馬場村		幼村							千秋村 1906(明治 39). 5. 1							一宮市 1955 (昭和 30) . 4. 7	一宮市 2005 (平成 17) . 4. 1					
		芝原村		1889(明治 22). 10. 1																				
		浅野羽根村		豊富村 1889(明治 22). 10. 1																				
		塩尻村																						
		小山村																						
		町屋村																						
		天摩村		青木村 1889(明治 22). 10. 1																				
		佐野村																						
		穂積塚本村		浮野村 1889(明治 22). 10. 1																				
		勝栗村																						
		一色村																						
		浮野村																						
		熊代村	加茂村	九日市場村																				
		花地村	1878(明治 11) . 12. 28																					
		五日市場村		二川村							丹陽村 1906(明治 39). 7. 1							一宮市 1955 (昭和 30) . 1. 1						
		伝法寺村		1889(明治 22). 10. 1																				
		外崎村		三重島村 1889(明治 22). 10. 1																				
		平島村																						
		重吉村																						
		三ツ井村																						
		吾鬘村		多加森村 1889(明治 22). 10. 1																				
		森本村																						
		多加木村																						
		猿海道村																						
		馬見塚村		浅淵村 1889(明治 22). 10. 1																				
		浅野村																						
		南小淵村																						
		北小淵村																						
	小赤見村		赤羽村 1889(明治 22). 10. 1																					
	柚木風村																							
	大赤見村																							
	丹羽村																							
	定水寺村	穂波村 1889(明治 22). 10. 1																						
	下奈良村								春明村 1878(明治 11) . 12. 28															
	下奈良西 新田																							
	西大海道村																							
	時之島村					西成村 1906(明治 39). 7. 1										一宮市 1940(明治 15). 9. 20								
	瀬部村		豊原村 (一部) 1889 (明治 22) . 10. 1	豊原村 1893(明治 26). 11. 18																瀬部村 1896(明治 29). 11. 30				
	葉栗郡	里小牧村					黒田町 1906(明治 39) . 5. 10										木曾川町 1910(明治 43). 2. 10							
		玉ノ井村																						
		黒田村		黒田村 1889(明治 22) . 10. 1																	黒田町 1894(明治 27). 12. 24			
		門岡村																						
		内割田村																						
		外割田村																						
		三ツ法寺村																						
		曾根村		北方村 1889(明治 22). 10. 1																	瑞穂村 1889(明治 22). 10. 1			
		北方村																						
		中島村																						
		黒岩村																						
		大野村																						
		極楽寺村		浅井村 1889(明治 22). 10. 1			浅井町 1900 (明治 33) . 7. 9																	
		尾関村																						
		河田村																						
		前野村																						
		大日比野村																						
		小日比野村		大田島村 1889(明治 22). 10. 1			葉栗村 1906(明治 39). 5. 10			一宮市 1955 (昭和 30) . 1. 1														
河端村																								
西海戸村																								
江森村																								
西浅井村																								
東浅井村		光明寺村 1889(明治 22). 10. 1			一宮市 1940(昭和 15). 8. 1																			
高田村																								
島村																								
杉山村																								
大毛村																								
笹野村		佐千原村 1889(明治 22). 10. 1			一宮市 1940(昭和 15). 8. 1																			
光明寺村																								
田所村																								
更屋敷村																								
佐千原村																								
富塚村																								

尾張都市計画区域
一宮市都市計画総括図

凡		例	
名	容積率 建築率	摘	要
都市計画区域			3・4・1 一宮弥富線 (4)
市街化区域界			(区分) (規模) (一連番号) (全 幅) (代表車線数)
第一種低層住居専用地域	100 60		1. 自動車専用道路
第一種中高層住居専用地域	150/200 60		3. 幹線街路に相当するもの
第二種住居地域	200 60		7. 区画街路
準住居地域	200 60		8. 特殊街路(〳)に相当する歩行者専用道、 自転車道又は自転車歩行者道
近隣商業地域	200 80		規模
商業地域	400/600 80		1. 幅員40m以上のもの
準工業地域	200 60		2. 幅員30m以上40m未満のもの
工業地域	200 60		3. 幅員22m以上30m未満のもの
工業専用地域	200 60		4. 幅員16m以上22m未満のもの
指定なし(市街化調整区域)	200 60		5. 幅員12m以上16m未満のもの
道路境界線より奥行20mまたは245mの区域を近隣商業地域とする			6. 幅員 8m以上12m未満のもの
道路境界線より奥行20mの区域を商業地域とする			7. 幅員 8m未満のもの
防火地域			一連番号
準防火地域			都市計画区域ごとに、区分ごの一連番号
地区計画			(12 - 2)
都市計画道路			幅員 車線数
立体交差			
駅前広場			
チャネル			
都市計画道路の内区画街路			
土地区画整理事業 (施行済)			
土地区画整理事業 (施行中)			



一宮の都市計画
2026年（令和8年）9月

発行：一宮市

編集：一宮市まちづくり部都市計画課

☎0586-28-8100(代表)